
益田市こども計画

(2025 年度 (令和 7 年度) ~2029 年度 (令和 11 年度))

2025 年(令和 7 年) 3 月
2026 年(令和 8 年)3 月(一部改正)

益田市

はじめに

本市では、令和2年3月に「第2期益田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、“地域とともに、子どもを安心して生み育てられるまち 益田”を基本理念に掲げ、さまざまな取組を進めてまいりました。

しかし、少子化の進展や人口減少が続く中で、子どもを取り巻く環境はますます多様化・複雑化しています。その結果、子どもの貧困やヤングケアラー、ひきこもりといった深刻な社会問題が顕在化しています。

こうした背景のもと、国においては、令和4年4月に子どもに関する行政の一元化や取組の強化を目的とした「子ども家庭庁」が新たに設置されました。その後、令和5年4月に「子ども基本法」が施行され、同年12月には、子ども政策を総合的に推進するために、国全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「子ども大綱」が閣議決定されました。

「子ども大綱」では、目指す社会の姿として、「全ての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会（「子どもまんなか社会」）」を掲げています。

本市においても、「子どもまんなか社会」の実現に向けて、特定の児童・生徒・若者の利益にかたよることなく、子ども・子育て環境の変化やすべての子どもや子育て家庭に関する施策に一元的に取り組むため、基本理念として「安心できるつながりの中で、子どもたちが未来に向かって羽ばたけるまち ～すべての子どもの最善の利益を第一に～」を掲げ、「益田市子ども計画」を策定しました。

本計画の推進においては、行政だけでなく、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業など、社会全体が連携し、さらなる福祉の充実を図る必要があります。引き続き、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に際し、多大なるご尽力をいただきました益田市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、関係各位のご協力に心より感謝申し上げます。

令和7年3月

益田市長 山本 浩章



目 次

第1章 こども計画の策定にあたって	1
1 こども計画の概要	1
2 こども計画の考え方について	8
第2章 益田市の現状と課題.....	10
1 益田市のこども・子育てを取り巻く現状	10
（1）総人口・年齢区分別人口の推移と予測	10
（2）子ども・子育て対象人口の推移と予測	11
（3）出生数	11
（4）合計特殊出生率	12
（5）婚姻件数・婚姻率	12
（6）女性就業率の推移	13
（7）男性未婚率	13
（8）女性未婚率	14
（9）児童家庭相談の状況	14
（10）児童虐待の状況	15
（11）生活保護の状況	15
（12）生活困窮者自立支援制度新規相談受付件数	16
（13）特別児童扶養手当受給者数	16
（14）就学援助件数（小学生）	17
（15）就学援助件数（中学生）	17
（16）不登校者数.....	18
（17）障がい児通所サービス受給者数	18
（18）市内教育・保育施設、小中学校の児童生徒数.....	19
2 アンケート結果にみる本市の特徴	20
（1）調査の概要	20
（2）主要調査結果.....	21
（3）益田市こども・子育て支援関係施設・団体調査結果	44
3 第2期益田市子ども・子育て支援事業計画の実績について	47
（1）定期的な教育・保育事業.....	47
（2）地域子ども・子育て支援事業の提供体制	47
（3）第2期子ども・子育て支援事業計画の取組状況と課題	48
基本目標1 地域における子育てへの支援.....	48
基本目標2 子どもにとって良質な教育・保育の提供.....	50
基本目標3 配慮が必要な子どもの育ちを支える環境の整備	51
基本目標4 仕事と子育ての両立の推進.....	52

4 益田市のこども・子育てを取り巻く課題の整理.....	54
第3章 計画の基本的な考え方.....	56
1 基本理念.....	56
2 計画の基本的な視点.....	56
3 横断目標.....	57
4 基本目標.....	58
第4章 基本目標に沿った施策の展開.....	63
1 計画の体系.....	63
2 横断目標.....	64
3 施策の展開.....	66
第5章 施設・事業ごとの量の見込みと提供体制の確保.....	91
1 教育・保育の提供区域の設定.....	91
2 定期的な教育・保育事業.....	91
3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制.....	93
4 推計人口表.....	103
第6章 計画の推進体制.....	104
1 計画の推進体制.....	104
2 計画の点検・評価.....	104
資料編.....	105
1 益田市子ども・子育て会議設置規則.....	105
2 委員名簿.....	106
3 子どもの権利条約.....	107
4 用語解説.....	108

こども
まんなか
社会



第1章 こども計画の策定にあたって

1 こども計画の概要

(1) 計画の背景と趣旨

わが国では、2023年（令和5年）の合計特殊出生率が1.20、出生数727,277人と過去最低を更新しました。また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯におけるこどもへの貧困の連鎖などこどもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このようなこども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、「こども基本法」が2022年（令和4年）6月に公布、2023年（令和5年）4月に施行され、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、同年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

本市では、2015年（平成27年）3月に「益田市次世代育成支援行動計画」を引き継ぎ、「益田市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：2015年度（平成27年度）から5年間）を策定しました。また、これに続き、2020年（令和2年）3月には、幼児教育・保育の無償化などの施策と共に、「地域とともに、子どもを安心して生み育てられるまち 益田」を基本理念に「第2期益田市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：2020年度（令和2年度）から5年間）を策定して取組を進めてきました。

この計画が2024年度（令和6年度）で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を展開するため、「こども基本法」に基づき、「次期益田市子ども・子育て支援事業計画」を包含した「益田市こども計画（以下、「本計画」という。）」を策定し、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者・子育て支援施策の総合的な推進を目指します。

なお、本計画については、「持続可能な開発目標（SDGs：エスディーゼーズ）」の考え方を活用し、経済・社会・環境の3つの側面がバランスよく達成されることを目指しています。

みんなで取り組む益田市版 SDGs

SDGs（Sustainable Development Goals、エスディーゼーズ）とは2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された世界共通の「持続可能な開発目標」です。

本市ではこのSDGsの考え方を取り入れ、まちの将来像の実現に向け、地域課題を踏まえた益田市共通の目標となる「益田市版SDGs」を設定しています。

本計画の基本理念を踏まえ、「益田市版SDGs」のうち、①地域共生社会を実現しよう、③心身の健康と安心できる生活をみんなに、④子どもも大人も一緒に成長しよう、⑤「自分らしく」を尊重しよう、⑧「このまちで働きたい」をかなえよう、⑩平等なまちを実現しよう、⑪魅力ある地域の暮らしをいつまでも、⑬公平・公正と安心・安全をみんなに、⑰協働で目標や課題に取り組もう、の9つのゴールを意識しながら、施策を推進していきます。

■益田市版 SDGs

 <p>地域共生社会を実現しよう</p> <p>① 益田市版 SDGs</p>	<p>①地域共生社会を実現しよう</p> <p>一人ひとりが抱える問題に寄り添い、市民みんなで地域共生社会を実現するまち</p>	 <p>平等なまちを実現しよう</p> <p>⑩ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑩平等なまちを実現しよう</p> <p>互いの人権を尊重し、誰もが暮らしやすい社会が実現するまち</p>
 <p>地産地消でより豊かな生活を</p> <p>② 益田市版 SDGs</p>	<p>②地産地消でより豊かな生活を</p> <p>地産地消により、生活の質が向上するまち</p>	 <p>魅力ある地域の暮らしをいつまでも</p> <p>⑪ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑪魅力ある地域の暮らしをいつまでも</p> <p>地域の魅力を活かし、安心して住み続けられるまち</p>
 <p>心身の健康と安心できる生活をみんなに</p> <p>③ 益田市版 SDGs</p>	<p>③心身の健康と安心できる生活をみんなに</p> <p>生涯を通じて心身ともに健康で、子どもから高齢者まで安心して生活ができるまち</p>	 <p>資源ロスの少ないまちに</p> <p>⑫ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑫資源ロスの少ないまちに</p> <p>限りある資源を有効に活用した、ロスの少ないまち</p>
 <p>子ども大人も一緒に成長しよう</p> <p>④ 益田市版 SDGs</p>	<p>④子ども大人も一緒に成長しよう</p> <p>地域の中で子どもたちの「生きる力」を育み、大人も一緒に成長できるまち</p>	 <p>自然災害に強くしなやかなまちに</p> <p>⑬ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑬自然災害に強くしなやかなまちに</p> <p>平時から自然災害に備え、災害が起こっても強くしなやかに対応できるまち</p>
 <p>「自分らしく」を尊重しよう</p> <p>⑤ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑤「自分らしく」を尊重しよう</p> <p>性差に関わらず、誰もが自分らしく生活できるまち</p>	 <p>豊かな日本海を守ろう</p> <p>⑭ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑭豊かな日本海を守ろう</p> <p>美しい日本海と、その恵みを活かした水産業が受け継がれるまち</p>
 <p>豊かな水辺環境を守ろう</p> <p>⑥ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑥豊かな水辺環境を守ろう</p> <p>高津川を始めとした美しい水辺環境がいつまでも残るまち</p>	 <p>豊かな森林と美しい田畑を守ろう</p> <p>⑮ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑮豊かな森林と美しい田畑を守ろう</p> <p>豊かな森林・美しい田畑の景観と、その恵みを活かした農林業が受け継がれるまち</p>
 <p>自然を活かしたエネルギーでクリーンなまちに</p> <p>⑦ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑦自然を活かしたエネルギーでクリーンなまちに</p> <p>バイオマスなどの自然を活かしたエネルギーが供給できるまち</p>	 <p>公平・公正と安心・安全をみんなに</p> <p>⑯ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑯公平・公正と安心・安全をみんなに</p> <p>公平・公正で開かれた行政運営のもと、誰もが安心・安全を感じられるまち</p>
 <p>「このまちで働きたい」をかなえよう</p> <p>⑧ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑧「このまちで働きたい」をかなえよう</p> <p>地域を支える産業が安定して営まれ、「このまちで働きたい」をかなえるまち</p>	 <p>協働で目標や課題に取り組もう</p> <p>⑰ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑰協働で目標や課題に取り組もう</p> <p>市民みんなの協働により、あらゆる目標や課題に取り組むまち</p>
 <p>時代に適した産業・通信基盤をつくろう</p> <p>⑨ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑨時代に適した産業・通信基盤をつくろう</p> <p>先端技術を活用し、新たな時代に適応できる産業基盤や通信基盤が整備されたまち</p>	 <p>益田市版 SDGs について詳しくはこちら (市公式ウェブサイト)</p>	

(2) 益田市のひとづくりについて

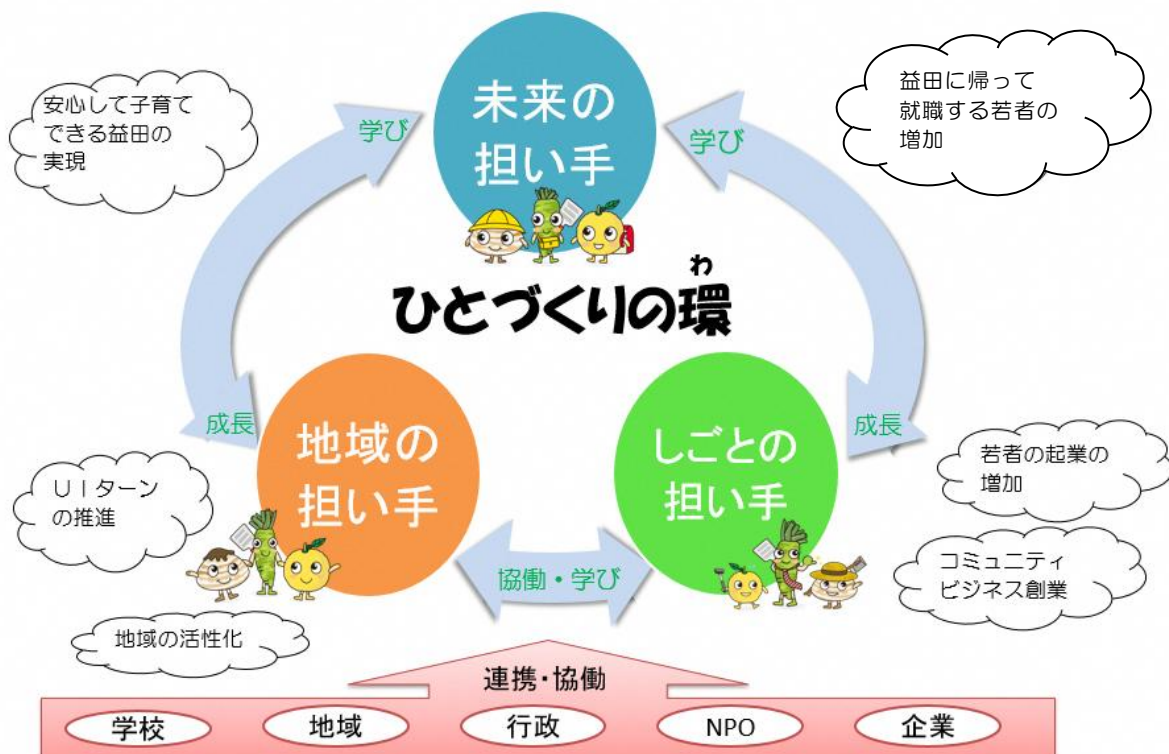
本市では、「益田市ひとづくり協働構想」に基づき、「ひとが育つまち益田」の実現を目指し、未来の益田市を支える担い手（未来の担い手）、しごとの担い手、地域づくりの担い手（地域の担い手）を一体的に育成する取組を行っています。

特に、未来の益田市を支える担い手（未来の担い手）育成に関しては、益田市教育委員会が実施する「対話プラス」や「益田版・職場体験」等を通じて、地域の人々との関わりの中でこどもたちが「生き方」を学び、自ら地域の一員として積極的に関わることができるよう支援しています。

こうした取組により、未来を切り拓くための「生きる力」を育む「ライフキャリア教育」を推進しています。

これらの経験を経て成長したこどもたちが、ロールモデルとして次世代との関わりを深め、人材育成の循環「ひとづくりの環（わ）」を創出することを目指しています。

益田市のひとづくりのイメージ図



(3) 計画の位置付け・他計画との関連

① 計画の位置付け

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に基づき策定する「市町村こども計画」であり、国の「こども大綱」及び島根県が策定する「こども計画」を勘案して本市におけるこども施策を定めるものです。

また、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく「子ども・若者計画」を一体として策定する計画です。さらに、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」、及び貧困状況にあるこどもに対する教育、生活、保護者の就労、経済的支援について、必要な施策を展開していくため、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく「市町村計画」を内包した、こども・子育て・若者支援に関する総合的な計画として策定するものです。

【こども基本法（第10条第2項）】

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

【子ども・子育て支援法（第61条）】

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【子ども・若者育成支援推進法（第9条第2項）】

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（第8条）】

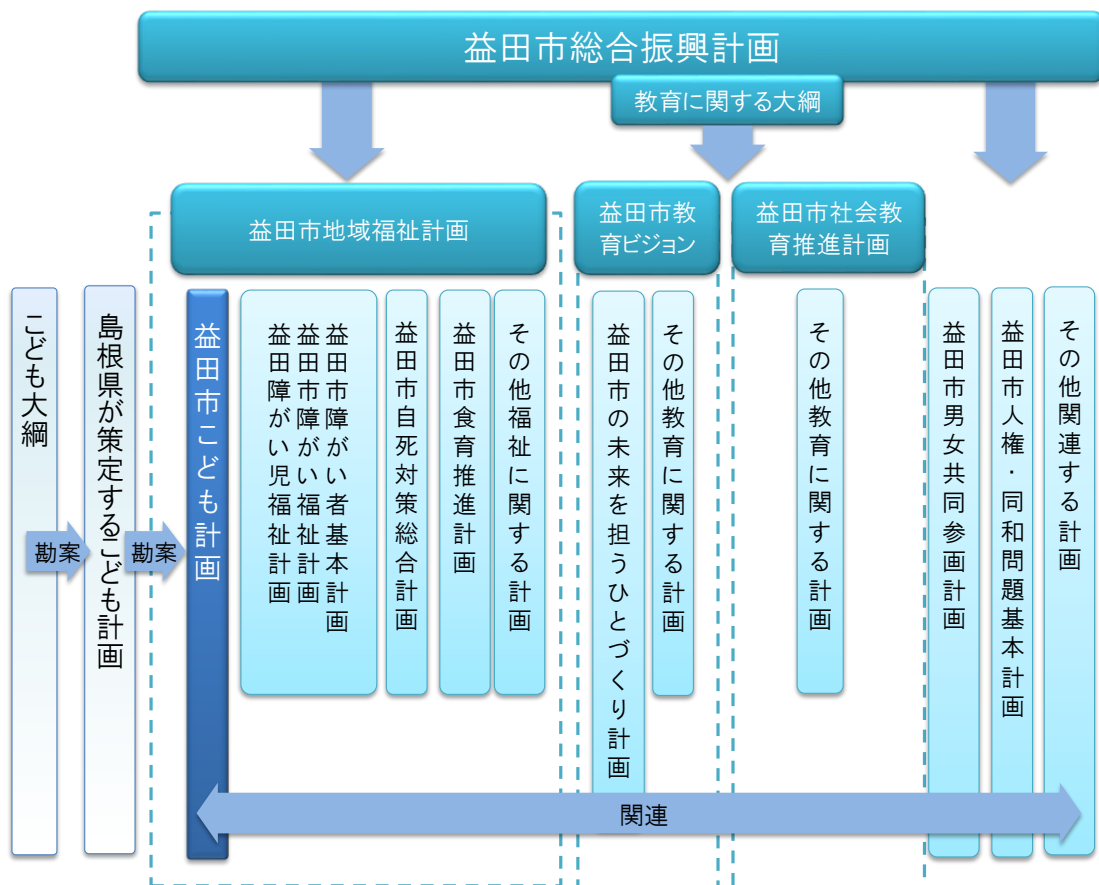
市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（第10条第2項）】

市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

②他の計画との関連

本計画は、「益田市総合振興計画」を最上位計画、「益田市地域福祉計画」を上位計画とし、「益田市教育ビジョン」、「益田市社会教育推進計画」その他の関連計画と整合性を保ちながら、施策を総合的・一体的に推進していきます。



(4) 計画の期間

本計画は、2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年間を計画期間としています。なお、毎年本計画の進捗状況を把握し、改善を図ります。

年度	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
子ども・子育て支援事業計画	第2期益田市子ども・子育て支援事業計画 2020年度(令和2年度)～ 2024年度(令和6年度) (5年間)		益田市こども計画 2025年度(令和7年度)～2029年度(令和11年度) (5年間)				
次世代育成支援行動計画							
こどもの貧困の解消に向けた対策 についての計画	未策定						
子ども・若者計画	未策定						

(5) 計画の対象

本計画の対象は、本市の、生まれる前から40歳未満である者及びその家庭、地域、企業、行政機関等とします。

(6) 本計画における「こども」、「子ども」、「若者」の定義及び「こども」の表記について

【こども大綱における「こども」、「若者」の定義】

「こども」は、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代から概ね18歳まで）、「青年期」（概ね18歳以降から概ね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分がある。

【子供・若者育成支援推進大綱における「若者」の定義】

若者は、思春期、青年期（概ね18歳から概ね30歳未満まで）の者。施策によっては、ポスト青年期の者（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者）も対象とする。

【子ども・子育て支援法（第6条）】

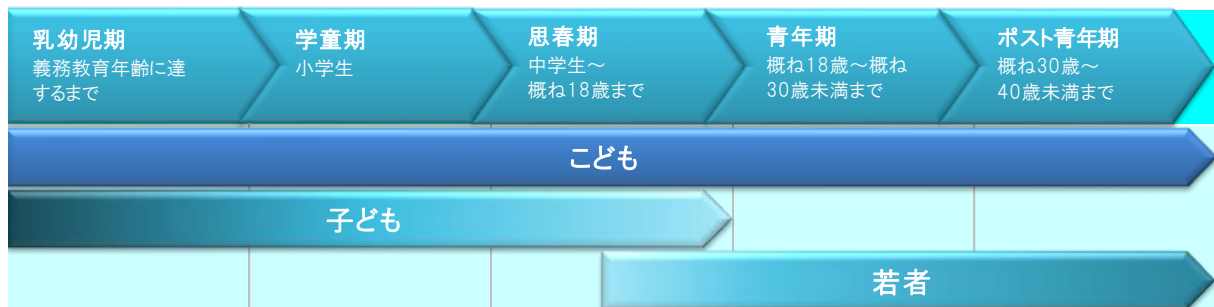
この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

【「こども」の表記について】

内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室発出の2022年（令和4年）9月15日付け事務連絡で「こども」表記の推奨について（依頼）と題して、各府省庁に通知し、今後の行政文書においても「こども」表記を活用していくとし、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いるとされています。

上記の定義を踏まえて、本計画における「子ども」は概ね18歳までの者、「若者」は思春期からポスト青年期の者を含む40歳未満までの者、「こども」は概ね40歳未満の者とします。また、国で示された表記方法を準用し、本市においても、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。

なお、「こども」と「子ども」、「若者」には重なり合う部分がありますが、特に乳幼児期、学童期、思春期の期間を明確にするために、「子ども」と記載し、青年期全体を含むことを明確にするために、「若者」と記載する場合があります。



2 こども計画の考え方について

1989年（平成元年）に、子ども（18歳未満の人）が守られる対象であるだけでなく、権利の主体であることを明確にした「子どもの権利条約」が国連総会によって採択されました。日本は、1994年（平成6年）に批准しています。

2022年（令和4年）6月には、「日本国憲法」及び「子どもの権利条約」に則り、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が成立し、2023年（令和5年）4月に施行されました。

この法律では、すべてのこどもが個人として尊重され、基本的人権が保障されること、差別的扱いを受けることがないようにすること、教育を受ける機会が等しく与えられること、意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会が確保されることなどが基本理念として掲げられています。

これらの基本理念に基づき、こども施策を総合的に推進するため、2023年（令和5年）12月に、「こども大綱」が定められ、「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが掲げられました。

本計画は、「こども基本法」第10条に基づく「市町村こども計画」として、「こども基本法」の基本理念を踏まえて策定するものです。

【こども基本法の基本理念】

- 1 すべてのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 2 すべてのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 3 すべてのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 4 すべてのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 5 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

また、本計画はこども施策の基本方針を定めた「こども大綱」を踏まえています。

【こども大綱～こども施策に関する基本的な方針～】

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

【こどもまんなか社会】

すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

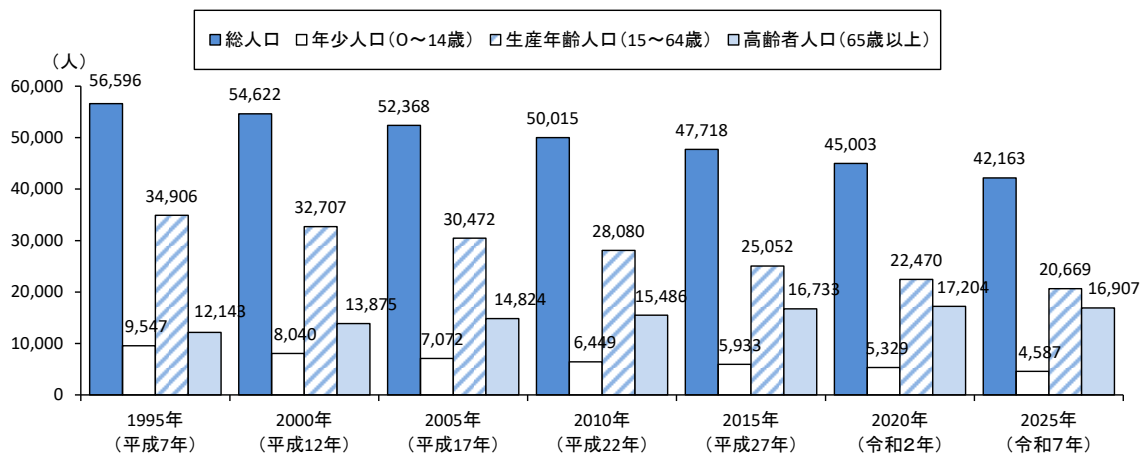
第2章 益田市の現状と課題

1 益田市のこども・子育てを取り巻く現状

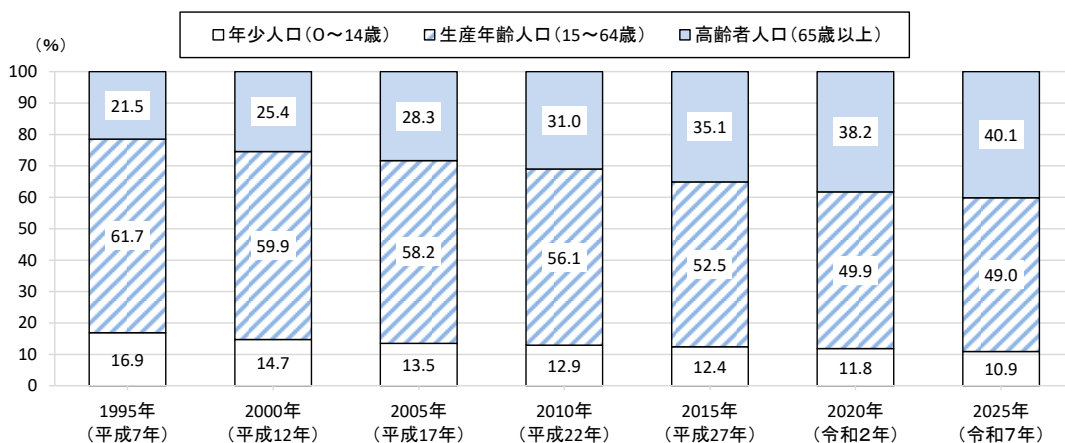
(1) 総人口・年齢区分別人口の推移と予測

- 本市の総人口は、2020年（令和2年）には45,003人であり、今後においても大きな変革などが無い限り、減少すると推測されます。
- 年齢区分別では、14歳以下の年少人口、15～64歳の生産年齢人口割合は一貫して減少傾向で推移しています。

■総人口・年齢区分別人口の推移と予測■



資料：2020年（令和2年）までは国勢調査、2025年（令和7年）は国立社会保障・人口問題研究所推計値（2023） ※国勢調査における年齢不詳人口は、各年齢区分の人口に按分して加えている。

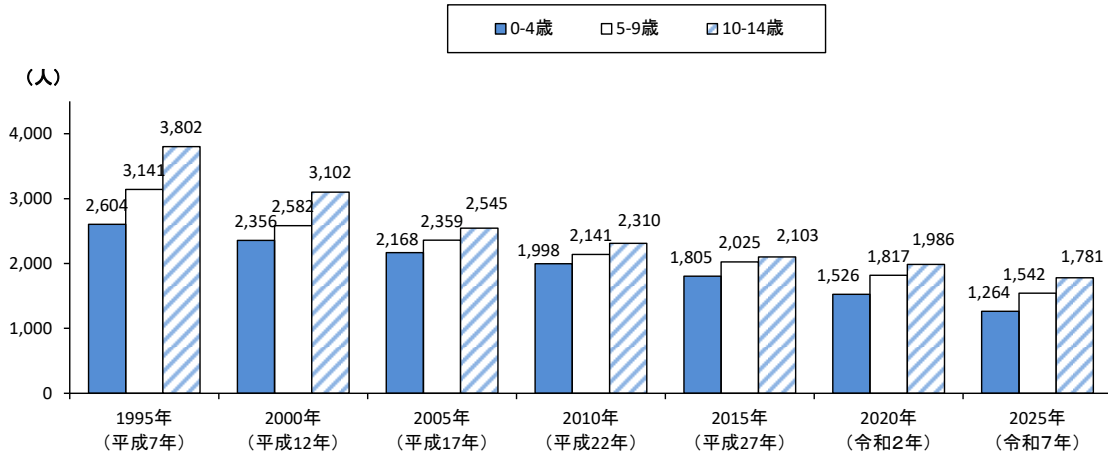


資料：2020年（令和2年）までは国勢調査、2025年（令和7年）は国立社会保障・人口問題研究所推計値（2023） ※国勢調査における年齢不詳人口は、各年齢区分の人口に按分して加えている。

(2) 子ども・子育て対象人口の推移と予測

- 本市の2025年（令和7年）の推計人口は、0～4歳人口が1,264人、5～9歳人口が1,542人、10～14歳人口が1,781人となっており、いずれも2020年（令和2年）の実測値から減少し、今後も3つの年代ともに減少すると推測されます。

■ 14歳以下3区分別人口の推移と予測 ■

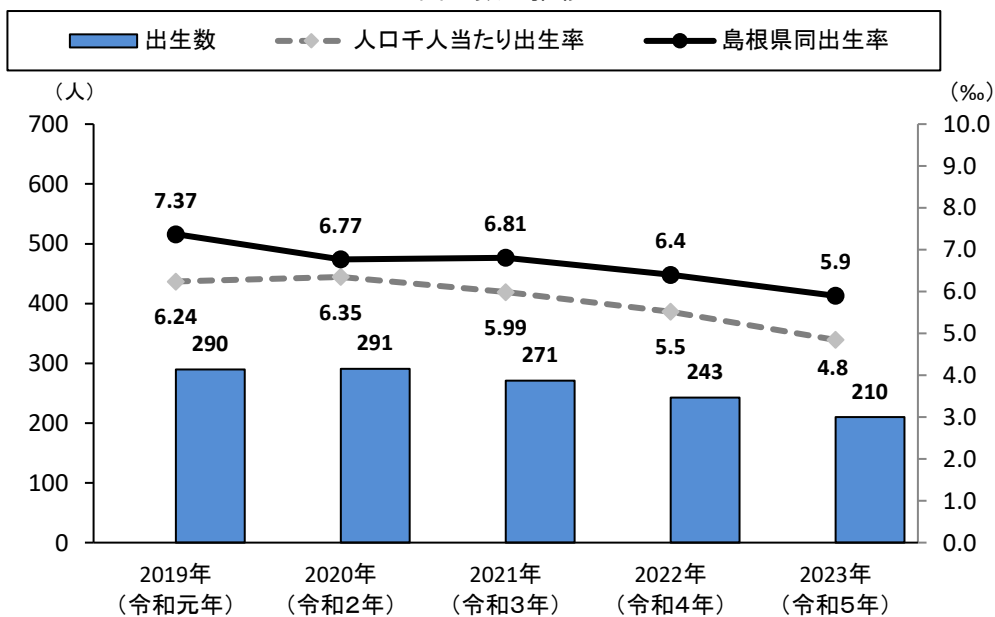


資料：2020年（令和2年）までは国勢調査、2025年（令和7年）は国立社会保障・人口問題研究所推計値（2023） ※国勢調査における年齢不詳人口は、各年齢区分の人口に按分して加えている。

(3) 出生数

- 本市の出生数は、直近過去5年間に於いて2020年（令和2年）291人をピークに、その後減少傾向となっています。
- 2023年（令和5年）の人口千人当たり出生率は4.8‰（パーミル）となっており、5‰（パーミル）を下回っています。各年とも、島根県と比較すると低い水準となっています。

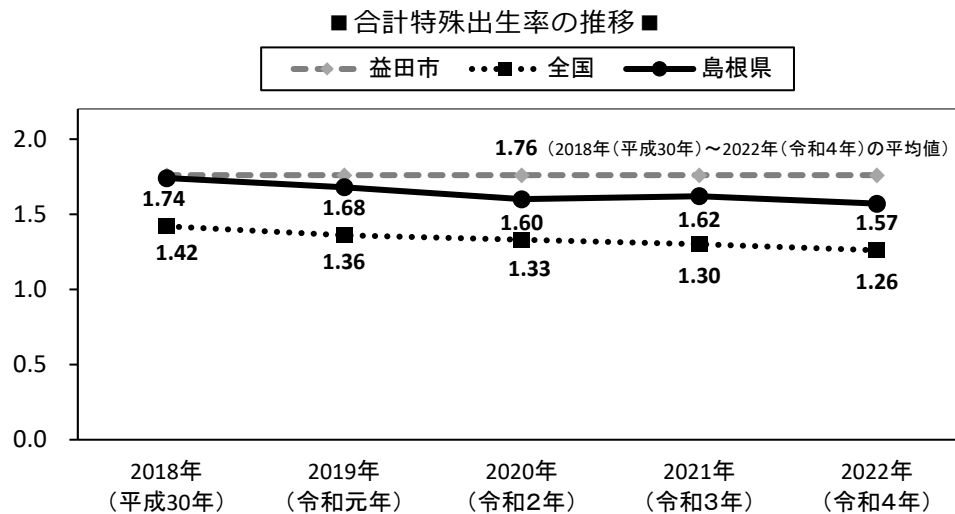
■ 出生数の推移 ■



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）

(4) 合計特殊出生率

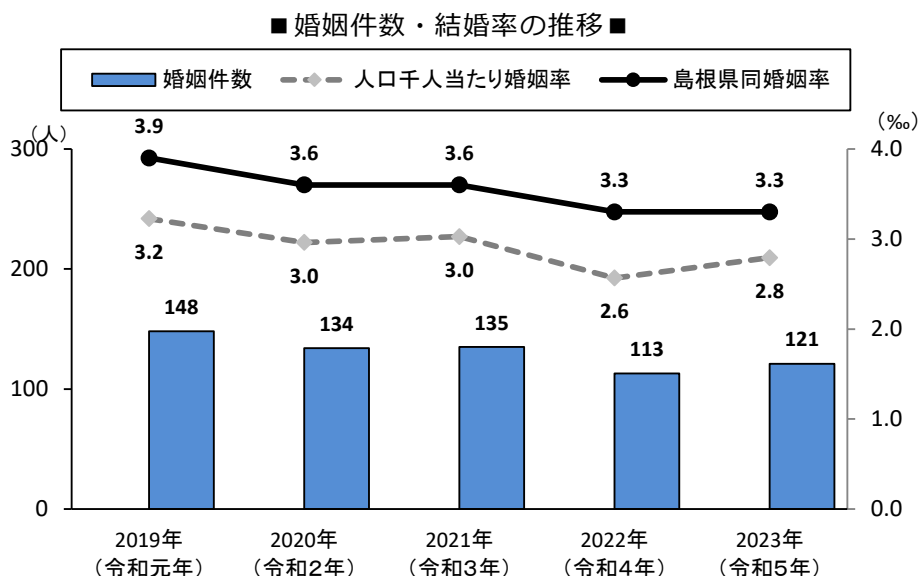
- 本市の合計特殊出生率（2018年（平成30年）～2022年（令和4年）の平均）は、1.76となっています。
- 全国の合計特殊出生率（2018年（平成30年）～2022年（令和4年）の平均）は、1.33、島根県の合計特殊出生率（2018年（平成30年）～2022年（令和4年）の平均）は1.60となっており、本市の合計特殊出生率は、全国、島根県よりも高い傾向となっています。



資料：人口動態統計（厚生労働省）

(5) 婚姻件数・婚姻率

- 本市の婚姻件数は、2019年（令和元年）の148件から2023年（令和5年）の121件に増減しながら推移しています。
- 人口千人当たり婚姻率は、おおむね3‰（パーミル）前後で推移しています。各年ともに島根県と比較すると低い水準となっています。

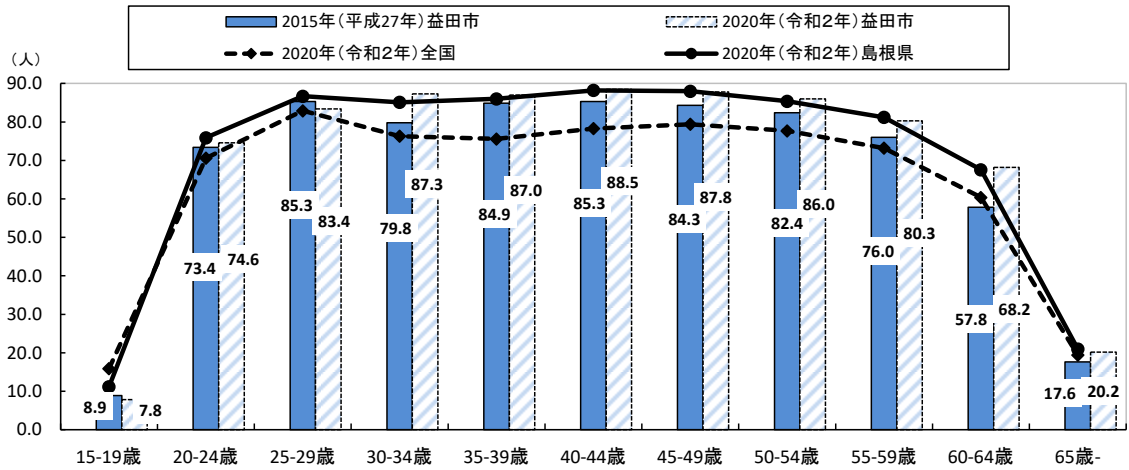


資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）

(6) 女性就業率の推移

- 2015年(平成27年)と2020年(令和2年)を比較すると20歳以上の年代は、25-29歳を除き、いずれも就業率が増加しています。
- 特に30-34歳、60-64歳は増加幅が大きくなっています。

■女性就業率の推移■

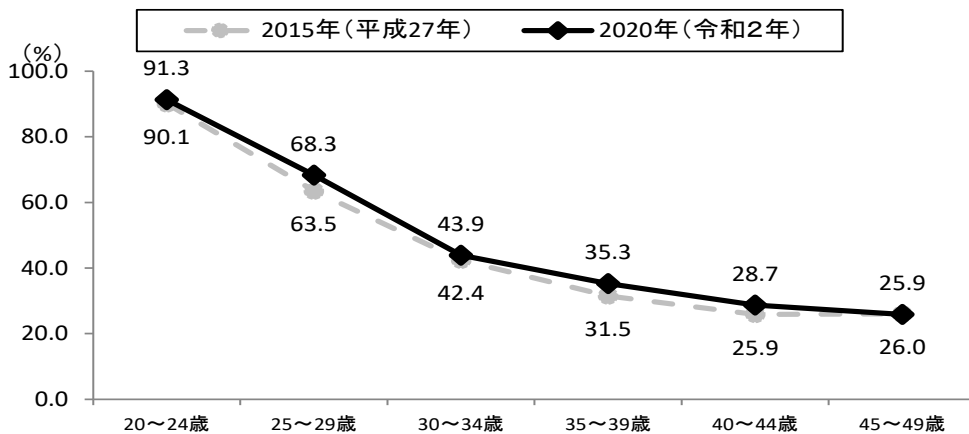


資料: 国勢調査

(7) 男性未婚率

- 本市の男性未婚率は、2015年(平成27年)では20-24歳で90.1%、45-49歳では26.0%となっています。2020年(令和2年)では20-24歳で91.3%、45-49歳では25.9%となっています。

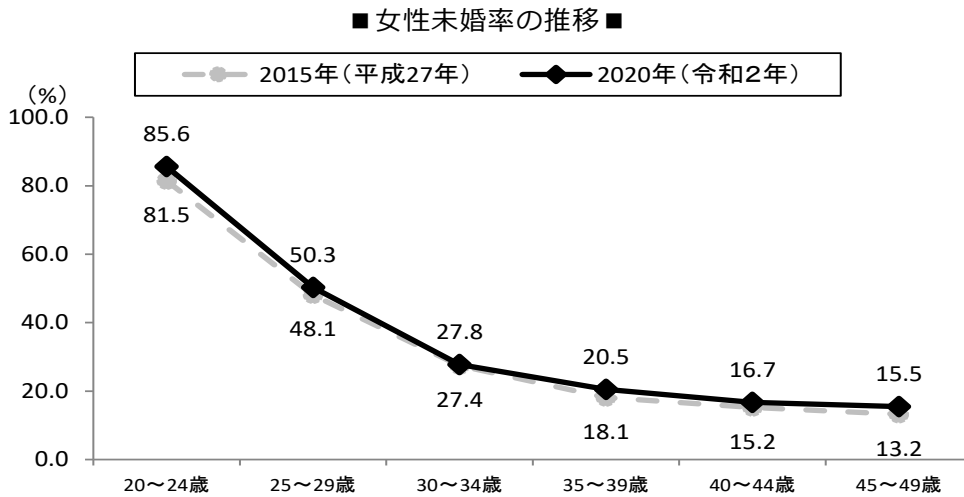
■男性未婚率の推移■



資料: 国勢調査

(8) 女性未婚率

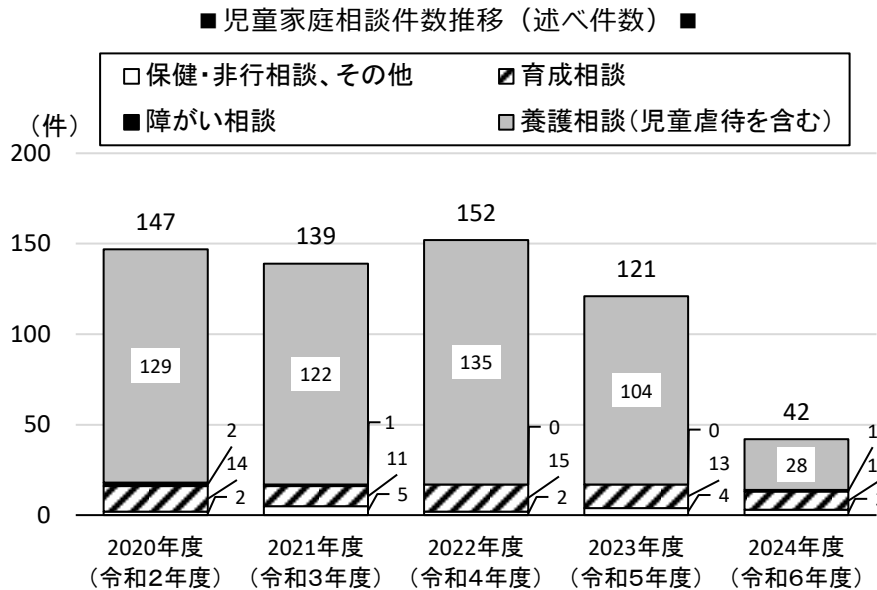
●本市の女性未婚率は、2015年（平成27年）では20-24歳で81.5%、45-49歳では13.2%となっています。2020年（令和2年）では20-24歳で85.6%、45-49歳では15.5%となっています。



資料：国勢調査

(9) 児童家庭相談の状況

●児童家庭相談件数は減少傾向となっています。相談内容の内訳は、養護相談（児童虐待を含む）が大半を占めています。

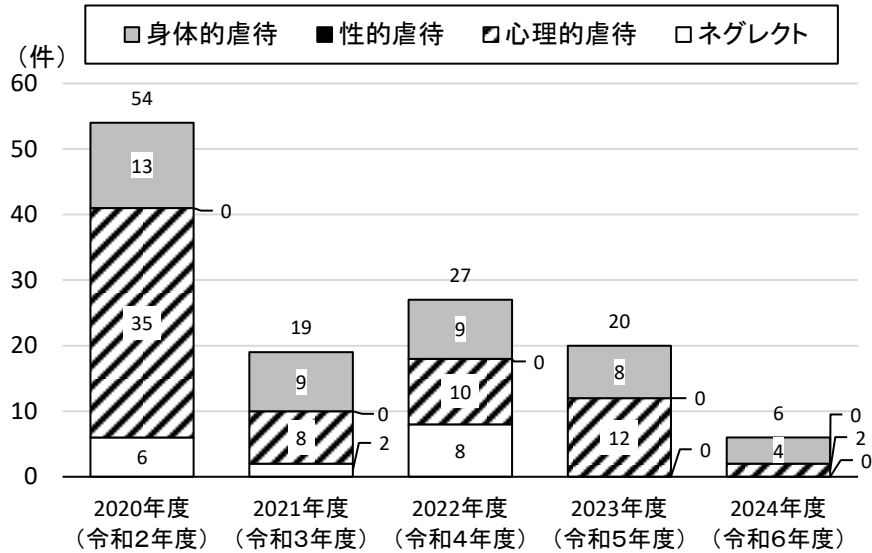


(2024年度(令和6年度)は9月末現在) 資料：益田市

(10) 児童虐待の状況

●児童虐待対応件数は、減少傾向となっています。対応内容の内訳は、年度によりばらつきがありますが、身体的虐待と心理的虐待が多くを占めています。

■ 児童虐待対応件数推移 ■



(2024年度(令和6年度)は9月末現在) 資料:益田市

(11) 生活保護の状況

●市の保護率は、2020年度(令和2年度)の7.78%(パーミル)が最も高くなっています。被保護人員では、小中高生合計の人数が減少傾向で推移しています。

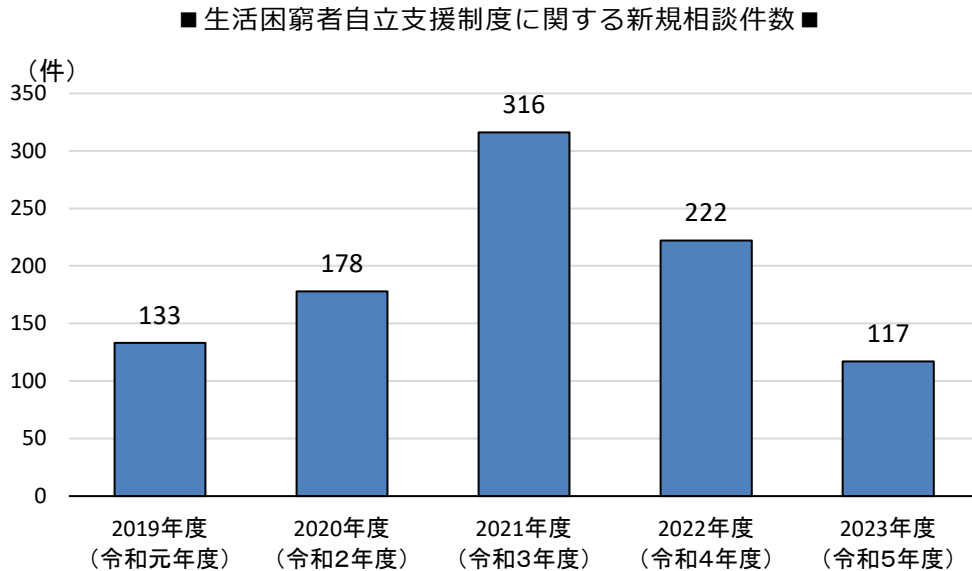
■ 生活保護受給者数 ■

区分	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
被保護世帯数	294	277	271	272	265
被保護人員(人)	352	330	317	326	322
小学生(人)	20	16	12	12	11
中学生(人)	7	6	4	7	7
高校生(人)	10	8	6	2	4
その他(人)	315	300	295	305	300
市保護率(‰)	7.78	7.40	7.20	7.52	7.46
小中高合計(人)	37	30	22	21	22

(2024年度(令和6年度)は9月末現在) 資料:益田市

(12) 生活困窮者自立支援制度新規相談受付件数

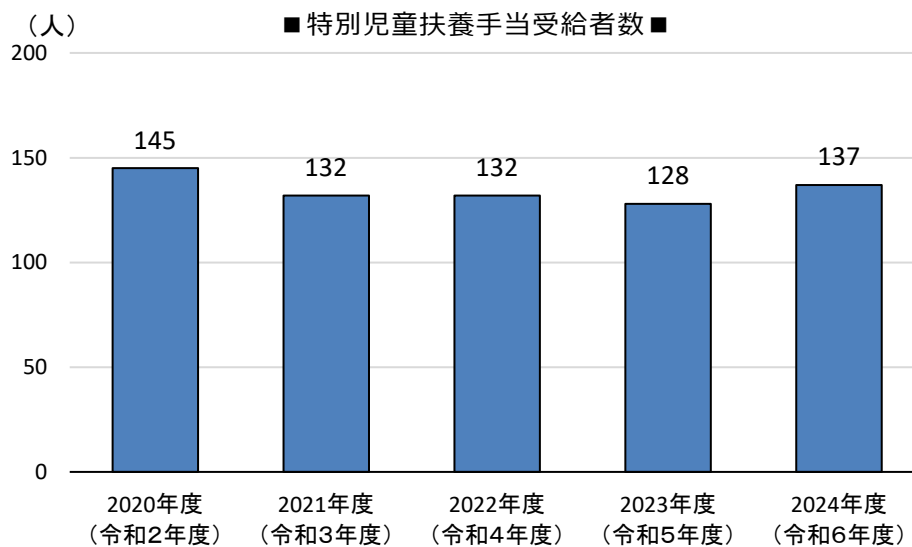
●生活困窮者自立支援制度に関する新規相談受付件数は、2021年度（令和3年度）の316件から減少傾向となり、2023年度（令和5年度）には117件となっています。



資料：益田市

(13) 特別児童扶養手当受給者数

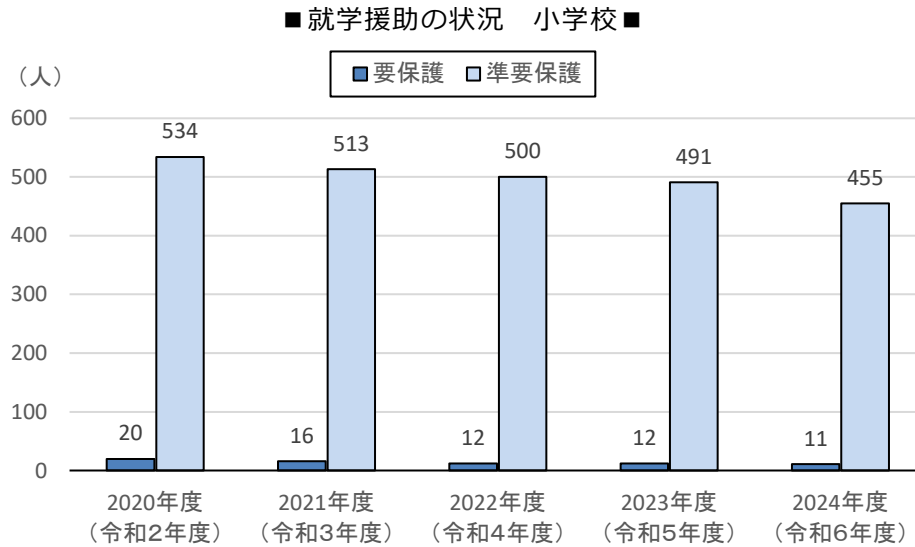
●特別児童扶養手当受給者数は、2023年（令和5年度）まで減少傾向でしたが、2024年度（令和6年度）に増加に転じており、137件となっています。



（2024年度（令和6年度）は9月末現在）資料：益田市

(14) 就学援助件数（小学生）

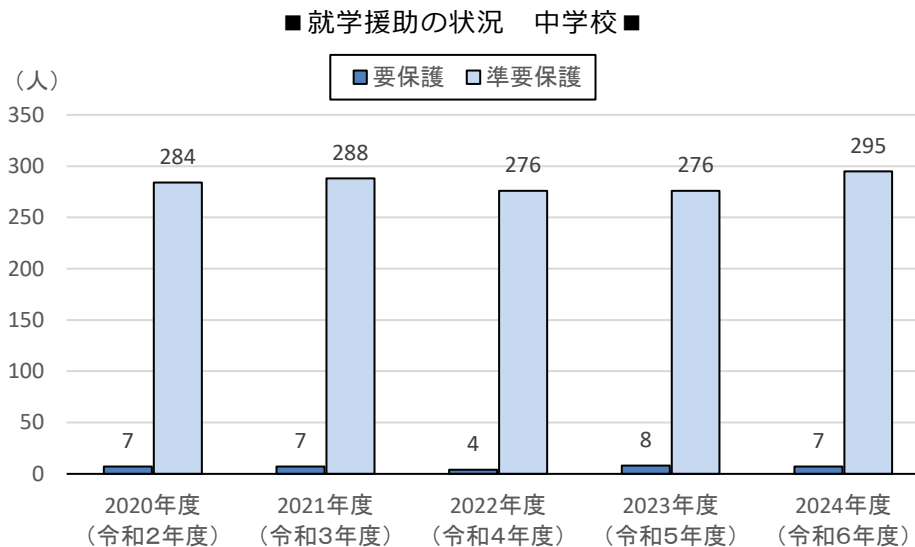
●小学生における就学援助件数は、要保護、準要保護とも減少傾向となっており、2024年度（令和6年度）には、それぞれ11件、455件となっています。



(2024年度（令和6年度）は9月末現在) 資料: 益田市

(15) 就学援助件数（中学生）

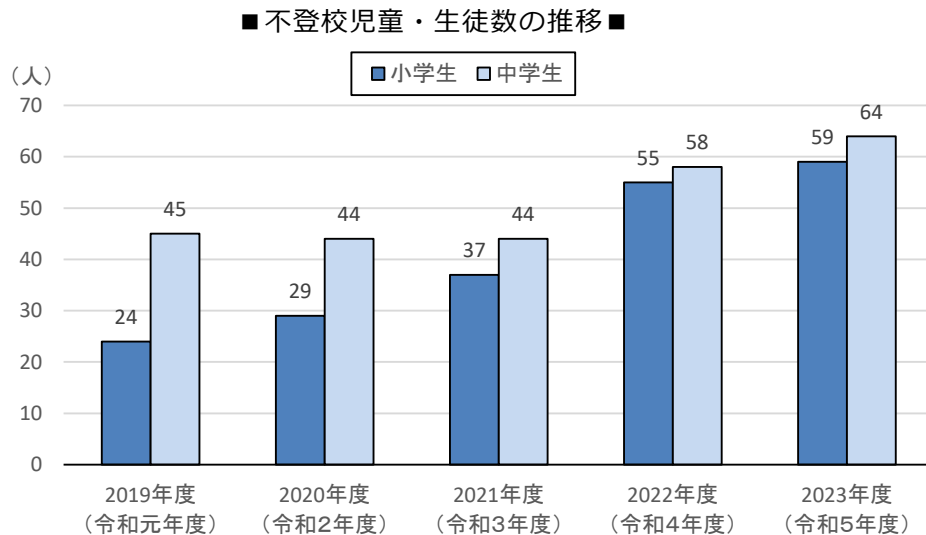
●中学生における就学援助件数は、要保護では、2023年度（令和5年度）から減少し、2024年度（令和6年度）には、7件となっています。準要保護では、2023年度（令和5年度）から増加し、295件となっており、この5年間では最も多くなっています。



(2024年度（令和6年度）は9月末現在) 資料: 益田市

(16) 不登校者数

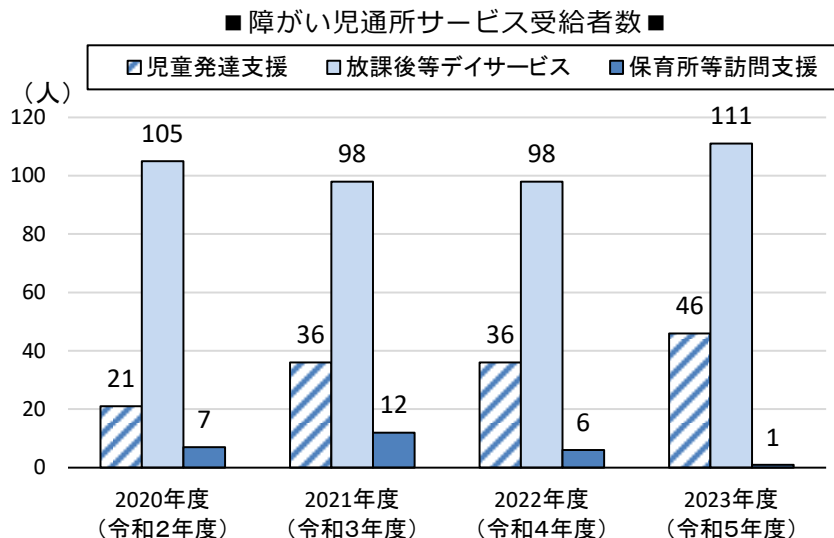
●不登校者数は、小学生では、2019年度（令和元年度）以降、増加傾向となっており、2023年度（令和5年度）には59人となっています。中学生では、2021年度（令和3年度）以降、増加傾向となっており、2023年度（令和5年度）には64人となっています。小学生、中学生とも2023年度（令和5年度）が最も多くなっています。



資料：益田市

(17) 障がい児通所サービス受給者数

●障がい児通所サービス受給者数は、児童発達支援では、増加傾向となっており、2023年度（令和5年度）には、46人となっています。放課後デイサービスでは、2021年度（令和3年度）に減少したものの2023年度（令和5年度）には、111人とこの4年間で最も多くなっています。保育所等訪問支援では、2021年度（令和3年度）以降、減少傾向となっており、2023年度（令和5年度）では1人となっています。



資料：益田市

(18) 市内教育・保育施設、小中学校の児童生徒数

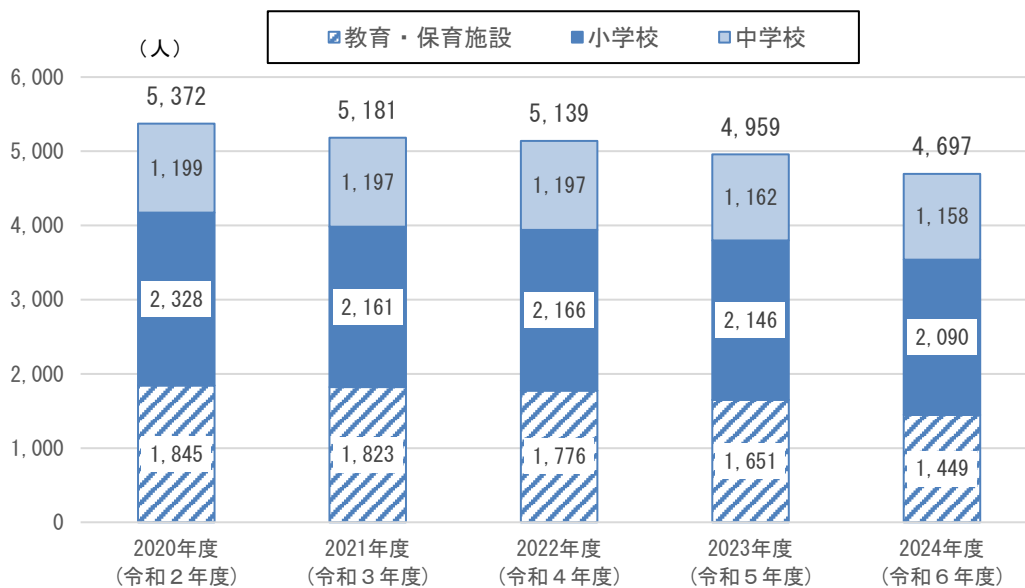
●市内の教育・保育施設、及び、小学校・中学校すべてにおいて、児童生徒数は減少傾向となっています。

■教育・保育施設、小中学校の児童生徒数■

〔単位：人〕

区分	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
教育・保育施設 (保育所・認定こども園・幼稚園等)	1,845	1,823	1,776	1,651	1,449
小学校	2,328	2,161	2,166	2,146	2,090
中学校	1,199	1,197	1,197	1,162	1,158

(2024年度(令和6年度)は9月末現在) 資料:益田市



2 アンケート結果にみる本市の特徴

(1) 調査の概要

① 調査目的

本調査は、「こども基本法」第10条に基づく「益田市こども計画」策定の基礎資料として、本市のこども・若者及び子育て当事者の現状・課題を把握することを目的として実施しました。

② 調査期間

2024年（令和6年）4月～5月

③ 調査概要

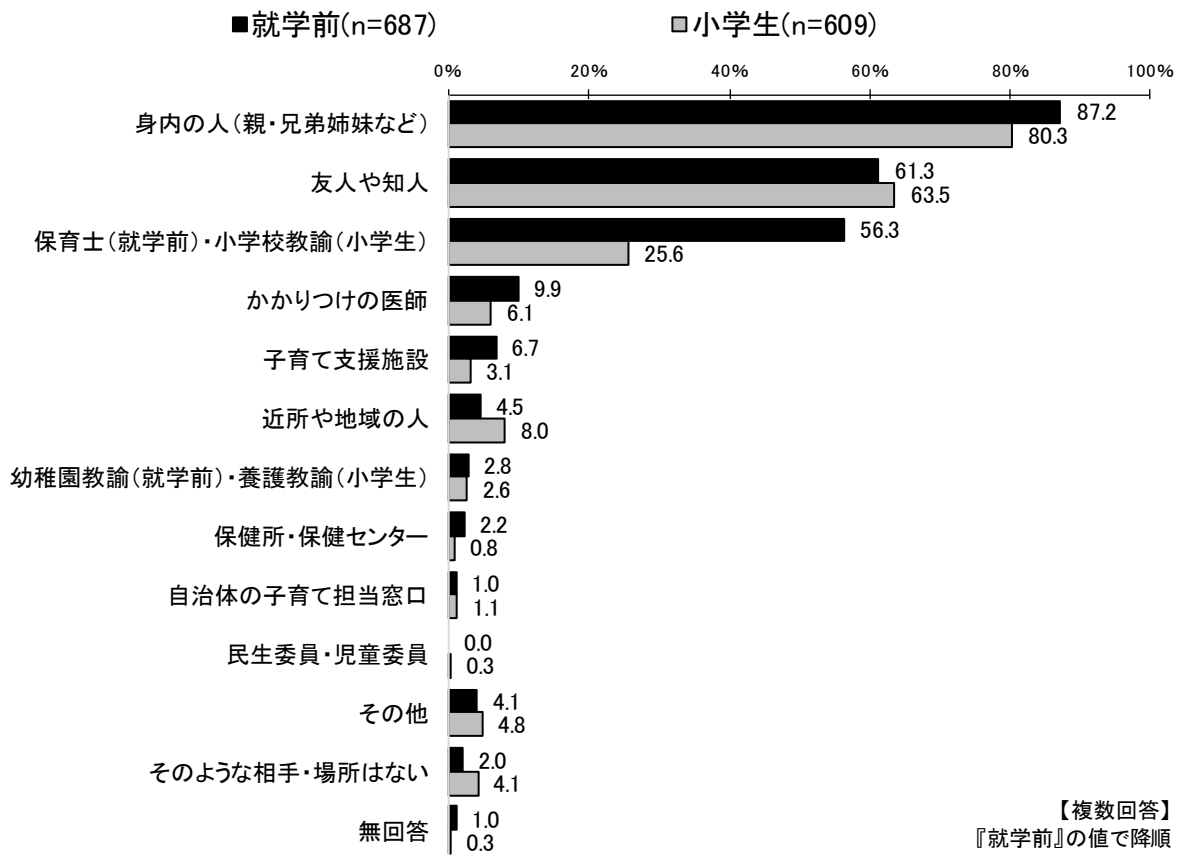
調査対象者	子ども・子育て支援に関する調査		子どもの生活状況調査		こども・若者の意識と生活に関する調査	
	市内の就学前児童の保護者	市内の小学生（小学1～6年生）の保護者	市内の中学2年生	市内の中学2年生の保護者	市内在住の16～39歳	
調査方法	紙アンケート		紙アンケート	Webアンケート		
アンケート実施方法	郵送による配布・回収	保育施設での配布・回収	郵送による配布・回収	QRコード付ハガキを郵送		
配布数	246人	915人	1,576人	417人	410人	1,083人
	合計：1,161人					
回収数	88人	599人	609人	76人	112人	162人
	合計：687人					
回収率	35.8%	65.5%	38.6%	18.2%	27.3%	15.0%
	合計：59.2%					

(2) 主要調査結果

① 気軽に相談できる相手【就学前・小学生保護者】

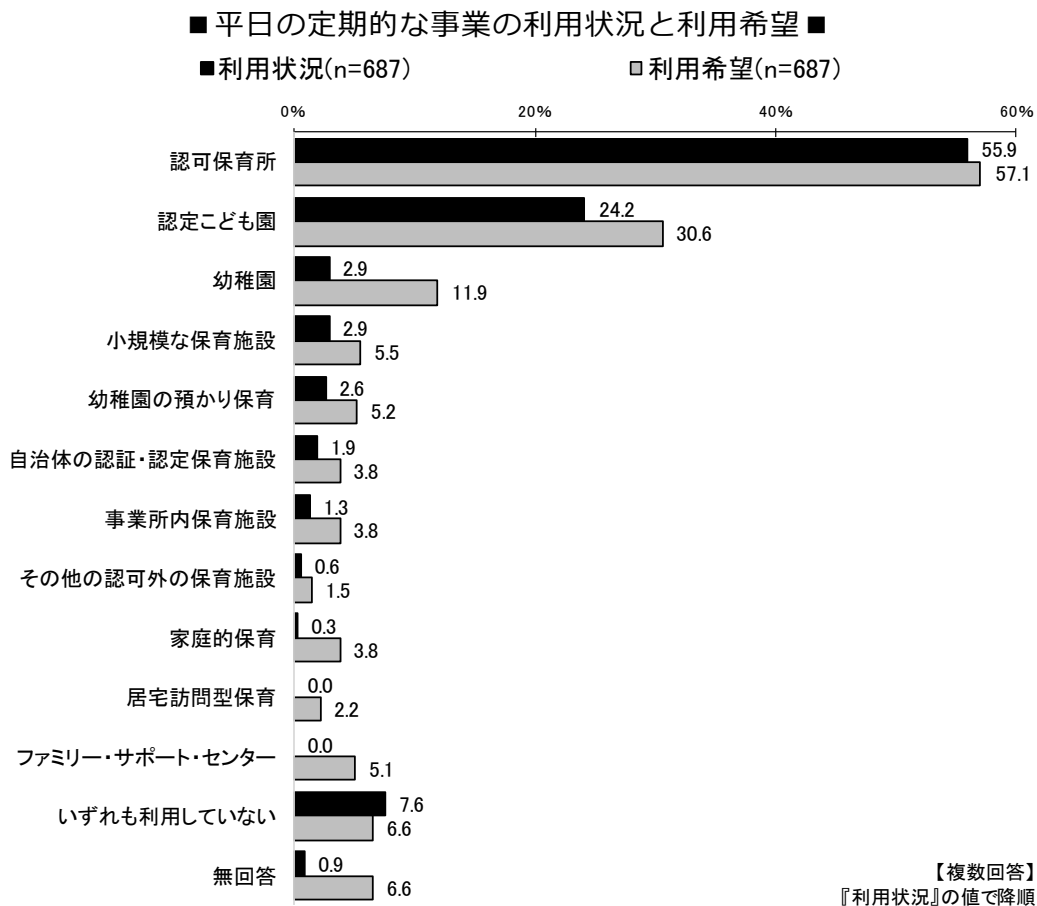
◆子育てについての相談者の存在について、就学前では「保育士」の割合が56.3%と半数以上となっている。一方、小学生では「小学校教諭」の割合が25.6%で3割以下となっている。

■ 気軽に相談できる相手 ■

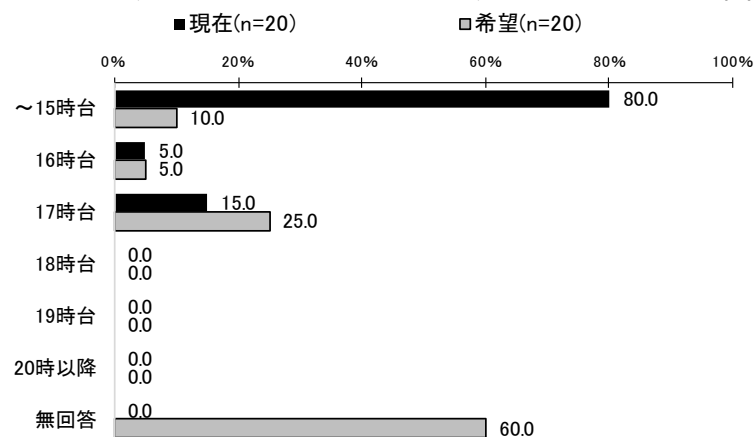


② 平日の定期的な事業の利用状況と利用希望【就学前保護者】

- ◆ 平日の定期的な教育・保育事業を利用したいと希望する割合の方が、利用状況の割合よりも全体的にやや高くなっている。
- ◆ 「幼稚園」では現在の利用終了時刻が「～15時台」の割合が最も高くなっている一方、希望する利用終了時刻は「17時台」が最も高くなっている。



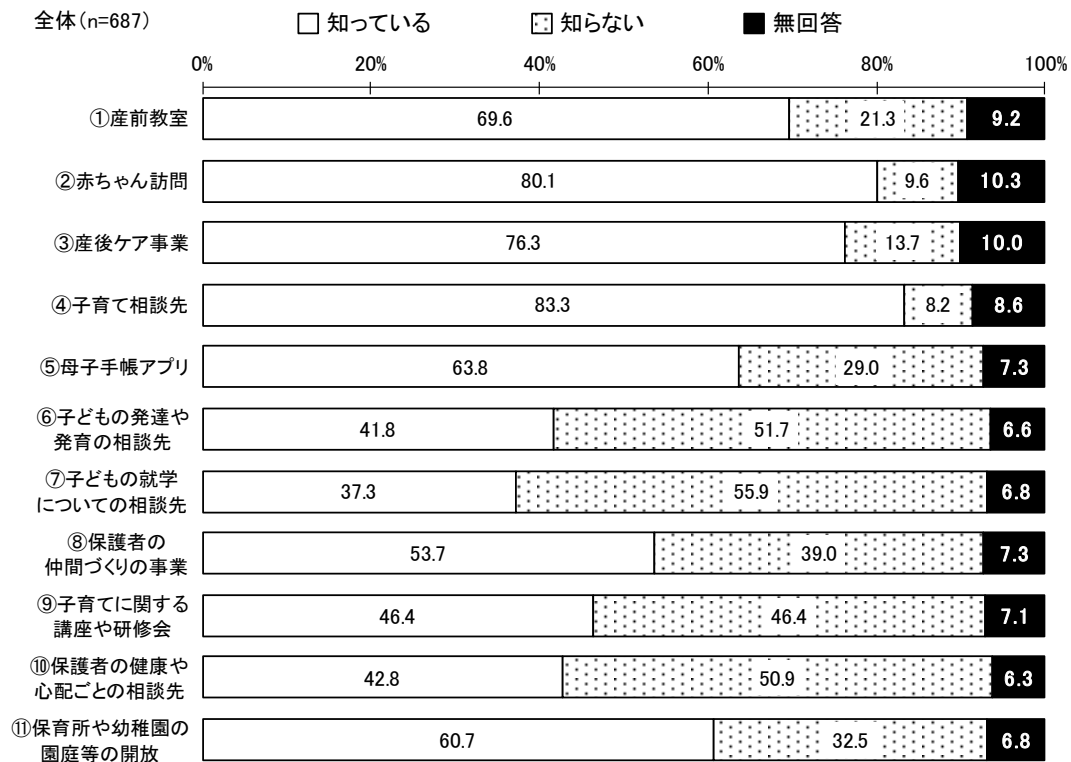
■ 現在の利用終了時刻と希望する利用終了時刻／就学前【幼稚園】 ■



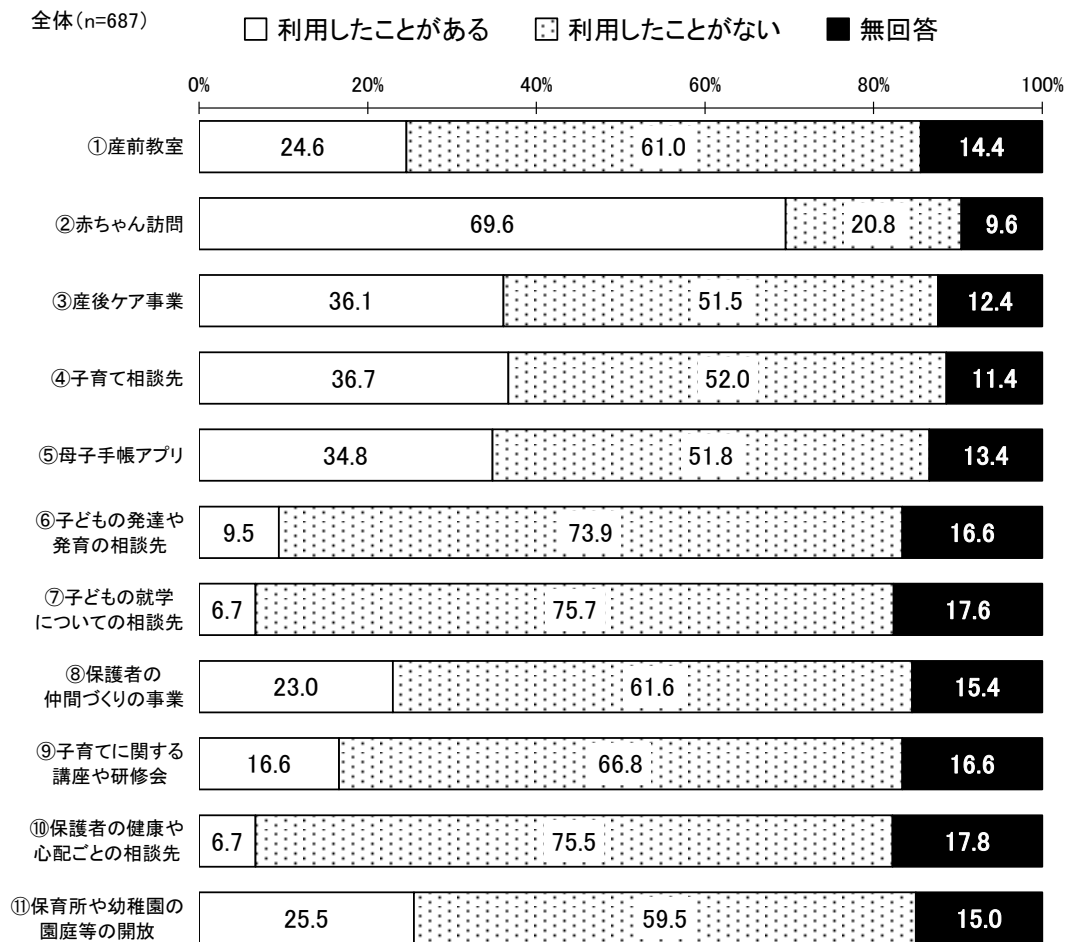
③地域子育て支援拠点（子育て支援センター等）事業のサービスの認知【就学前保護者】

- ◆地域子育て支援拠点事業のサービスで『子どもの就学についての相談先』『子どもの発達や発育の相談先』『保護者の健康や心配ごとの相談先』などを知らない人の割合は半数以上となっている。
- ◆利用希望者は、すべての事業で3割前後となっている。
- ◆ほとんどの事業で利用者の7割は満足している。

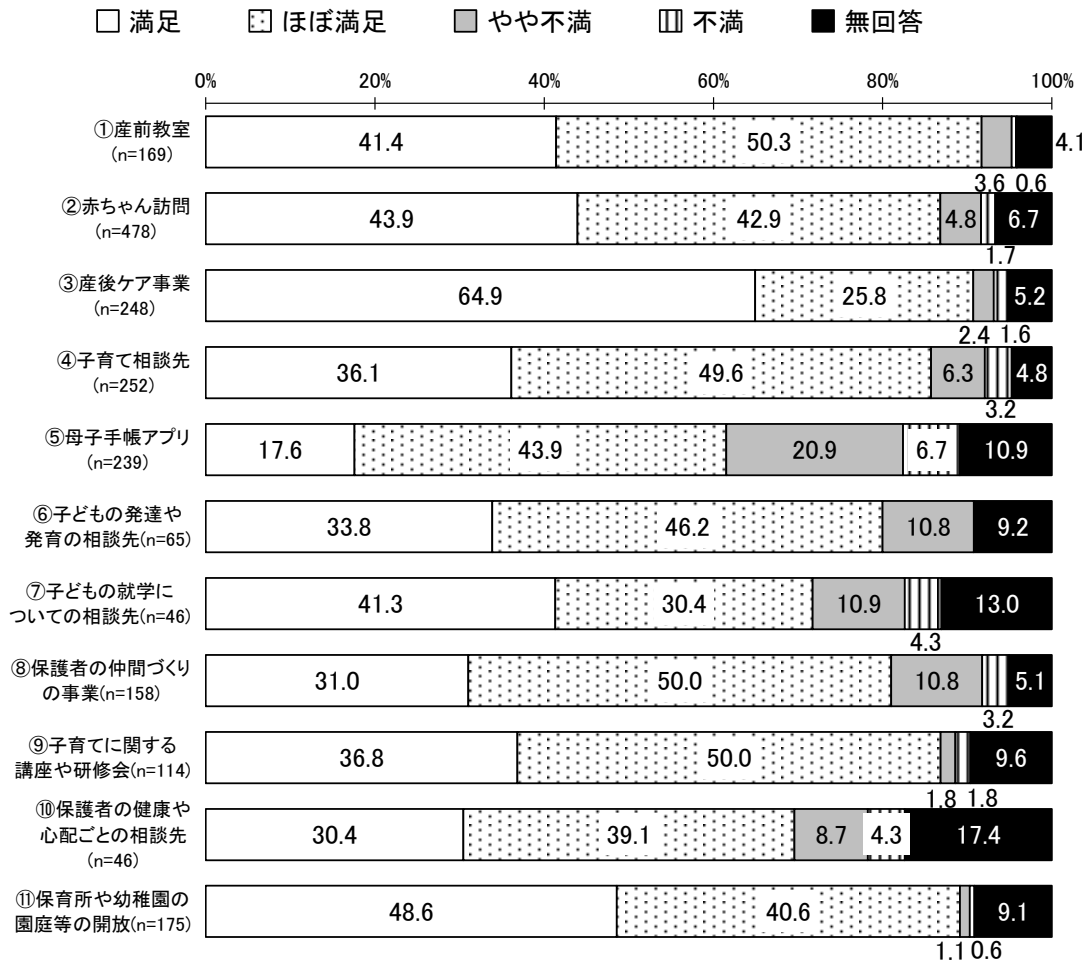
■ 地域子育て支援拠点事業のサービスの認知 ■



■ 地域子育て支援拠点事業のサービスの利用状況 ■



■ 地域子育て支援拠点事業のサービスの満足度 ■

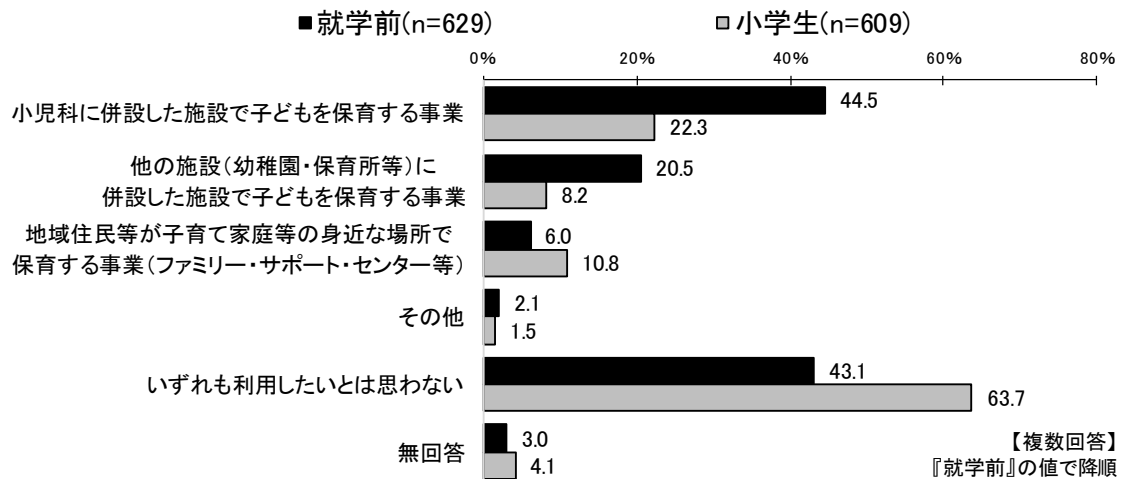


④子どもが傷病の際に利用したい病児・病後児のための保育事業

【就学前・小学生保護者】

◆就学前の子どもの年齢0～2歳では「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」を希望する割合が最も高く、小学生の全体でも22.3%と他の事業よりも高くなっている。

■子どもが傷病の際に利用したい病児・病後児のための保育事業■

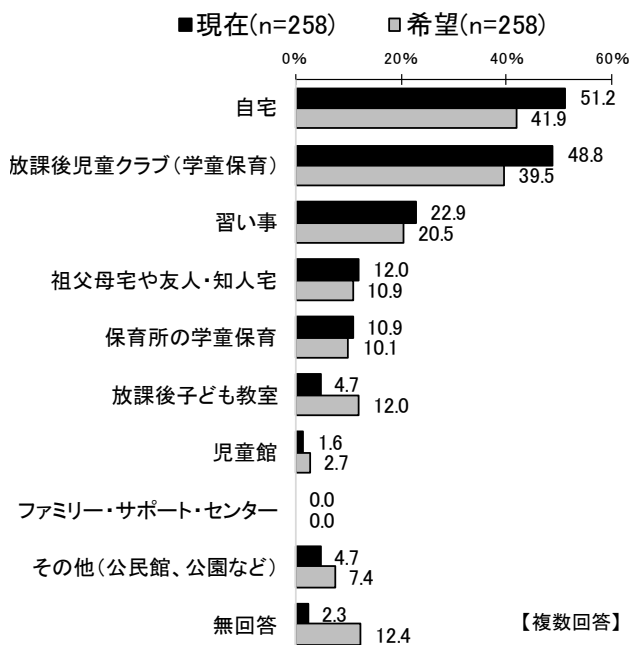


⑤ 平日の放課後を過ごす場所【小学生保護者】

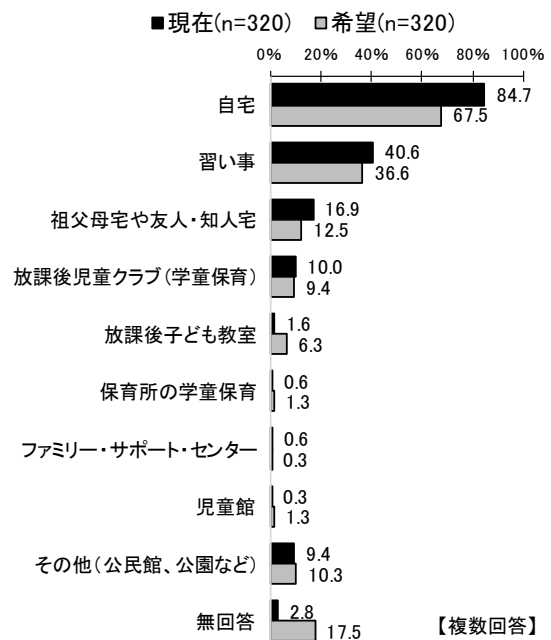
- ◆全学年において、平日・休日共に自宅で子どもを過ごさせたいという回答が最も多く、また、現在自宅で過ごしている人も最も多い結果となっている。
- ◆1～3年生では39.5%が、平日は放課後児童クラブで子どもを過ごさせたいと回答し、現在実際に利用している割合は48.8%となっている。
- ◆放課後児童クラブ、保育所の学童保育の利用（希望）者の中には、長期の休暇期間中の利用希望もあった。

■ 平日の放課後を過ごす場所 ■

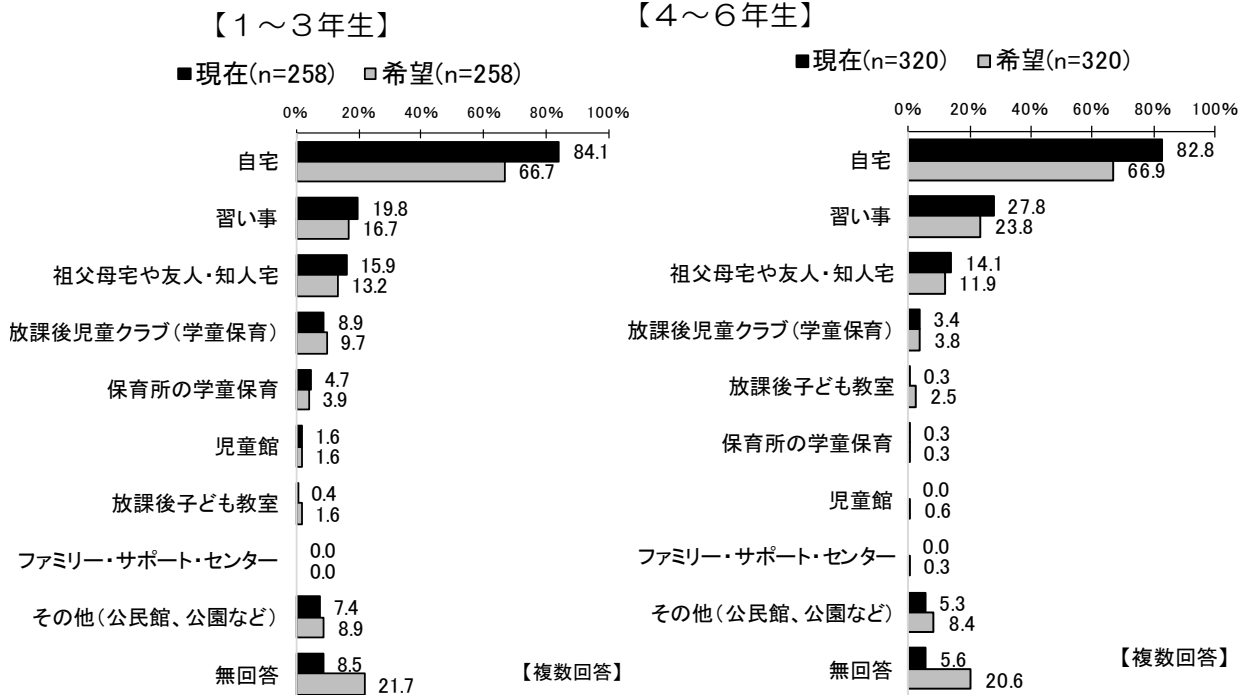
【1～3年生】



【4～6年生】



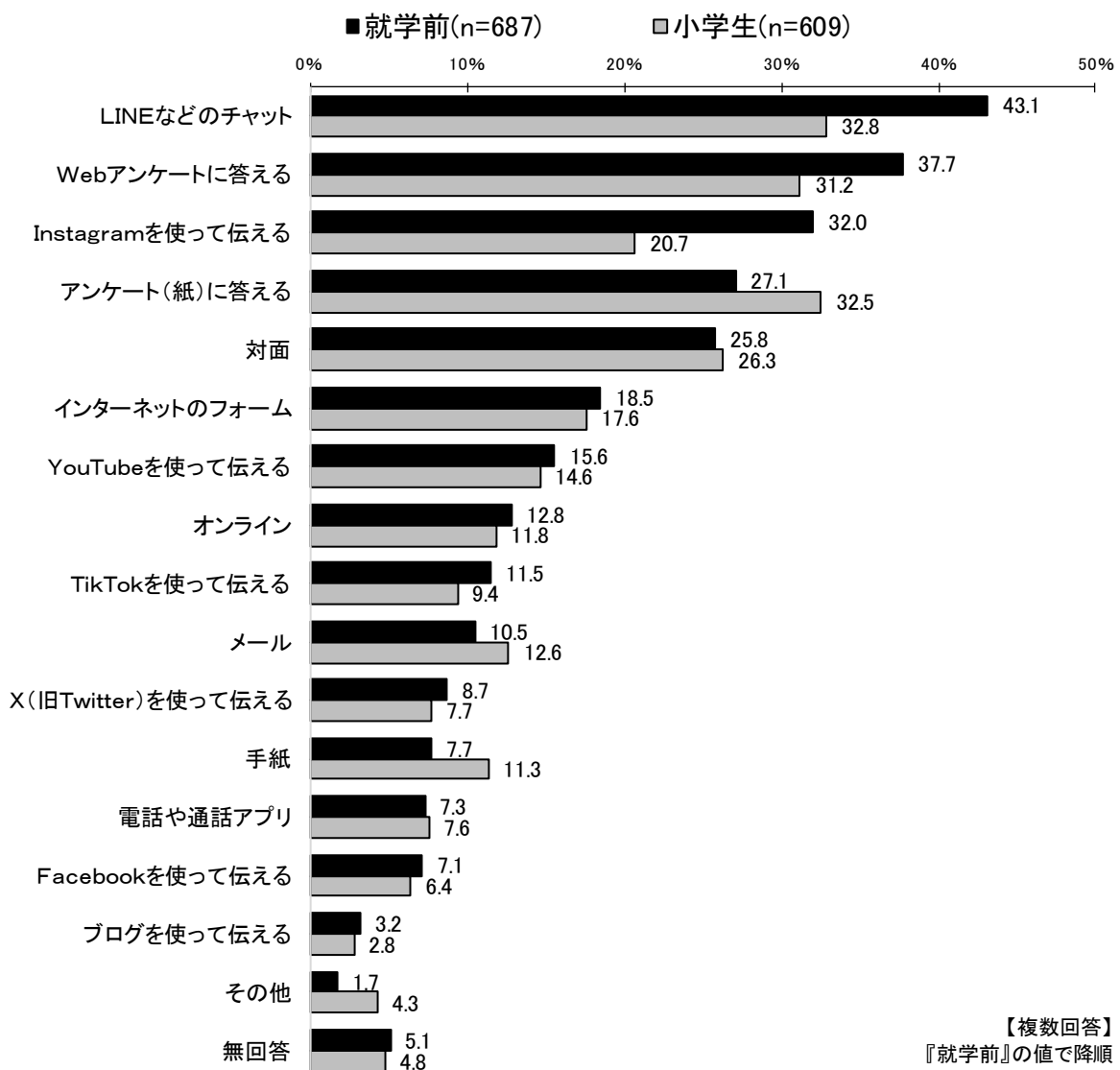
■ 休日を過ごす場所 ■



⑥市に対して意見を伝えやすい方法【就学前・小学生保護者】

- ◆市に対して意見を伝えやすい方法は「LINEなどのチャット」の割合が最も高くなっている。
- ◆「Webアンケートに答える」「アンケート（紙）に答える」「Instagramを使って伝える」「対面」などが上位となっている。

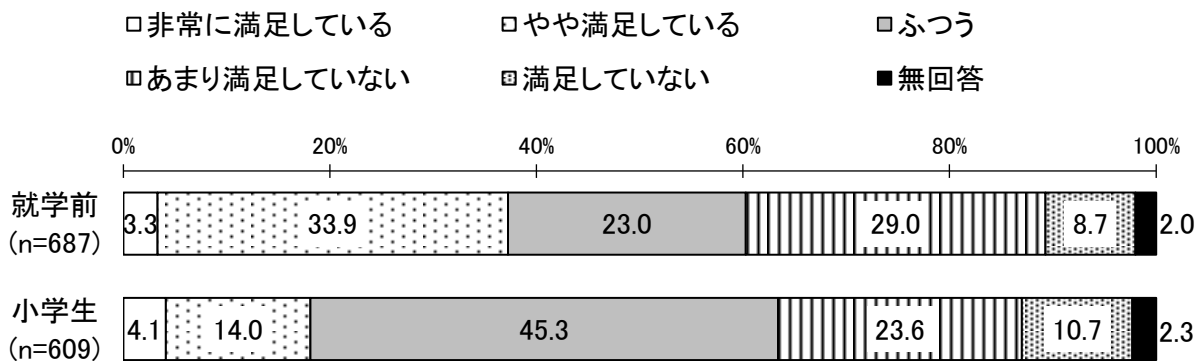
■市に対して意見を伝えやすい方法■



⑦子育て環境や支援への満足度【就学前・小学生保護者】

◆子育ての環境や支援への満足度は、就学前では“満足”（「やや満足している」と「非常に満足している」の合計。以下同じ）37.2%、“不満”（「満足していない」と「あまり満足していない」の合計。以下同じ）37.7%、小学生では“満足”18.1%、“不満”34.3%となっている。

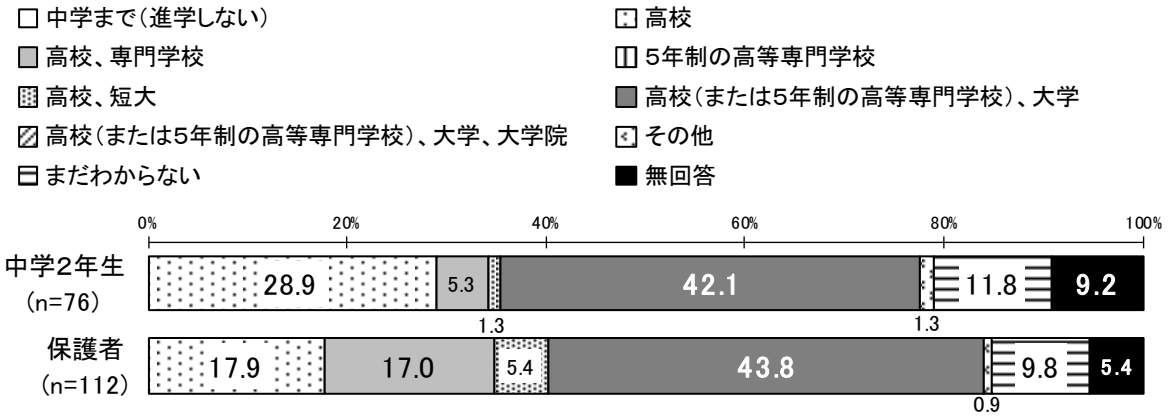
■子育て環境や支援への満足度■



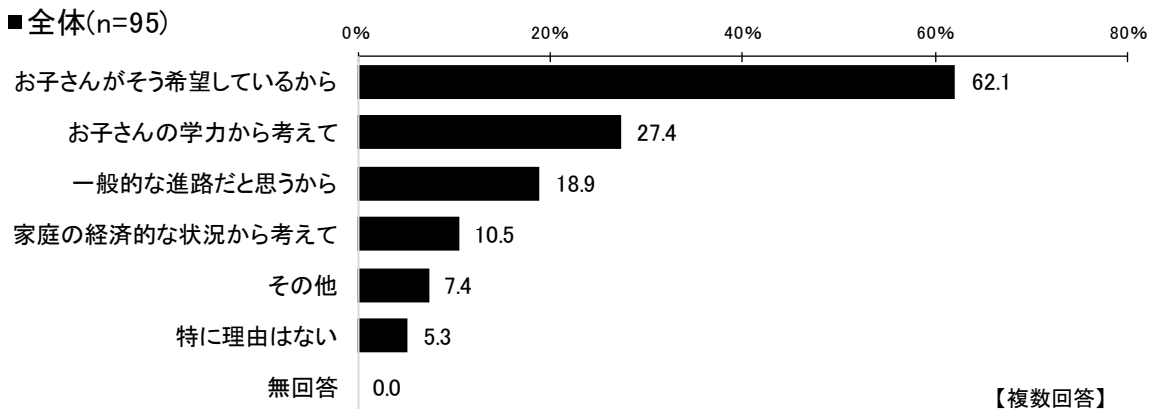
⑧子どもの進学先の理由【中学2年生】 【中学2年生保護者】

- ◆子ども・保護者ともに4割以上が大学進学までを希望している。
- ◆子どもの進学先の理由については6割以上の保護者が子どもの意志を最優先している。
- ◆子どもの進学先の理由については約1割の保護者が家庭の経済的な状況と回答している。

■将来の進学について■

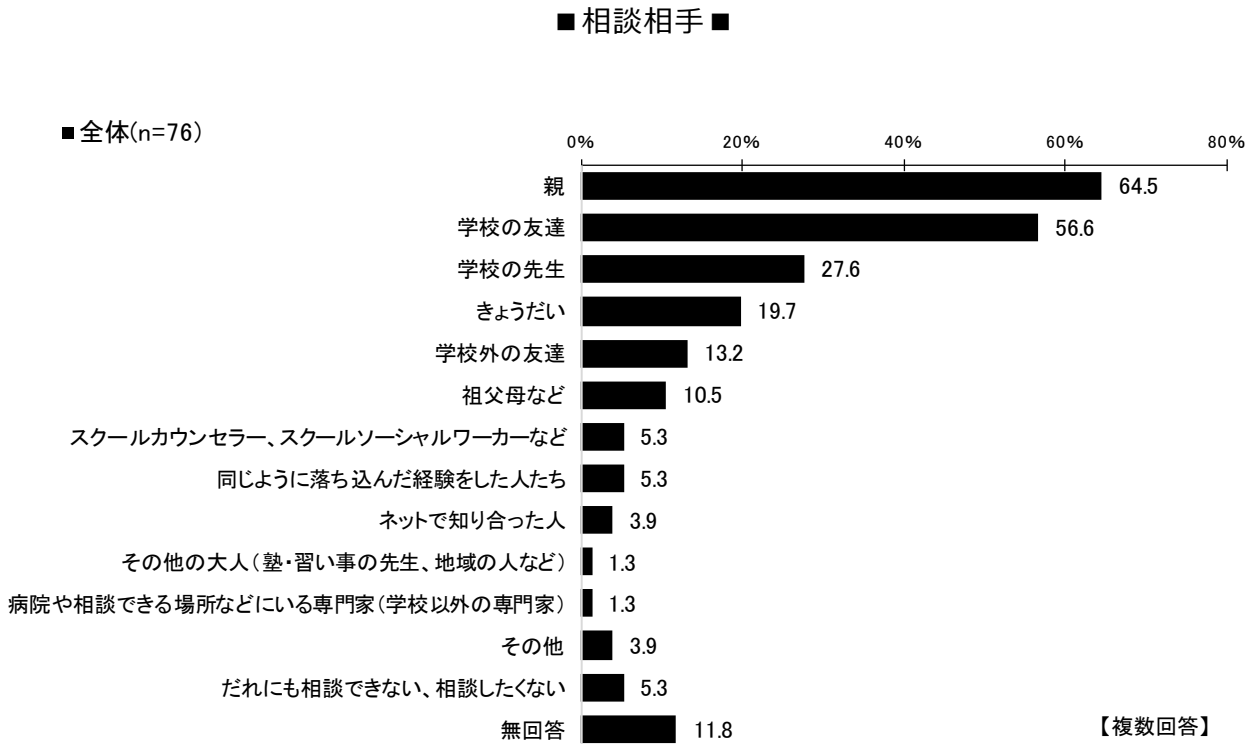


■子どもの進学先の理由／中学2年生保護者■



⑨相談相手【中学2年生】

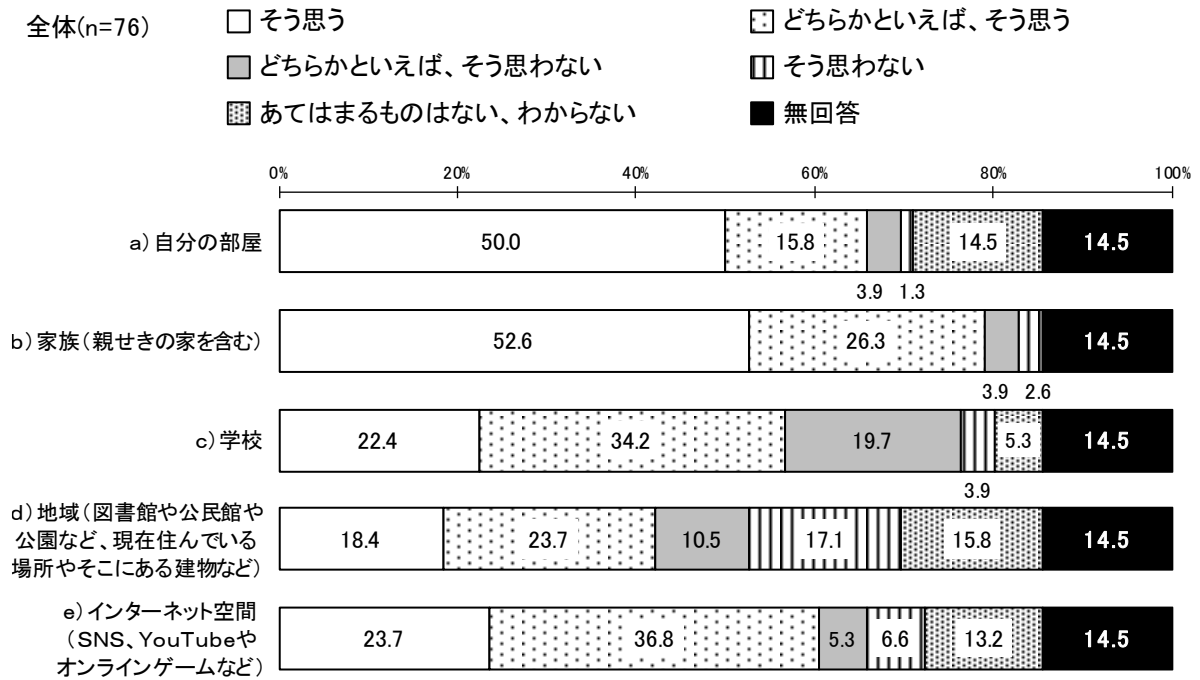
- ◆ 中学2年生の悩みごとの相談相手については、6割以上が親に相談すると回答している。
- ◆ 「だれにも相談できない、相談したくない」との回答が5.3%となっている。



⑩回答者にとっての居場所【中学生2年生】

◆『家族（親せきの家を含む）』を居場所だとする中学2年生が8割弱に上り、家族との関係性が良好とする子が多い結果となった。

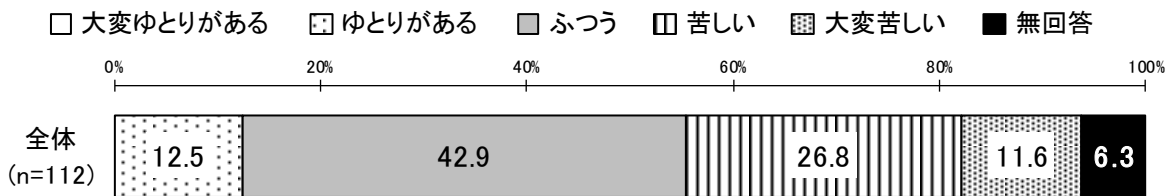
■回答者にとっての居場所■



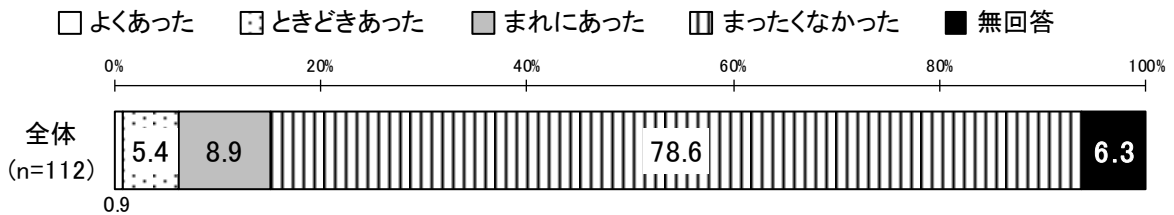
⑪現在の暮らしの金銭的なゆとり【中学2年生保護者】

- ◆現在の暮らしは金銭的に苦しいと回答した割合が38.4%となっている。
- ◆過去1年間金銭的理由で必要な食料が買えないことがあった家庭は15.2%となっている。
- ◆過去1年間金銭的理由で必要な衣服が買えないことがあった家庭は23.2%となっている。

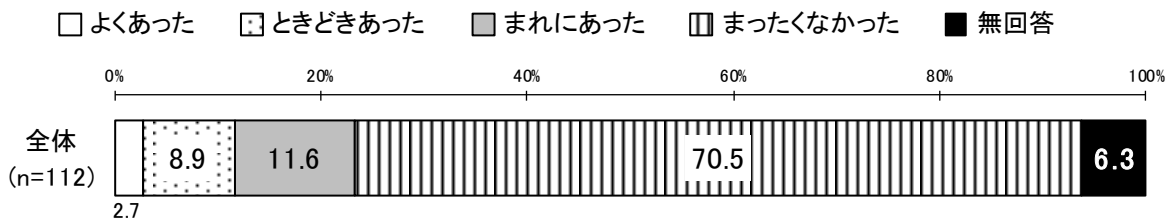
■現在の暮らしの金銭的なゆとり■



過去1年間金銭的理由で必要な食料が買えないことがあったか



過去1年間金銭的理由で必要な衣服が買えないことがあったか



⑫ 「児童の権利条約」を知っているか【中学生2年生】

- ◆ 「児童の権利条約」を知っているかについては、全体では「知らない」の割合が63.2%で最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」(19.7%)、「聞いたことがあり、内容も知っている」(2.6%)の順となっている。

【児童の権利条約について】

児童（18歳未満の子ども）の基本的な人権を国際的に保障するために定められた条約です。

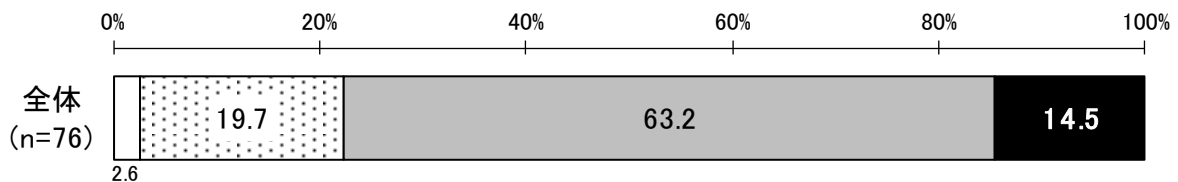
＜児童の権利条約の4つの原則＞

- 差別の禁止（子どもはどんな理由でも差別されず、権利が保障されること）
- 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えること）
- 生命・生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
- 子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

この4つの原則は、日本のこどもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。

■ 「児童の権利条約」を知っているか ■

- 聞いたことがあり、内容も知っている 聞いたことはあるが、内容は知らない
 知らない 無回答



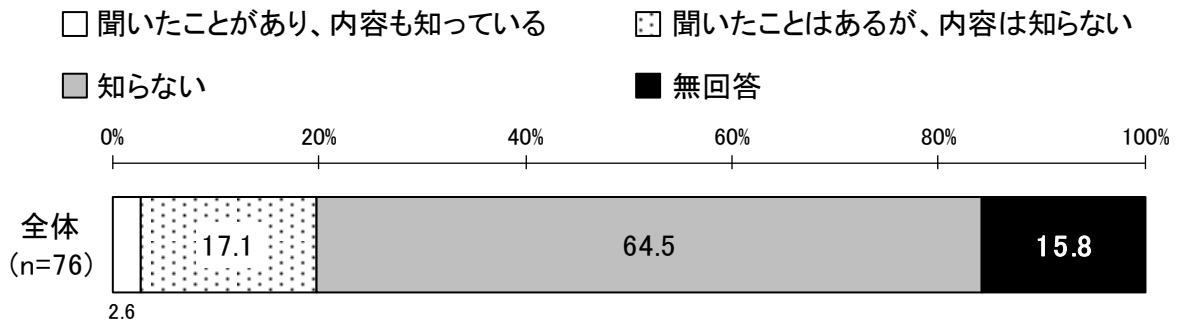
⑬ 「こども基本法」を知っているか【中学生2年生】

◆「こども基本法」を知っているかについては、全体では「知らない」の割合が64.5%で最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」（17.1%）、「聞いたことがあり、内容も知っている」（2.6%）の順となっている。

【こども基本法について】

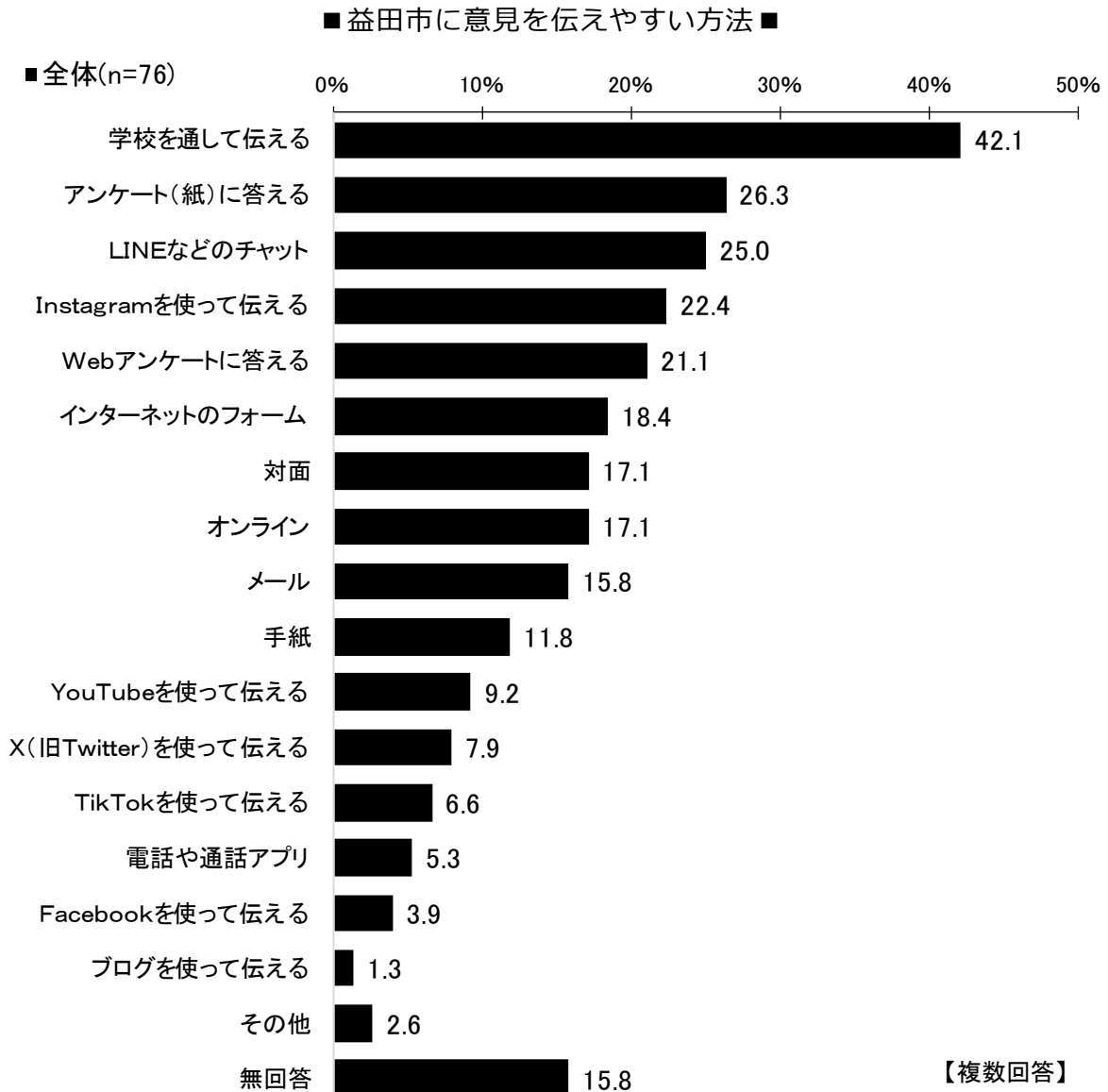
すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指す法律です。国・県・市など、社会全体でこどもや若者に関する取組（「こども施策」）を進めていきます。

■ 「こども基本法」を知っているか ■



⑭ 益田市に意見を伝えやすい方法【中学生2年生】

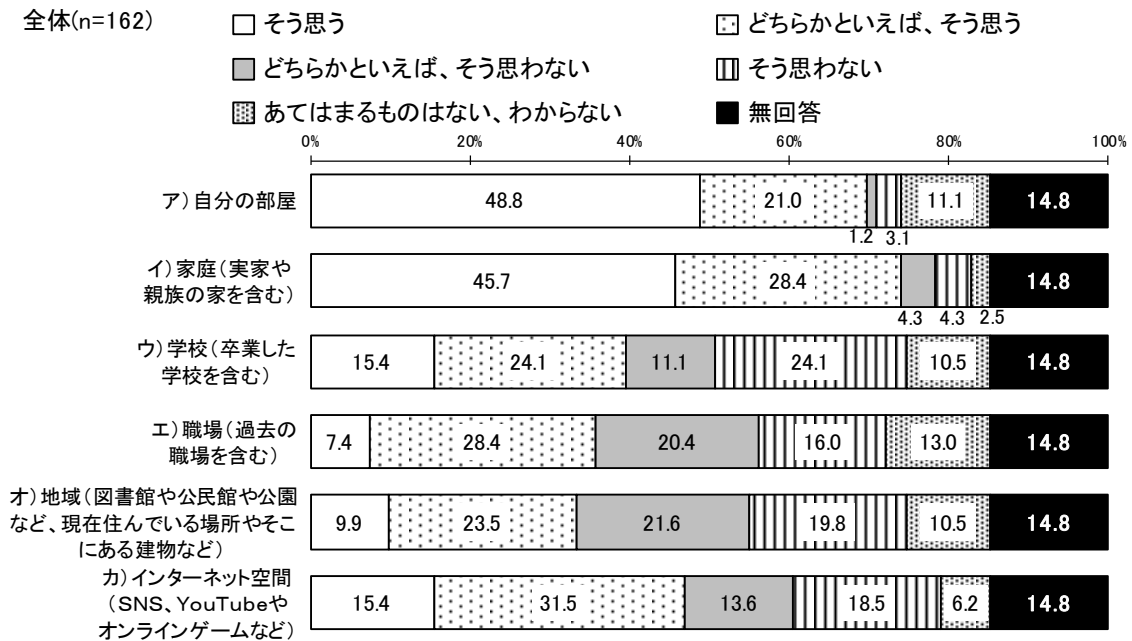
◆ 益田市に意見を伝えやすい方法については、全体では「学校を通して伝える」の割合が42.1%で最も高く、次いで「アンケート（紙）に答える」（26.3%）、「LINEなどのチャット」（25.0%）の順となっている。



⑮ 回答者にとっての居場所【16歳～39歳若者】

- ◆ 『自分の部屋』『家庭（実家や親族の家を含む）』などが自分の居場所だと回答する割合が高くなっている。
- ◆ 「家庭（実家や親族の家を含む）」が「どちらかといえば、そう思わない」「そう思わない」と回答する割合が8.6%となっている。
- ◆ 「学校（卒業した学校を含む）」「職場（過去の職場を含む）」「地域（図書館や公民館や公園など、現在住んでいる場所やそこにある建物など）」が自分にとっての居場所として「どちらかといえば、そう思わない」「そう思わない」と回答する割合が3割以上となっている。

■ 回答者にとっての居場所 ■

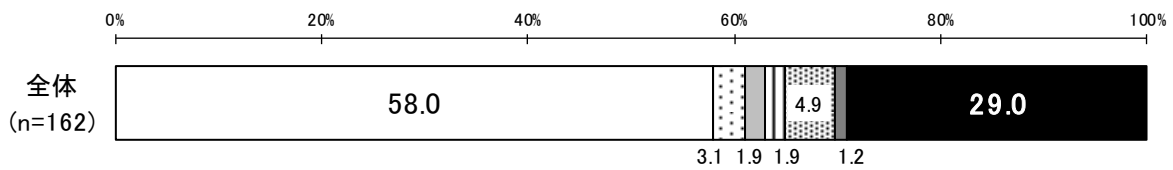


⑩外出頻度【16歳～39歳若者】

◆「仕事や学校で平日は毎日外出する」の割合が半数以上を占めている。

■外出頻度■

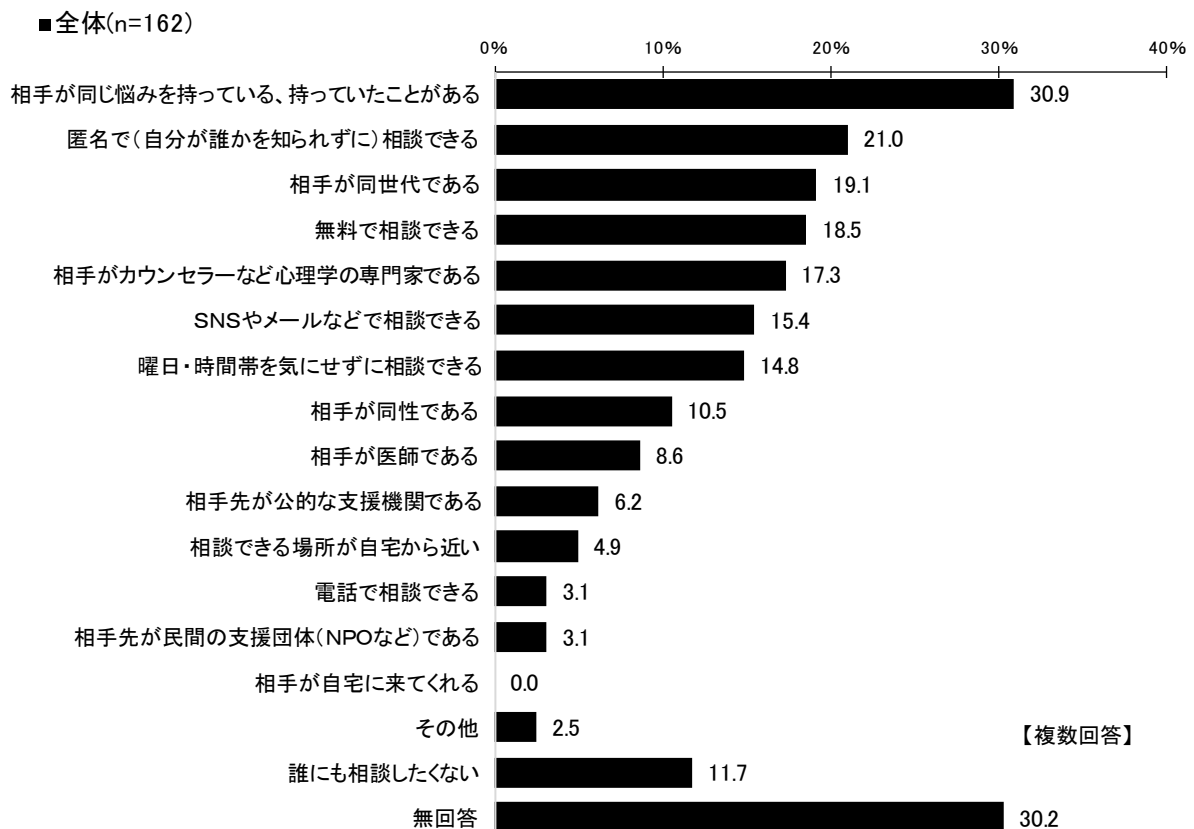
- 仕事や学校で平日は毎日外出する
- 仕事や学校で週に3～4日外出する
- 遊び等で頻繁に外出する
- 人づきあいのためにときどき外出する
- 普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する
- 普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
- 自室からは出るが、家からは出ない
- 自室からほとんど出ない
- 無回答



⑰生活を円滑に送ることができない状態になったときに相談したい相手【16歳～39歳若者】

◆生活を円滑に送ることができない状態になったときに相談したい相手の上位は「相手と同じ悩みを持っている、持っていたことがある」「匿名で（自分が誰かを知られずに）相談できる」と回答した人の割合が高くなっており、誰かに相談したいと思っている人が多い一方、「誰にも相談したくない」が1割となっている。

■生活を円滑に送ることができない状態になったときに相談したい相手■

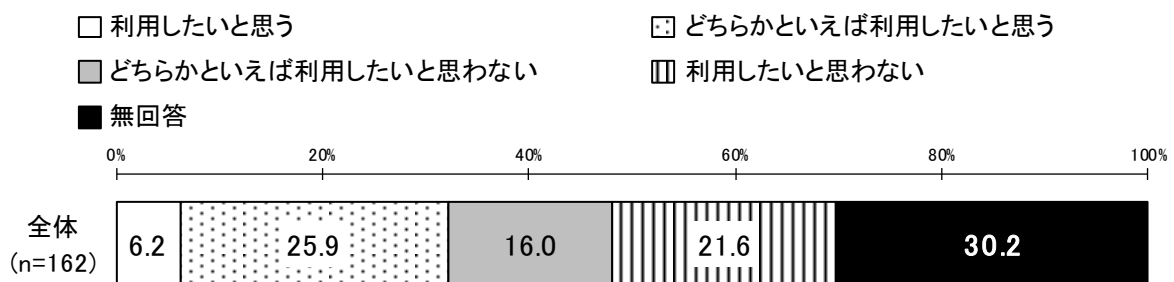


⑱ こども・若者を対象とした育成支援機関等を利用したいか

【16歳～39歳若者】

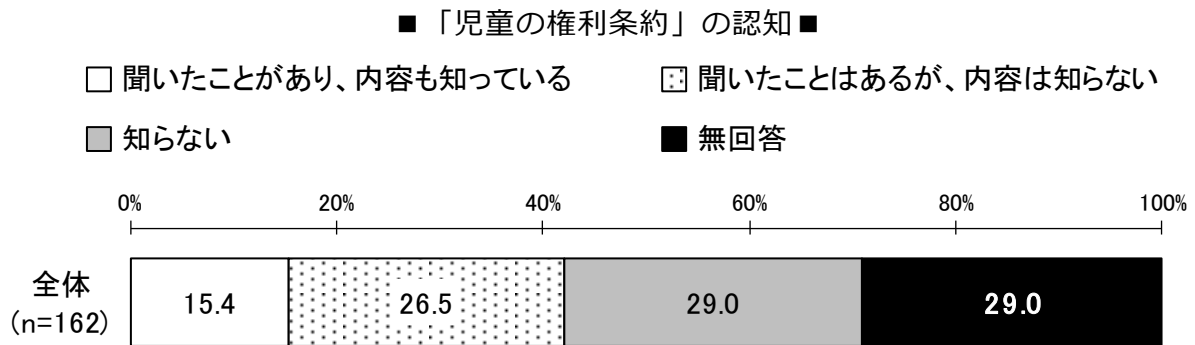
◆こども・若者を対象とした育成支援機関等を利用したい人の割合は32.1%となっている。

■ こども・若者を対象とした育成支援機関等を利用したいか ■



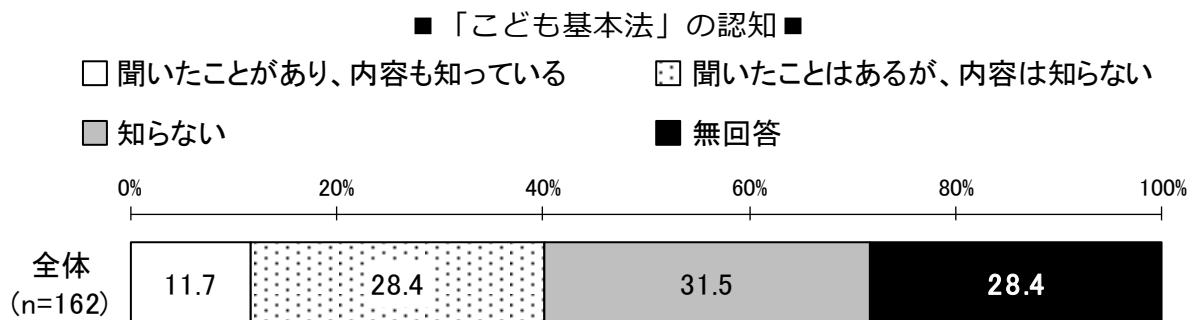
⑱ 「児童の権利条約」の認知【16歳～39歳若者】

◆「児童の権利条約」の認知については、全体では「知らない」の割合が29.0%で最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」（26.5%）、「聞いたことがあり、内容も知っている」（15.4%）の順となっている。



⑳ 「こども基本法」の認知【16歳～39歳若者】

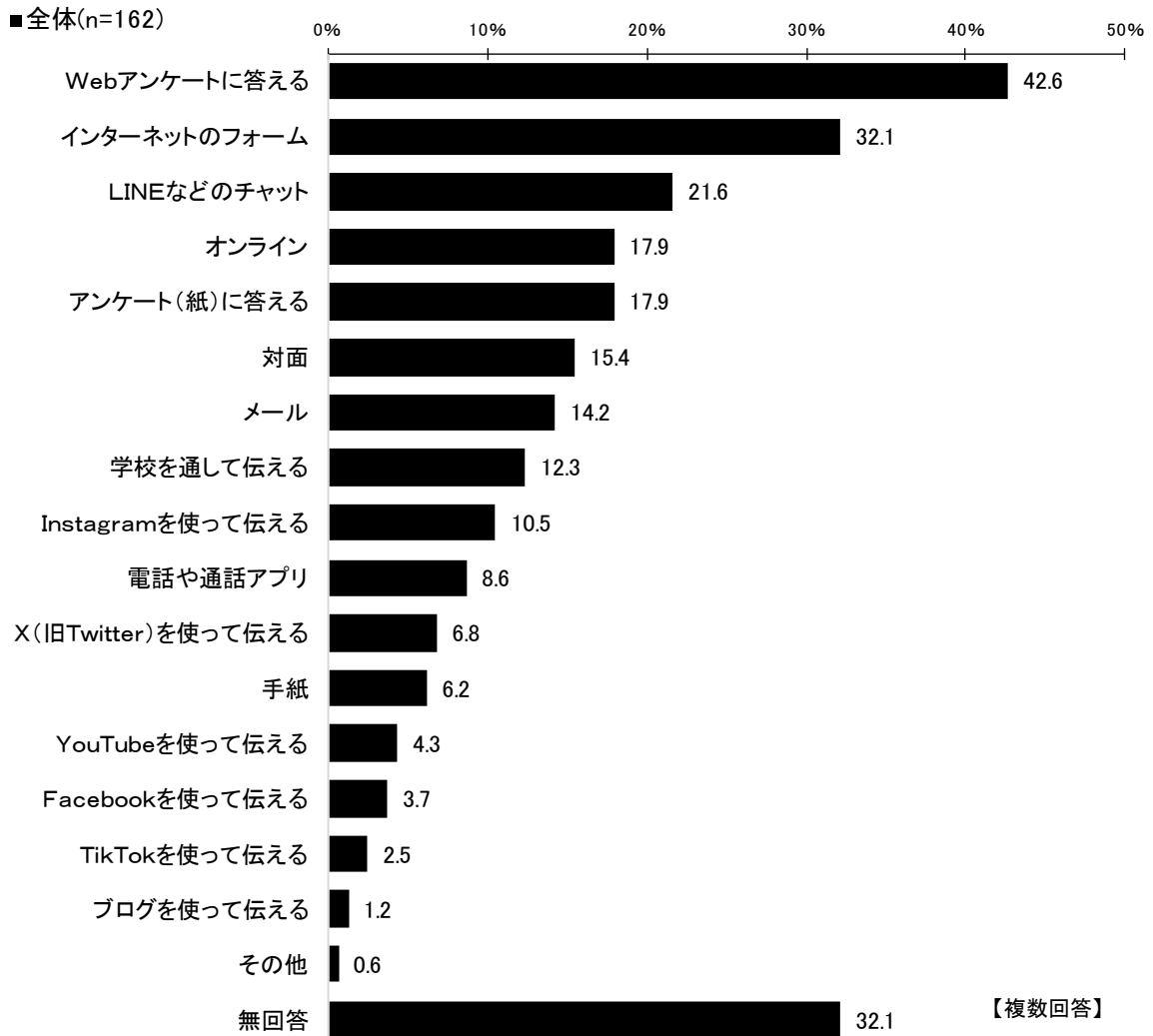
◆「こども基本法」の認知については、全体では「知らない」の割合が31.5%で最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」（28.4%）、「聞いたことがあり、内容も知っている」（11.7%）の順となっている。



⑳ 益田市に意見を伝えやすい方法【16歳～39歳若者】

◆益田市に意見を伝えやすい方法の上位3項目は「Webアンケートに答える」「インターネットのフォーム」「LINEなどのチャット」となっている。

■ 益田市に意見を伝えやすい方法 ■



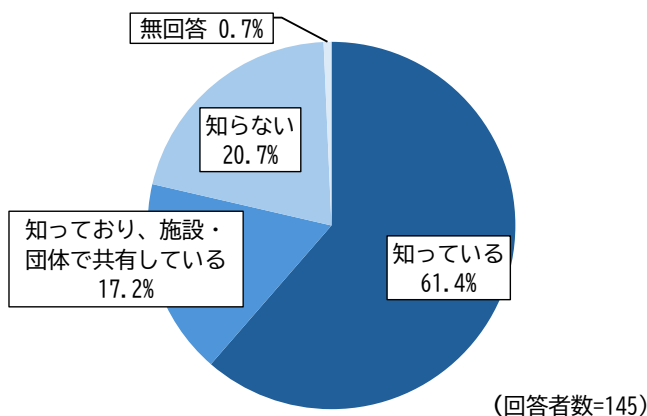
(3) 益田市こども・子育て支援関係施設・団体調査結果

市内のこども・子育て支援関係施設・団体（回答 145 団体）に対する調査結果からみるこども・子育て支援関係施設・団体の現状について以下にまとめます。

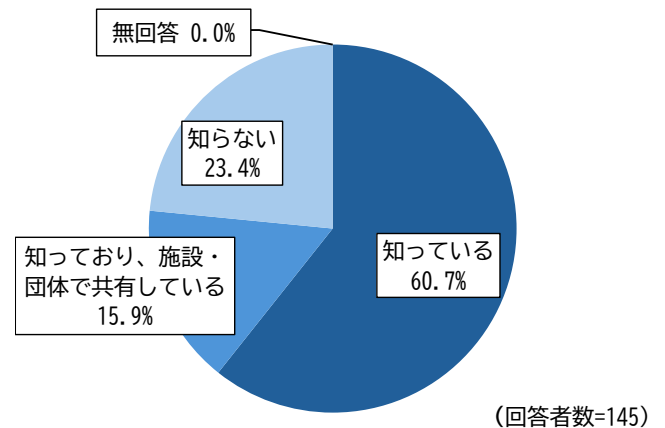
① こども大綱などに対する理解や認識について

- ◆ 「子どもの権利条約」を「知っている」の割合が最も高く61.4%、次いで「知っており、施設団体で共有している」（17.2%）となっている。
- ◆ 「こども基本法」を「知っている」の割合が最も高く60.7%、次いで「知っており、施設団体で共有している」（15.9%）となっている。
- ◆ 「こどもまんなか社会」という言葉を「知っている」の割合が最も高く55.2%、次いで「知っており、施設団体で共有している」（17.2%）となっている。

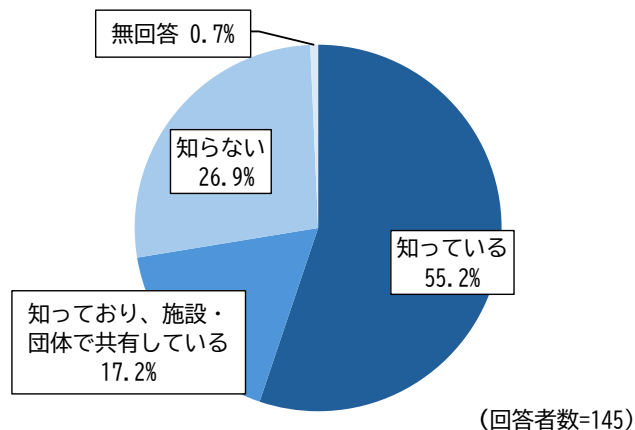
■ 「子どもの権利条約」を知っているか■



■ 「こども基本法」を知っているか■



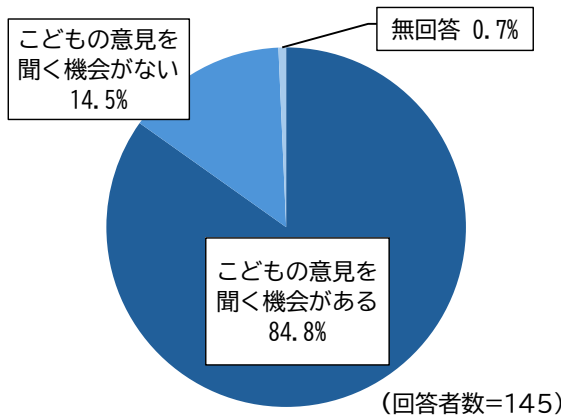
■ 「こどもまんなか社会」という言葉を知っているか■



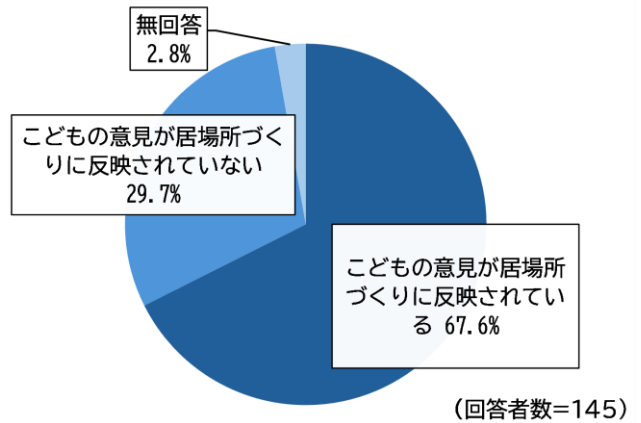
②こどもの意見ややりたいことの反映について

- ◆「こどもの意見を聴く機会がある」の割合が最も高く84.8%、次いで「こどもの意見を聞く機会がない」（14.5%）となっている。
- ◆「こどもの意見が居場所づくりに反映されている」の割合が最も高く67.6%、次いで「こどもの意見が居場所づくりに反映されていない」（29.7%）となっている。
- ◆「こども自身がやりたいことを企画・実現できている」の割合が最も高く68.3%、次いで「こども自身がやりたいことを企画・実現できていない」（30.3%）となっている。

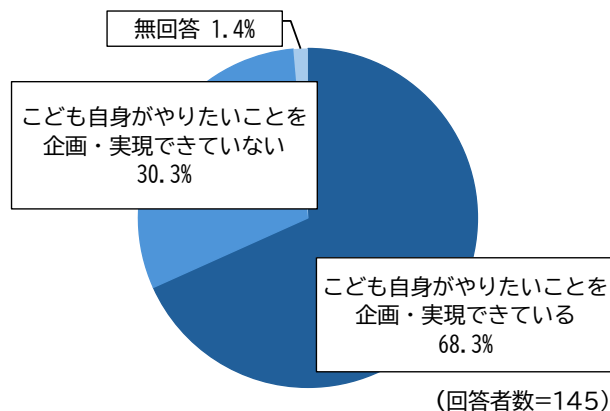
■ こどもの意見を聴く機会があるか ■



■ こどもの意見が居場所づくりに反映されているか ■



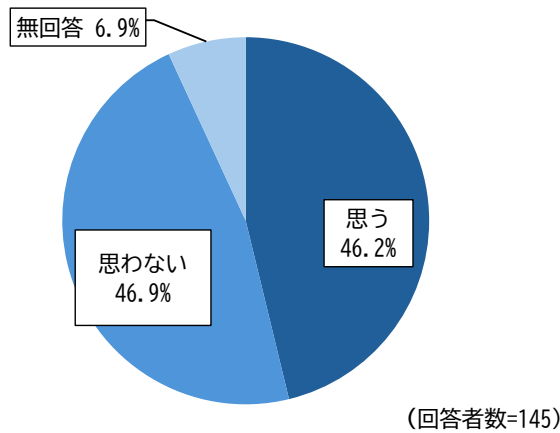
■ こども自身がやりたいことを企画・実現できているか ■



③ 「こどもまんなか社会」への考え方について

◆「こどもまんなか社会」に向かっていると「思わない」（46.9%）、「思う」（46.2%）となっている。

■益田市は「こどもまんなか社会」の実現に向かっていると思うか■



④ こども・子育て支援関係施設・団体に共通する考え方などについて (記述回答による)

◆こどもに対する取組においては、「こどもの主体性の尊重」「こどもへの継続的な意見聴取」「成功体験の提供」「個別対応と柔軟性」などの意見があった。

◆関連機関等の連携においては、「地域や保護者との連携」「多機能連携の重要性」などの意見があった。

3 第2期益田市子ども・子育て支援事業計画の実績について

第2期益田市子ども・子育て支援事業計画の実績を記します。

(1) 定期的な教育・保育事業

	実績							
	2020年度 (令和2年度)				2023年度 (令和5年度)			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3~5歳	3~5歳	1・2歳	0歳	3~5歳	3~5歳	1・2歳	0歳
特定教育・保育施設	179	947	502	200	165	864	481	181
特定地域型保育	0	0	2	3	0	0	5	5
合計(人)	179	947	707		165	864	672	

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

			実績	
			2020年度 (令和2年度)	2023年度 (令和5年度)
利用者支援事業	基本型・特定型(ヶ所)		0	0
	母子保健型(ヶ所)		1	1
延長保育		人数	589	347
一時預かり事業	幼稚園による一時預かり	人日数	3,162	2,447
		一時預かり(人日)	1,698	1,599
	その他一時預かり	ファミサポ(人日)	23	26
		合計(人日)	1,721	1,625
ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)		人日数	116	101
放課後児童クラブ事業		人数	465	420
子育て短期支援事業		人日数	155	140
地域子育て支援拠点事業		人日数	750	750
		個所数	1	1
養育支援訪問事業		件数	40	33
病児保育事業		人日数	1,300	1,368
乳児家庭全戸訪問事業		対象人数	280	260
妊婦健診事業		健診回数	3,240	3,000

(3) 第2期子ども・子育て支援事業計画の取組状況と課題

基本目標1 地域における子育てへの支援

① 多様な子育て支援サービス環境の整備

- 地域子育て支援拠点事業では、相談事業、交流事業、学習事業を3本の柱として取組を進めてきました。子育て支援センターの存在自体や事業内容について、より多くの方々に知っていただき利用していただくことが課題となっています。
- ファミリー・サポート・センター事業では、子育て支援に対するニーズが多様化する中で、通常の施設サービスでは補完しきれないケースについての支援を行いました。課題としては制度を広く周知すること、また、運営上においては突発的、臨時的な支援を行う上で、受ける側と支援する側のマッチングが課題となっています。課題点については解消に繋がるよう「おねがい会員」「まかせて会員」の新規登録を推進していきます。
- 子育て短期支援事業では、事業委託先が1箇所しかなかったため、里親へ委託先を拡大し、保護者からの多様なニーズに柔軟に対応できるよう体制整備を行いました。
- 保護者の就業形態の多様化などに対応するため、延長保育事業、一時保育事業、障がい児・発達促進保育事業、病児保育事業、放課後児童預かり事業等の特別保育サービスや幼稚園での1号認定の子どもの「預かり保育」を支援しました。
- 利用児童が安全で安心して過ごせる保育所等の施設整備を促進するため、老朽化した保育所の建て替え支援を行いました。
- 保育所、幼稚園、認定こども園においては、利用児童の健全な育成を促進するため、子ども主体の保育を目的とした巡回支援指導事業を実施しました。

② 地域における子どもの居場所づくり

- 放課後児童クラブでは、児童数の減少に反して、利用希望者が増加傾向にあります。このため、定員の増加や新たなクラブの設置を行いました。今後も待機児童ゼロを目指し、地域の実情に合わせた放課後児童クラブの体制整備や施設整備などを計画的に実施する必要があると考えます。また、支援員等の質向上については、専門知識を有する者に委託し、児童への接し方や指導方法、支援員としての質の向上を目的とした研修の充実を図りました。今後も特に支援を必要とする児童への接し方や保護者対応など、支援員の資質や意欲向上に繋がる研修を継続して実施していくことが重要と考えます。
- ボランティアハウス（放課後子ども教室）は、市内11箇所で開設しており、小学生とパートナー（地域住民のボランティア）が交流しながら、学習・スポーツ・文化芸術活動などに取り組んでいます。しかし、パートナーの高齢化・固定化が進んでいることが課題となっています。パートナーの負担軽減や活動内容の充実のため、新たな人材の発掘や他団体との連携・協働体制の構築が必要と考えます。

- 地域で育む子育て支援ネットワークの充実のため、つろうて子育て協議会が中心となり学校外の子どもの体験活動を創り出すことにより、子どもを真ん中に据えた地域ぐるみの子育て支援が確立されてきていますが、地区によって活動内容に差があることが課題です。引き続きつろうて子育て協議会や公民館が中心となり、他団体と連携した取組を進めつつ、新たな人材・団体の育成・発掘を行います。

③ 母親と子どもの健康の確保

- 母子健康手帳の交付時にすべての妊婦と面談を実施し、状況把握、母子保健事業や子育て支援に関する情報提供、必要に応じて関係機関と連携して妊娠期から支援を行いました。併せて、14回分の妊婦一般健康診査受診票を発行し、公費による事業実施により、必要な時期での定期的な受診が母子の健康を確保し、安全安心な出産に繋がるよう受診勧奨を行いました。
- 「妊娠中における産前教室」については、妊娠を考えている方や妊婦とその家族を対象者を拡大し、家庭全体で必要な情報を共有することで、安心して妊娠期を過ごしながら出産を迎え、家族で協力して子育てができるよう充実を図りました。
- 乳児家庭全戸訪問事業では、生後4か月までにほぼ全数の家庭に訪問を実施しており、支援が必要な家庭に対して、早期に適切な資源やサービスにつなぐため、産後早期に連絡を取り、早めの訪問を実施できるようにしました。引き続き、妊娠期からの切れ目ない支援をとおして、支援が必要な家庭を早期に把握し、速やかに支援に繋げることで安心して子育てができる環境づくりを行います。
- 乳幼児の健康診査と歯科健診については、ほぼ全数の受診を達成しており、未受診の方へのフォローも行いました。支援を要する家庭や子どもが増加しており、引き続き受診勧奨や未受診児の状況把握に努めるとともに、関係機関と情報共有、連携を図りながら支援を行っていく必要があると考えます。
- 健診時の相談や健診後の園訪問などのフォローをとおして、発達相談の利用に繋がる幼児が多く、支援内容によっては臨床心理士や言語聴覚士の相談や支援機関につなぎ、切れ目ない発達支援が行えるよう関係機関と連携して対応しました。
- 産後ケア事業については、妊娠期からの支援と関係機関との連携を通じて、産後早期にサービスに繋ぐことができおり、アンケート結果での利用者の満足度も高い状況です。今後も利用者の意見を踏まえ、より利用しやすい体制整備を行い、周産期うつ病の重症化予防を図るとともに産後の初期段階における支援を強化することが必要と考えます。

④ 子育ての悩みや不安への支援

- スクールカウンセラーが全小中学校に配置され、児童生徒、保護者との相談を行うとともに、職員へのコンサルテーションを実施しました。また、休日・長期休業中のSC相談センターを開設し、学校外での相談の機会を設けました。さらに、各学校に割り

振られた時間に加えて緊急対応用の時間を県と市で確保し、学校からの要請に応じて柔軟で迅速な対応ができました。今後も配置時間数が少ない学校で、対応に必要な事案が生じた場合は、県及び市の緊急対応の時間を積極的に利用します。

- 子育て支援センターでは月1回乳幼児健康相談を実施し、専門的な相談を受け付けました。また、通常の来所時においても相談を受け付けており、多くの方からご相談をいただいています。今後も今までどおりの相談体制を維持しながら、より多くの事業の内容を知っていただけるよう周知に努めていきます。
- 「ますだ健康ダイヤル24」では、24時間年中無休の電話相談を実施し、健康に関する悩みや不安を軽減できるようにしました。また、自動応答のチャットボットも新たに利用できるようになりました。引き続き電話相談の活用を促すことで、市民の安全安心や適切な医療機関の受診につなげていく必要があると考えます。
- 子ども・若者支援センターによる相談では、不登校、ひきこもりや無就労のこども、その保護者などを対象とし、対面による相談、電話相談、居場所の開設、学習支援、体験活動・就労体験などの活動を実施しました。今後、相談に必要な部屋の確保や、子ども・若者支援センターについての情報発信について改善が必要と考えます。
- こども家庭センターにおいては、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の両機能が一体となり、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭への相談支援を行いました。個々の家庭の課題やニーズに応えるため、サポートプランに沿った支援が適切に提供されるよう、継続的な切れ目のないマネジメントが必要と考えます。
- 母子保健推進員については、乳幼児健診の受診勧奨や子育てサロンの案内、妊婦や乳幼児への声かけなど、地域に密着した活動を行いました。委嘱助産師については希望に応じて妊婦、産婦、乳児への訪問指導を行いました。子育てを取り巻く環境が変化中、各地区の状況に合った活動体制の検討が必要と考えます。
- 出生、転入、転出などの手続きの際には、窓口業務支援システム（らくまど）を導入したことにより、特別な場合を除きワンストップで手続きを行うことが可能となったため、子育て世帯の負担軽減を図ることができました。

基本目標2 子どもにとって良質な教育・保育の提供

① 就学前教育・保育の体制確保

- 幼稚園においては、入園児童が減少傾向にある中で、厳しい施設運営を行っているところもあり、幼児教育の維持が図られるよう、施設型給付による財政支援を行いました。
- 中山間地域に開設している小規模な保育施設（定員20名未満）については、入所児童数の減少により厳しい施設運営を行っているところもあり、受入体制の維持を図るため、運営費の補助を行いました。
- 幼児教育の受入体制の充実のため、認定こども園への移行を検討している施設に対し

て、情報提供などを行いました。

- 教育・保育の専門性を高め質の向上を図るため、保育士等を対象としたキャリアアップ研修を実施しました。

② 保幼小の連携

- 益田市版接続カリキュラムを活用した小学校区ごとの保幼小交流活動がより充実したものとなるよう、島根県立大学とも連携し、交流活動後の振り返りができる研修を企画しました。
- 市内保育所等で乳幼児と触れ合う中高生の保育体験プログラムについては、乳幼児との触れ合いをとおして子育てに対する関心と理解を深めることができました。また、保育体験としてのキャリア教育を実施することができました。
- ふるさと教育の推進に向けて、保育所等では、夕涼み会への招待、野菜作り、運動会など、保護者や地域の方との交流活動への支援を行いました。また、市内全小中学校・保育所等が中学校区ごとにテーマを共有し、一貫した取組を実施しました。今後も引き続き、保幼小中高(特)と公民館、地域の団体が連携した取組を実施するとともに、新たなプログラムの創出や、新たな連携・協働体制の構築を図ります。
- 食育活動として、保幼小中連携による献立を継続して行い、地産地消や季節食などを通じて食育の推進につなげました。今後も保幼小中連携の活動を広げていくため、学校給食や食育に触れる機会を積極的に推進していく必要があると考えます。

基本目標3 配慮が必要な子どもの育ちを支える環境の整備

① 配慮が必要な子どもへの支援

- 障がい児通所支援事業においては、年々利用者が増加しており、受け入れが困難となっていた問題については、引き続き関係機関との連携を図り、より一層の支援の質の向上に取り組む必要があります。
- 就学にあたり配慮が必要となる児童・生徒への支援に当たっては、必要に応じて特別支援教育支援員を適切に配置しました。年度初めには、配置校に訪問し、支援の実際の間を見て助言を行ったり、配置校の管理職等には適切な支援員活用について助言しました。また、支援方法について研修を2回実施しました。中学校の通常の学級支援員の配置は予算上実施できなかったため、県の学びいきいきサポートティーチャーを活用するなどの方法を検討しました。今後、支援学級や支援を要する子どもの増加に伴い、新規の支援学級の担任や支援員も増加しており、研修や訪問の機会を十分に準備する必要があると考えます。また、支援をより明確にするためにも、発達検査等を行い、客観的な視点が必要ですが、発達検査を行える人材が不足していることが課題です。
- 放課後児童クラブでは、関係機関からの情報提供をもとに配慮が必要な児童の把握や支援の充実を図りました。また、放課後児童クラブ支援員に対して配慮が必要な児童

への対応について研修を行い、受け入れの促進に繋がりました。

- 保育所・認定こども園・幼稚園等において、配慮が必要な子どもを専任で保育する職員が配置された施設に対して、支援を実施しました。
- 配慮が必要な子どもへの対応として、早期に学習の困り感をつかむため、ひらがな読みのアセスメントを継続して行い、アセスメント後の指導について、年に1回研修を実施しました。学習以外の困り感をつかむため、社会生活スキルのアセスメントを必要に応じて実施しました。また、保護者への情報提供として、相談支援ファイルや相談支援マップを作成し、必要に応じて配布しました。今後も、支援が必要な子どもへの理解と具体的な支援について、状況に応じて適宜相談、情報提供が必要であると考えます。
- 障がい児通所支援の相談体制として、利用申請を行った児童全員に担当の相談支援専門員が付き、サービス利用を中心とした相談支援を行うことができました。一方で、家族全体の包括的支援が必要なケースが増えているため、引き続き子育て支援機関等とのより一層の連携が必要であると考えます。
- 障がい児に対する各種サービスについては、障がい種別や年齢などのニーズに応じたサービスの提供に努めました。

② 要保護児童などへの支援

- 児童虐待やヤングケアラーなどの問題を把握した場合には、要保護児童対策地域協議会の支援ネットワークを活用し、関係機関との情報共有・支援方針の協議を行い、早期支援に努めています。児童虐待やヤングケアラー問題の要因・背景は、保護者の精神疾患・貧困・DV・ダブルケアなど多岐にわたるため、さらなる多機関連携の必要性や支援者の専門性が求められていると考えます。

③ ひとり親家庭などの自立支援の推進

- ひとり親家庭の就業については、養成期間を修了したものの、資格取得ができず、経済的な自立に結び付かないケースが見受けられます。確実な資格取得に向けて、母子父子自立支援員と連携し、受給者の修学中の生活状況などを把握することが重要であると考えます。

基本目標4 仕事と子育ての両立の推進

① ワーク・ライフ・バランスの推進

- 平成28年4月1日から「こっころカード」(しまね子育て応援パスポート事業)は全国共通展開協賛店でも利用できるようになりましたが、全国共通展開協賛店を利用するには、「全国共通ロゴマーク」の入ったカードへの切替手続きが必要となっており、継続して制度の周知を図る必要があると考えます。併せて、こっころアプリの浸透を促進するため、周知活動の強化が必要と考えます。

- ワーク・ライフ・バランスのための職場環境の改善などについては、企業等において直接的なメリット（金銭的支援など）がないため、理解・協力を得ることが難しい状況にあります。今後も「ますだ子育て応援宣言企業登録制度」の趣旨・内容の周知を図り、宣言企業を増やす取組を進める必要があると考えます。
- 男女共同参画計画の視点に立った防災分野における研修会やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた研修会などを実施するとともに、チラシやパンフレットを活用した啓発を行い、男女共同参画意識の醸成を図ってきました。しかしながら、様々な分野で固定的な役割分担意識が根強く残っており、そうしたことが生きづらさに繋がることもあることから、改めて意識啓発に取り組めます。



4 益田市のこども・子育てを取り巻く課題の整理

第2期益田市子ども・子育て支援事業計画の課題やアンケート結果などを踏まえるとともに、こどもが主体となる視点を加えて課題の整理をしました。

●権利の周知と意見反映の取組

アンケート結果によると、こどもや若者は「子どもの権利条約」や「こども基本法」の認知度が低いため、こどもが権利の主体であることを広く周知する必要があります。また、こどもや子育て当事者の意見を尊重し、対話を重ねながら、ともに社会を築く意識を醸成する取組が求められます。



**横断目標：こどもが社会の一員として個人の意見が尊重される
社会の実現を目指す**

●課題を抱えるこども・子育て世帯への支援の充実

貧困、虐待、自死など、様々な課題を抱えるこどもとその保護者への支援は、ライフステージを超えた支援体制を構築していく必要があります。また、早期発見と迅速な対応が図られるように、相談体制の充実や職員の専門性向上が必要です。



基本目標1 生活の改善と安定に向けたこども・子育ての支援

●子育てのより充実した支援

就学前及び小学生の保護者を対象としたアンケートの結果から、気軽に相談できる人や場所として公的機関を選択する割合が低かったため、相談窓口などの周知を強化する必要があります。



基本目標2 こどもを育む支援

●教育・保育のさらなる充実

保護者の就業形態が多様化しているため、教育・保育のニーズを把握し、適切な対応を検討する必要があります。また、乳幼児期は、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を養う大事な時期であることから、様々な遊びや体験などを通じて、自分らしく過ごせる環境が必要です。

**基本目標3 こどもの成長の保障と遊びの充実****●こどもの居場所の確保と充実**

アンケート結果では、こどもが安心して過ごせる環境の充実が求められています。また、身体も心も大きく成長する時期であるため、他者との関わりや地域とのつながりを通じて、自己肯定感や自己有用感の向上につなげることが重要です。

**基本目標4 こどもが安心して過ごせる環境の充実****●若者への支援**

困難を抱えるこどもに寄り添い、社会の中で自らを活かす場へつなげる支援が求められています。また、こどもが持つ多様な価値観や考え方をしっかりと聴き、こどもが自分らしく社会生活を送ることができるよう、地域全体で支えることが必要です。

**基本目標5 こどもの未来に向けた支援**

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市においては、これまで市内の関係部署及び関係機関・団体等と連携して「第2期益田市子ども・子育て支援事業計画」の推進を図ってきました。

「第6次益田市総合振興計画」では、基本目標のひとつとして、「子育てにやさしく、誰もが健やかに暮らせるまち」を掲げています。

次代を担う益田のこどもたちが、自己をありのまま受け容れ、大切に感じ、他者と関わりながら自分らしく夢や希望を叶える力を育み、未来に向かって羽ばたけるようにする必要があると考えています。そのため、本計画における基本理念は、特定の児童・生徒・若者の利益にかたよることなく、すべてのこどもの最善の利益を第一に考え、地域や社会全体でこどもの育ちを支えるまちを目指し、次のとおりとします。

【基本理念】

安心できるつながりの中で、
こどもたちが未来に向かって羽ばたけるまち
～すべてのこどもの最善の利益を第一に～

2 計画の基本的な視点

本市の「第2期益田市子ども・子育て支援事業計画」では、基本的な視点として4つの視点（1.子どもの育ちの視点 2.親としての育ちの視点 3.地域での支え合いの視点 4.子育て環境の充実の視点）を定めています。

本計画においても、「第2期益田市子ども・子育て支援事業計画」と同様に基本的視点として次の4つを定めて施策の展開を図っていきます。

◆こどもの育ちの視点

「こどもの最善の利益」が実現される「こどもまんなか社会」を目指し、こどもの視点に立って、こどもを独立した人格を持つ権利の主体として尊重し、その権利が保障され、豊かな人間性を形成し、健やかに成長できるよう、こどもの健全育成の環境を整えていきます。

こどもが自らのことについて意見を表明し社会へ参画する上でも、意見形成への支援及び意見を表明しやすい環境を整えていきます。

◆親としての子育ての視点

子育ての第一義的な責任は保護者にあることを大前提に、保護者の子育てに対する負担や不安を軽減し、親としての自覚と責任を持って、心豊かに愛情あふれる子育てができるような環境を整えていきます。

◆地域での支え合いの視点

子育ては、次代を担う人材を育てることであり、地域の様々な分野の構成員がそれぞれの役割を果たし、社会全体で子どもや子育て世帯を見守り支え合っていくことが求められます。

地域ぐるみで子育て世帯を支援し、子どもが地域の未来を創っていけるような取組を進めます。

◆子育て環境の充実の視点

働きながら安心して子どもを生き育てることができるように、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するため、子育てに対する職場への理解・協力を促進するとともに、男性の育児休業の取得率の向上など、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取組を推進します。

3 横断目標

横断目標 **子どもが社会の一員として個人の意見が尊重される社会の実現を目指す**



- 「子ども基本法」や「子どもの権利条約」が示すように、すべての子どもは生まれながらに権利の主体であり、多様な人格を持つ自立した個人として、自分に関することを選択し、決定し、実現する権利を有しています。
すべての子どもが希望を持って健やかに成長できるよう、子どもやその周りの大人に対して人権に関する理解を深め、人権尊重の意識を高めるための周知・啓発活動を積極的に推進します。
- 子どもが自らの意見を表明し、地域の大人たちと語り合う場を提供するなど、様々な年代との交流を促す取組や、自分の人生を能動的に生きていくことができる力を養う「ライフキャリア教育」をこれからも推進していきます。

4 基本目標

基本理念を実現するため、本計画の基本目標として、以下の5つを設定します。



- すべての子どもが、生まれ育った環境に関わらず、夢や希望を持って生きることができるよう、生活の安定のための支援、保護者の就労の支援など、様々な観点から、関係機関と連携し、子どもの貧困対策に取り組みます。
- 障がいのある子どもや発達に特性のある子どもについて、それぞれの特性や状況に応じた支援を行うとともに、特別な支援を要する子どもと他の子どもと一緒に保育・教育を受けることのできるインクルーシブな保育・教育体制を推進します。併せて、就労に向けた支援を行います。また、慢性疾病や難病を抱え、その治療が長期間にわたることにより、身体面、精神面、経済面で困難な状況に置かれている子どもやその家族を支援するため、医療費などの助成や相談支援を行います。
- 子どもたちは、一人一人が生まれながらにして自ら育つ力を持っています。子どもがこの力を十分に発揮できるように、子どもの最善の利益を守る視点で、本市においては不登校やいじめへの適切な対応、児童虐待の早期発見と迅速な対応、障がいのある子どもの家庭への支援の充実など、社会的養護を必要とするような子どもや家庭への支援体制の強化を図ります。
- ヤングケアラーについては、本来大人が担うと想定されるような家族の介護やその他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもが、遊びや勉強、進学・就職の準備などの時間を奪われたり、身体的・精神的に重い負担がかかる状態は、子どもの健やかな成長や社会的自立の妨げとなり、重大な権利侵害となります。ヤングケアラーの問題は、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に置き、子どもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携してヤングケアラーを早期発見・把握し、適切な支援につなげていきます。

基本目標 2 こどもを育む支援



- 就学前の子どもについては、乳幼児期の愛着形成、幼児期の人格形成の重要性を踏まえ、質の高い教育・保育の安定的な提供が求められます。
多様な教育・保育ニーズに対応するための体制整備や人材の確保、子育て家庭への手当・こどもの医療費助成、ひとり親家庭への手当・医療費助成等による子育ての経済的負担軽減などの充実に努めます。
- 核家族化の進展、人との結びつきが少なくなった社会環境の中で、身近に相談する相手がない、子育て支援の内容を知らない、子育てを学ぶ機会がないといった理由から、育児に対する負担や不安、孤立を感じる子育て世帯が増えています。また、子育て家庭の就労形態、生活形態の変化により、子育て支援に対するニーズは多様化しています。
このため、子育て中の親子が気軽に交流し、相談や情報交換ができる場所・機会の提供や保護者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実に努めます。
- 妊娠期を健やかに送り安心して出産を迎え、自信をもって育児に取り組めるような体制を整備することは、母親にとって極めて重要です。
このため、母子健康手帳交付時からのきめ細かな保健指導の充実や妊産婦・乳幼児などの訪問指導、妊婦・乳幼児健康診査等の充実に努めます。
- 子育て中の保護者にとって身近で気軽に相談できる相手が少なく、また、相談内容の多様化、複雑化が進んでいます。
育児不安に対応する相談体制などの充実に努めます。
- 共働き家庭が増加している現代社会にあっては、働きながら安心して子どもを産み育てることができるように、男性が家事や子育てに参加しやすくするとともに、仕事を中心とした生活スタイルを見直し、日常生活と職業生活のバランスが保たれたものにすることが重要です。
家庭・地域・企業等の社会全体でワーク・ライフ・バランスの実現を推進するため、企業や従業員に対する啓発活動を推進します。
また、男女が協力して子育てを行っていけるよう男女共同参画社会の啓発にも努めます。

基本目標 3 こどもの成長の保障と遊びの充実



- こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期と、それぞれの成長段階における様々な学び、遊び、体験を通じて成長し、やがて若者となり、大人へと成長していきます。こどもを取り巻く環境は大きな変化を続けており、それぞれのライフステージで多様に成長するこどもを、保育所・認定こども園、幼稚園、学校等において、関係機関や地域と連携し、こどもの声をしっかりと聴き、保護者等の意向を確認しながら、その意見やニーズを反映させつつ、切れ目なく支援します。
- 保護者の共働きの増加や就業形態の多様化に伴い、定期的な教育・保育へのニーズはさらに高まっています。また、教育・保育施設と小学校との情報共有の体制強化と架け橋期における教育・保育の充実を図り、円滑な接続を目指します。
- 遊びや体験活動は、こどもの健やかな成長の原点であり、言語や数量などの感覚、創造力や好奇心、自尊心、やり抜く力、折り合いをつける力など様々な能力を養うとともに、多様な動きを身に付け、健康を維持することにもつながります。地域や関係団体と連携を図り、こどもの多様な体験活動を支援します。



基本目標 4 こどもが安心して過ごせる環境の充実



●人とふれあう機会が少なくなったこどもたちにとって、身近な地域の人々との交流は大切な経験です。また、こどもは地域の財産として子育て世帯を地域全体で支えていくことが必要です。

学校、公民館、放課後児童クラブ、ボランティアハウス、つろうて子育て協議会、青少年育成市民会議、子ども会等の連携によって、地域においてこどもが安心して意見が言え、安全に生活ができる居場所づくりの充実に努めるとともに、こども自身がその居場所づくりに積極的に参画し、自らの意見や希望を反映できる環境づくりを推進していきます。

- こどもたちは、一人一人が生まれながらにして自ら育つ力を持っています。こどもがこの力を十分に発揮できるように、こどもの最善の利益を守る視点で、本市においては不登校やいじめへの適切な対応など、こどもがいつも安全・安心な環境で過ごせるよう、こどもや家庭、学校等への支援体制の強化を図ります。
- いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼすものであり、決して許されるものではありません。いじめ防止教育を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどによる相談支援体制を整えます。

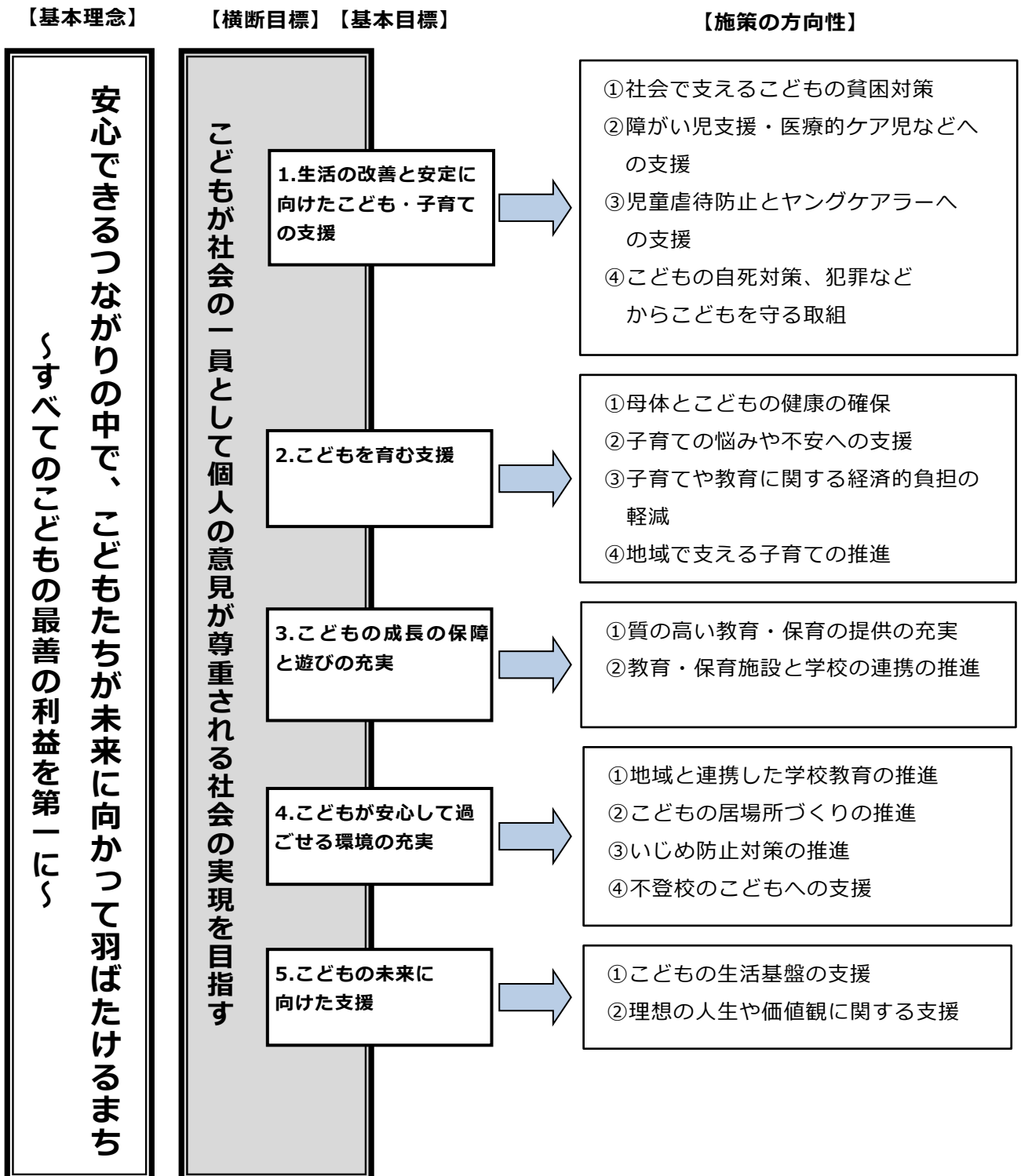
基本目標5 こどもの未来に向けた支援



- すべてのこどもが、心理的・社会的に発達し、専門的な知識や職業的なスキルを身に付け、将来の夢や希望を抱いて自らの可能性を広げることができるよう、大学等の高等教育機関への修学を支援するとともに、様々な就労支援を行い、こどもの夢や希望の実現と社会的・職業的な自立を推進します。
- こどもが、自らの価値観や生き方を確立しようとする過程で、家族や友人、恋人との関係、学校や職場での生活のこと、進学や就職、将来のことなど、様々な不安や悩みを抱えることは少なくありません。時には身動きが取れなくなり、ひきこもりの状態に陥ることも考えられます。悩みや不安を抱えるこどもが、自らのペースで歩みを進められるよう、安心できる居場所を確保するとともに、こどもやその家族が気軽に相談できる体制を整えます。

第4章 基本目標に沿った施策の展開

1 計画の体系



2 横断目標

こどもが社会の一員として個人の意見が尊重される社会の実現を目指す

横断施策Ⅰ こどもの権利に関する普及啓発

本市では、すべてのこどもに対して、「こども基本法」の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、「子どもの権利条約」の趣旨や内容について、民間団体等と連携しながら普及啓発をして進めます。これにより、こどもたちに、自らが権利の主体であることを広く周知します。

また、こどもの教育や養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自分を守る方法や、困難に直面した際に助けを求めて回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力など、こどもの権利侵害を許さないという意識を本市全体に浸透させるとともに、困難を抱えながらもSOSを発信できていないこどもに対して適切な支援を実現するため、こども及びその関わり得るすべての大人を対象に、人権に対する理解を深め、人権尊重の意識を高める啓発活動を推進します。

こども基本法の基本理念

- すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- すべてのこどもは年齢や発達程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会を作ること。

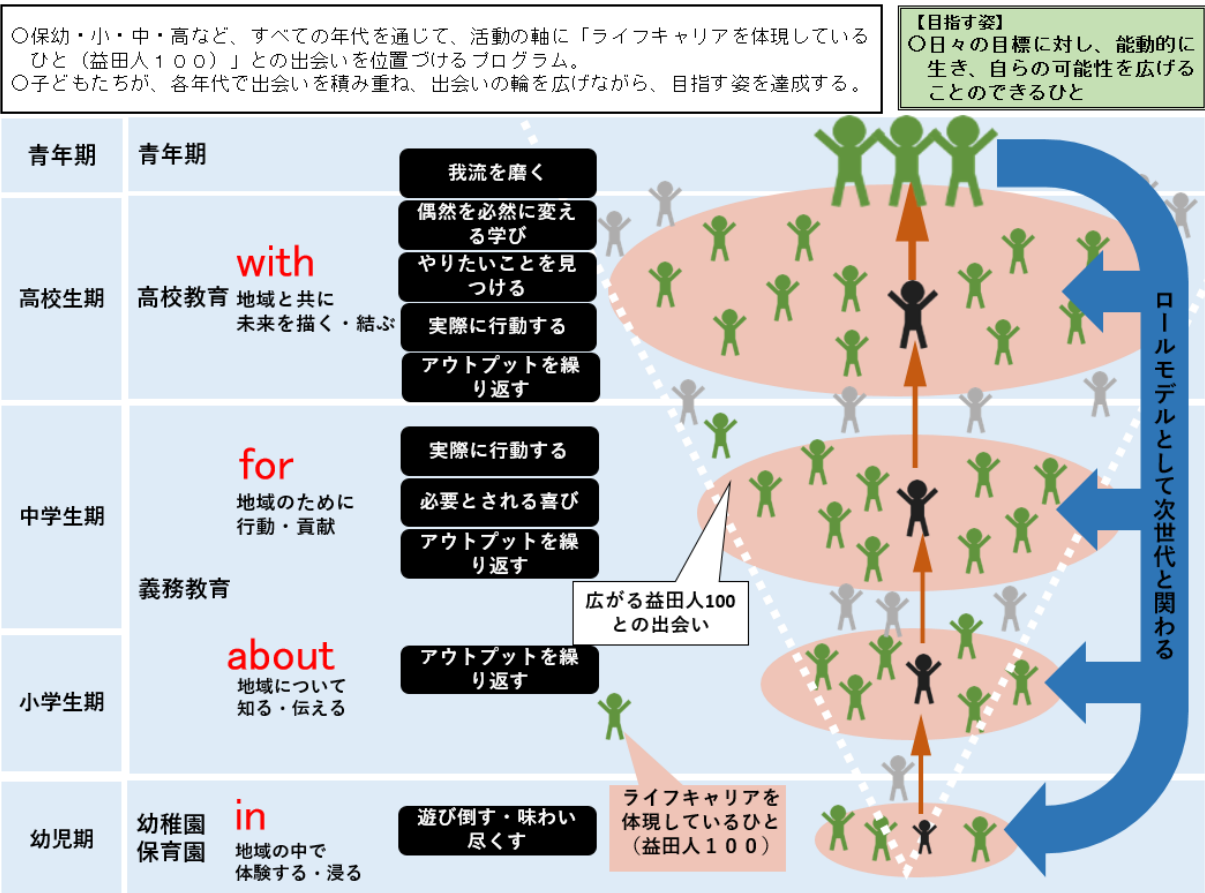
子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)の4つの原則

- 差別の禁止(子どもはどんな理由でも差別されず、権利が保障されること)
- 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えること)
- 生命・生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)
- 子どもの意見の尊重(こどもが意味のある参加ができること)

横断施策Ⅱ ライフキャリア教育の推進

少子高齢化や人口減少が進行する中で、地域課題はますます複雑化しています。これに対応するには、様々な立場の人が互いに協力し、共に解決の道筋を考えていく「協働」の体制をつくることが不可欠です。こどもも例外ではなく、こどもが、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することで、社会への影響力を発揮することにつながります。

本市では、こどもが地域の大人たちと語り合う場を提供するなど、様々な年代との交流を促す取組や、自分の人生を能動的に生きていくことができる力を養う「ライフキャリア教育」をこれからも推進していきます。



「益田人100」を軸としたライフキャリア教育の流れイメージ図

3 施策の展開

基本目標1 生活の改善と安定に向けたこども・子育ての支援

1-①社会で支えるこどもの貧困対策

こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを市民全体で広く共有し、こどもの現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進めます。

すべてのこどもが、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにします。学校や地域における関係機関・団体、要保護児童対策地域協議会が連携し、苦しい状況にあるこどもを早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。

貧困の状況にあるこどもや子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進めます。

保護者の就労支援において、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援を進めます。

こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、市、民間の企業・団体等の連携・協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進します。

No.	施策項目	施策内容
1	多機関の協働による包括的支援体制の構築（再掲）	益田市における「地域共生社会」の実現に向け、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める総合的な相談支援体制づくりを推進します。 多機関がかかわる体制を構築することで、制度の狭間に陥ることがないように支援体制を構築します。 民生委員・児童委員及び主任児童委員と連携し、地域のこどもを取り巻く環境を把握していきます。
2	生活困窮者相談窓口の設置	生活困窮者の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援をしています。
3	就労自立支援	就労支援員を中心にハローワークなど、関係機関と連携して新規就労及び就労収入増加に向けた支援を実施します。
4	生活保護制度の実施	生活保護世帯を対象に、義務教育への就学を教育扶助として最低生活の範囲内において保障します。

第4章 基本目標に沿った施策の展開

基本目標1 生活の改善と安定に向けたこども・子育ての支援

No.	施策項目	施策内容
5	保育料の軽減（再掲）	教育・保育施設の保育料の軽減を図ります。 ・18歳未満の児童が3人以上いる世帯の第3子以降の保育料を無料
6	就学援助制度の実施	経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して援助します。
7	奨学金貸付制度の充実（再掲）	こどもの就学による保護者の経済負担を軽減するため、学費などにあてる奨学金の貸付を行い、負担軽減を図ります。
8	学校での相談体制の充実（再掲）	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもの悩みや抱える課題に寄り添い、関係機関と一緒に課題解決に向けた取組をします。
9	児童扶養手当の支給など（再掲）	ひとり親家庭等に対する経済的負担の軽減を図ります。 ・児童扶養手当の支給 ・交通遺児手当金の支給 ・小・中学校入学支度金の支給 ・ひとり親家庭の福祉医療費助成制度による医療費の助成
10	ひとり親家庭への就業の促進（再掲）	母子家庭の母親、父子家庭の父親に対する就業力の向上や就職に有利な資格の取得を奨励し、自立を促します。また、相談者及び関係機関等との連絡連携を図るとともに、相談者に対し必要な説明、情報提供などを十分に行うとともに、必要に応じて面談その他の支援を継続して行います。 ・高等職業訓練促進給付金の支給 ・自立支援教育訓練給付金の支給 ・母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施 ・母子家庭等における未就学児の保育所入所についての優先利用
11	養育環境などに課題を抱える児童などに対して居場所などの提供	養育環境などに課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童などに対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路などの相談支援、食事の提供などを行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなどの個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保証と健全な育成を図ります。

1-②障がい児支援・医療的ケア児などへの支援

障がいや発達に特性のあるこどもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこどもの置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。

障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進します。

医療的ケア児、聴覚障がい児など、専門的支援が必要なこどもとその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。

障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげるとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障がい者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働等の関係者が連携し早い段階から行います。

No.	施策項目	施策内容
1	障がい児のための相談体制の充実	障がい児が自立した日常生活又は社会生活が営めるよう、相談支援体制を整備し相談支援事業の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業等の実施 ・障がい者自立支援協議会の開催
2	障がい児通所支援事業の実施（再掲）	主に未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行う「児童発達支援」を実施します。また、学校に就学している障がい児に対し、学校の授業終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う「放課後等デイサービス」を実施します。 さらに、保育所等を訪問し、障がい児に対して障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」を実施します。
3	医療的ケア児支援（再掲）	医療的ケア児の情報共有を図るため、関係機関同士の協議の場を設けます。また、児童発達支援や放課後等デイサービスを実施します。
4	特別児童扶養手当の支給など（再掲）	障がい児のいる家庭に対する経済的負担の軽減を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当の支給 ・障害児福祉手当の支給 ・重度心身障がい児（者）の福祉医療費助成制度による医療費の助成

第4章 基本目標に沿った施策の展開

基本目標1 生活の改善と安定に向けたこども・子育ての支援

No.	施策項目	施策内容
5	特別保育サービスの実施（再掲）	<p>保護者の就業形態の多様化に対応した保育サービスの充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長保育事業（保育所の開所時間を越えた保育の提供） ・一時保育事業（保護者の疾病などによる一時的な保育の提供） ・障がい児・発達促進保育事業（障がいのある子どもを受け入れて集団保育を実施） ・病児保育事業（病気又は病気の回復期にある子どもを対象に、保育園で集団保育できない、又は保護者の事情により家庭で保育できないときに一時的に保育をする事業）
6	就学上の配慮を有する児童・生徒への支援の充実	<p>就学上の配慮を有する児童・生徒に対する適切な支援を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級等への支援体制の充実 ・専門医、カウンセラー、特別支援教育コーディネーター等による研修会の開催 ・交流及び共同学習の実施 ・発達検査の実施体制の確立を検討します。
7	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への情報提供として、相談支援ファイル及び相談マップを必要に応じて配布します。 ・特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等に対して、経済的負担能力の程度に応じて、特別支援教育就学奨励費を支給します。
8	放課後児童クラブへの支援が必要な子どもの受け入れ（再掲）	<p>医療的ケアを必要とする場合を除き、特に支援を要する子どもの放課後等における居場所を確保し、健全な育成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な子どもの放課後児童クラブへの受け入れ
9	特別支援学校への通学支援	<p>島根県立浜田ろう学校に在籍する児童・生徒に対し、通学支援事業を実施します。</p>
10	就労継続支援	<p>島根県立益田養護学校卒業後の就労支援を継続していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県立益田養護学校の進路相談会へ参加 ・益田公共職業安定所（ハローワーク益田）との共催で障がい者就職面談会を実施

1-③児童虐待防止とヤングケアラーへの支援

全国的な虐待相談対応件数の増加が社会問題となる中、本市においても子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、支援が必要な世帯に対する包括的な支援体制の強化を図ります。

令和6年4月のこども家庭センターの設置を契機として、訪問家事支援などの家庭支援事業を推進するとともに、地域の子育て支援の中核的な役割を担うこども家庭センターが、保育所、学校や支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会等の地域のネットワークと連携して、支援が必要なこどもや家庭を継続的に支え、虐待予防の取組を強化します。

また、孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む女性に対する相談・日常生活の支援や関係機関との連携強化に取り組むとともに、こうした支援が必要な方に届くよう、相談窓口の周知を図ります。

こども家庭センターの役割として、虐待を受けたこどものトラウマなどを含めたケアや要支援・要保護家庭への相談支援などがあり、こどもと家庭の双方に対する高い専門性が求められます。新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進に取り組むとともに、相談支援の体制強化を図るための人材の採用・育成・定着支援、専門人材の活用促進などを進めます。

「子ども・若者育成支援推進法」において支援対象として明記されたヤングケアラーについては、本来大人が担うと想定されるような家族の介護やその他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもが、遊びや勉強、進学・就職の準備などの時間を奪われるなど、身体的・精神的に重い負担がかかる状態は、こどもの健やかな成長や社会的自立の妨げとなり、重大な権利侵害となります。ヤングケアラーの問題は、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に置き、こどもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携してヤングケアラーを早期発見・把握し、適切な支援につなげていきます。

No.	施策項目	施策内容
1	多機関の協働による包括的支援体制の構築（再掲）	益田市における「地域共生社会」の実現に向け、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める総合的な相談支援体制づくりを推進します。 多機関がかかわる体制を構築することで、制度の狭間に陥ることがないように支援体制を構築します。 民生委員・児童委員及び主任児童委員と連携し、地域のこどもを取り巻く環境を把握していきます。

第4章 基本目標に沿った施策の展開

基本目標1 生活の改善と安定に向けたこども・子育ての支援

No.	施策項目	施策内容
2	児童虐待防止対策とヤングケアラーなどへの相談支援	こどもの権利を普及啓発し、社会全体で虐待防止やヤングケアラー支援の理解を深め、こども及びその家庭に対し、福祉・医療・保健・教育等の関係機関との連携を通じて、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援に努めています。児童虐待防止対策については、引き続き、地域の支援ネットワークである要保護児童対策地域協議会を活用しながら早期発見・早期支援に取り組みます。ヤングケアラー支援については、児童対象のアンケート調査を通じての実態把握、一般市民や関係機関を対象とした普及啓発を通じて早期発見の体制構築に努めます。相談支援については、ヤングケアラー相談窓口での専門職による対応や子育て世帯訪問支援事業等の社会資源を活用しながらこども・家庭に対する具体的な支援に努めます。
3	こども家庭センター利用者支援事業の推進（再掲）	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の両機能が一体となり、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭への相談支援を行います。個々の家庭の課題やニーズに応えるため、サポートプランに沿った支援が適切に提供されるよう、継続的な切れ目のないマネジメントを実施します。
4	乳児家庭全戸訪問事業の実施（再掲）	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を対象に訪問を行い、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行い、必要なサービスにつなげます。
5	養育支援訪問事業の実施（再掲）	妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭に対し、保健師、看護師等が家庭訪問により養育に関する相談・支援を行います。こども家庭センターにおいて、個々の家庭の課題・ニーズに応じて家庭支援事業や母子保健事業、その他のサービスや地域資源を組み合わせながら妊娠期からの継続的な切れ目のない相談・支援を行います。
6	子育て世帯訪問支援事業の実施（再掲）	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を家庭訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぎます。
7	子育て短期支援事業の充実（再掲）	保護者の疾病などの理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、ファミリーホームや里親宅において一定期間、児童の養育・保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。

第4章 基本目標に沿った施策の展開

基本目標1 生活の改善と安定に向けたこども・子育ての支援

No.	施策項目	施策内容
8	親子関係形成支援事業の実施（再掲）	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、専門職が個別対応で児童の心身の発達の状況などに応じた情報の提供、相談及び助言を実施し、親子間における適切な関係性の構築を図ります。 地域の実情に応じ、関係機関等と連携しながら本事業の目的に沿った取組を行います。

1-④こどもの自死対策、犯罪などからこどもを守る取組

こどもの自死対策については、自死に関する情報の集約・分析などによる自死の要因分析や、SOSの出し方や心の危機に陥った友人などからのSOSの受け止め方に関する教育を含む自死予防教育、相談体制の整備、多職種の専門家で構成される対応チームの設置などによる自死予防への的確な対応、こどもの自死が増加する傾向にある長期休暇明け前後の集中的な啓発活動などの取組を進めていきます。

No.	施策項目	施策内容
1	地域におけるネットワークの強化	保健、医療、福祉、教育、労働等、様々な分野において積極的に自死対策に参画することのできる環境を整え、地域における自死対策のネットワークを強化します。
2	地域医療教育推進事業の推進	小中学校の時期に命の大切さについて学ぶための教育を行います。希望した学校において「こころの健康教室」を行います。
3	メディアコントロール及びメディアリテラシー教育の推進	「子どもとメディア」の問題への対策として、子どもや保護者などに対する啓発・研修の実施やフィルタリングの利用促進などを推進します。
4	学校での相談体制の充実（再掲）	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもの悩みや抱える課題に寄り添い、関係機関と一緒に課題解決に向けた取組をします。
5	いじめ防止の取組（再掲）	いじめ見逃し0（ゼロ）を合言葉に積極的ないじめ認知を行います。 益田市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見及びいじめの対処について、継続的に取り組まします。

第4章 基本目標に沿った施策の展開

基本目標1 生活の改善と安定に向けたこども・子育ての支援

No.	施策項目	施策内容
6	不登校支援（再掲）	益田市教育支援センター（ふれあい学級）において、不登校や不登校傾向のある子ども達の相談を受け、スポーツや会話などをして過ごす居場所、また一人一人に合わせた個別学習ができる居場所を提供します。また、「こころの架け橋」でこどもの状況に応じて、スポーツ、調理活動などの楽しめる活動や物づくりをしながら、子ども達が安心して過ごせる居場所を提供します。



基本目標2 こどもを育む支援

2-①母体とこどもの健康の確保

不妊症や不育症、出生前検査等妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図ります。

また、産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を行います。

母子保健と児童福祉の一体的な相談支援などを行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築します。妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）と経済的支援を一体として実施します。

No.	施策項目	施策内容
1	妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化	妊娠を考えている方や妊婦とその家族が必要な情報を得ることで、安心して妊娠期を過ごしながらか出産を迎え、家族で協力して子育てができるような支援を行います。 妊娠前からの健康管理（プレコンセプションケア）や不妊症・不育症に関する情報提供も含め、正しい知識の普及や相談体制を強化します。
2	こども家庭センター利用者支援事業の推進（再掲）	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の両機能が一体となり、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭への相談支援を行います。個々の家庭の課題やニーズに応えるため、サポートプランに沿った支援が適切に提供されるよう、継続的な切れ目のないマネジメントを実施します。
3	産前・産後の支援の充実と体制強化（再掲）	妊娠から出産、子育て期にわたるまで切れ目のない支援ができるよう、産前・産後のケア事業を実施します。 妊婦・産婦健康診査の結果もふまえ、医療機関、助産院等の関係機関と連携して支援の必要な妊産婦、子育て世帯を早期に把握し、速やかに産後ケア事業や子育て世帯訪問サポート事業の支援につなげることで妊娠中や周産期うつ病の重症化予防を図るとともに産後の初期段階における支援を強化します。
4	妊婦健康診査の推進	安全な分娩と健康な子の出産のため、医療保険が適用されない妊婦健診の費用を助成し、妊婦の健康管理の向上を図ります。

No.	施策項目	施策内容
5	地域ぐるみでの子育て・こどもの育ちの支援（再掲）	妊娠中・子育て中の身近な良き支援者として母子保健推進員、委嘱助産師事業を支援します。 地域の関係機関が連携し、各地域の実情やニーズを共有することで、地域全体で安心して子育てできる環境づくりに努めます。
6	乳児家庭全戸訪問事業の実施（再掲）	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を対象に訪問を行い、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行い、必要なサービスにつなげます。
7	乳幼児健康診査等の実施	1か月、4～5か月、7か月、1歳6か月、2歳6か月、3歳、5歳児を対象に健康診査や歯科健康診査を実施し、支援が必要と思われる乳幼児に対して、専門医師等による相談を行い、適切な支援につなげます。 また、新生児の聴覚に関する障がいを早期に発見し、早期に療育等の適切な支援に繋げることを目的として、新生児聴覚検査の助成を行います。 受診勧奨や未受診児の状況把握に努めるとともに、支援の必要な児に対しては医療・保育・教育・福祉等の関係機関と情報共有、連携して適切な時期に支援を行います。
8	生活習慣の形成・定着と食育の推進（再掲）	子どもの頃からの生活習慣（生活リズム、排泄、睡眠、歯磨き、咀嚼、メディアなど）の形成や定着について普及啓発を行うとともに、性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促し、家庭・地域・行政が連携して食育を推進します。
9	母子保健 DX の推進（再掲）	デジタル技術を活用して、母子保健や予防接種、子育てに関する情報を最適に提供できる仕組みを構築します。 健診、予防接種などの健康情報の電子化及び標準化、母子保健情報のデジタル化を推進します。
10	地域子育て支援拠点事業の推進（再掲）	子育て支援センターは、子育て支援の拠点施設として相談事業、交流事業、学習事業を3本の柱として取組を進めながら、併せて子育て中の家族が気軽に集い、いつでも相談できる場所として施設を提供します。また、より多くの方に利用いただくため、健診などの機会を活用して子育て支援センターの存在と事業内容を周知していきます。
11	こどもの健康に関する電話相談の推進	小児科医が不足する中、24時間・365日、無料で病気やケガ、育児について医師などへ電話相談を行うことにより、保護者の不安解消に努めます。 ・島根県子ども医療電話相談（#8000）事業 ・ますだ健康ダイヤル24（健康医療電話相談）

No.	施策項目	施策内容
12	休日応急診療所の実施（再掲）	休日応急診療所及び在宅当番医による診療の併用により、休日などに救急医療を提供します。

2-②子育ての悩みや不安への支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めてすべてのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、デジタル機器を利用した相談やプッシュ型の情報提供を行います。こどもに対する親としての関わり方の工夫や体罰などがこどもに与える悪影響などを親に伝えるなど、体罰によらない子育てに関する啓発を進めます。

小児医療の関係者と成育過程にあるこどもたちに対する医療、保健、福祉、教育等の関係者などとの連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保するなど、地域のこどもの健やかな成育の推進を図ります。

No.	施策項目	施策内容
1	こども家庭センター利用者支援事業の推進（再掲）	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の両機能が一体となり、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭への相談支援を行います。個々の家庭の課題やニーズに応えるため、サポートプランに沿った支援が適切に提供されるよう、継続的な切れ目のないマネジメントを実施します。
2	地域ぐるみでの子育て・こどもの育ちの支援（再掲）	妊娠中・子育て中の身近な良き支援者として母子保健推進員、委嘱助産師事業を支援します。 地域の関係機関が連携し、各地域の実情やニーズを共有することで、地域全体で安心して子育てできる環境づくりに努めます。
3	母子保健 DX の推進（再掲）	デジタル技術を活用して、母子保健や予防接種、子育てに関する情報を最適に提供できる仕組みを構築します。 健診、予防接種などの健康情報の電子化及び標準化、母子保健情報のデジタル化を推進します。
4	産前・産後の支援の充実と体制強化（再掲）	妊娠から出産、子育て期にわたるまで切れ目のない支援ができるよう、産前・産後のケア事業を実施します。 妊婦・産婦健康診査の結果もふまえ、医療機関、助産院等の関係機関と連携して支援の必要な妊産婦、子育て世帯を早期に把握し、速やかに産後ケア事業や子育て世帯訪問サポート事業の支援につなげることで妊娠中や周産期うつ病の重症化予防を図るとともに産後の初期段階における支援を強化します。

No.	施策項目	施策内容
5	地域子育て支援拠点事業の推進（再掲）	子育て支援センターは、子育て支援の拠点施設として相談事業、交流事業、学習事業を3本の柱として取組を進めながら、併せて子育て中の家族が気軽に集い、いつでも相談できる場所として施設を提供します。また、より多くの方に利用いただくため、健診などの機会を活用して子育て支援センターの存在と事業内容を周知していきます。
6	養育支援訪問事業の実施（再掲）	妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭に対し、保健師、看護師等が家庭訪問により養育に関する相談・支援を行います。 こども家庭センターにおいて、個々の家庭の課題・ニーズに応じて家庭支援事業や母子保健事業、その他のサービスや地域資源を組み合わせながら妊娠期からの継続的な切れ目のない相談・支援を行います。
7	子育て短期支援事業の充実（再掲）	保護者の疾病などの理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、ファミリーホームや里親宅において一定期間、児童の養育・保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。
8	子育て世帯訪問支援事業の実施（再掲）	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を家庭訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぎます。
9	親子関係形成支援事業の実施（再掲）	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、専門職が個別対応で児童の心身の発達の状況などに応じた情報の提供、相談及び助言を実施し、親子間における適切な関係性の構築を図ります。 地域の実情に応じ、関係機関等と連携しながら本事業の目的に沿った取組を行います。
10	子育てサロンの支援	子育ての中で不安や悩みを持つ親同士が気軽に無理なく集い、子育ての相談、情報交換などをとおして、子育てを楽しむ仲間づくりを行う場を提供します。 ・産後子育て家庭交流活動事業
11	休日応急診療所の実施（再掲）	休日応急診療所及び在宅当番医による診療の併用により、休日などに救急医療を提供します。
12	医療的ケア児支援（再掲）	医療的ケア児の情報共有を図るため、関係機関同士の協議の場を設けます。また、児童発達支援や放課後等デイサービスを実施します。

2-③子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育て当事者が、経済的な不安を抱いたり、過度な負担を抱くことなく、子育てに向き合えるよう、児童手当の支給・こどもの医療費助成など、次代を担うすべてのこどもの育ちを支える経済支援を行います。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当などによる経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援などが適切に行われるよう取り組みます。

No.	施策項目	施策内容
1	子育て家庭への手当の支給	子育ての経済的負担を軽減し、安心してこどもが育てられる環境が整えられるよう子育て世帯に対して手当の支給を行います。 ・児童手当の支給
2	子育て家庭への医療費の助成	医療費の助成を行います。 ・乳幼児等医療費助成制度 ・児童医療費助成制度
3	保育料の軽減（再掲）	教育・保育施設の保育料の軽減を図ります。 ・18歳未満の児童が3人以上いる世帯の第3子以降の保育料を無料
4	奨学金貸付制度の充実（再掲）	こどもの就学による保護者の経済負担を軽減するため、学費などにあてる奨学金の貸付を行い、負担軽減を図ります。
5	児童扶養手当の支給など（再掲）	ひとり親家庭等に対する経済的負担の軽減を図ります。 ・児童扶養手当の支給 ・交通遺児手当金の支給 ・小・中学校入学支度金の支給 ・ひとり親家庭の福祉医療費助成制度による医療費の助成
6	ひとり親家庭への就業の促進（再掲）	母子家庭の母親、父子家庭の父親に対する就業力の向上や就職に有利な資格の取得を奨励し、自立を促します。また、相談者及び関係機関等との連絡連携を図るとともに、相談者に対し必要な説明、情報提供などを十分に行うとともに、必要に応じて面談その他の支援を継続して行います。 ・高等職業訓練促進給付金の支給 ・自立支援教育訓練給付金の支給 ・母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施 ・母子家庭等における未就学児の保育所入所についての優先利用

No.	施策項目	施策内容
7	特別児童扶養手当の支給など（再掲）	障がい児のいる家庭に対する経済的負担の軽減を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当の支給 ・障害児福祉手当の支給 ・重度心身障がい児（者）の福祉医療費助成制度による医療費の助成
8	放課後児童クラブ基本負担金の減免	放課後児童クラブを利用している児童で、就学援助制度を利用しているご家庭については、基本負担金を減免し、経済的負担の軽減を図ります。

2-④地域で支える子育ての推進

家庭内において育児にかかる負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながらこどもを育て、それを職場が応援し、地域社会全体で子育て世帯を支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。

職場の文化・雰囲気を変え、性別に関係なく、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるよう、組織のトップや管理職の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めていきます。

No.	施策項目	施策内容
1	男女共同参画基本計画の推進	家庭・地域・職場等において、固定的な性別役割分担意識に基づく習慣などを男女共同参画の視点で見直すよう意識改革とともに、仕事と家庭の両立を支える環境づくりを進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画計画の推進 ・男女共同参画推進講座や講演会の開催 ・市広報や公式ウェブサイトなどによる男女共同参画社会実現に向けた啓発
2	働き方の見直しと子育て家庭に優しい職場づくりの啓発	ワーク・ライフ・バランスや職場環境（職場優先の意識や固定的な性別役割意識など）の改善のため、勤労者・事業主・地域住民などの意識改革を進める広報・啓発・情報提供に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ますだ子育て応援宣言企業登録制度の周知 ・育児休業制度の定着・促進、男性の取得促進に向けた啓発 ・勤務時間の短縮などの普及・啓発 ・再雇用制度の普及・啓発 ・マタニティ・ハラスメント防止の啓発

第4章 基本目標に沿った施策の展開
基本目標2 こどもを育む支援

No.	施策項目	施策内容
3	しまね子育て応援企業認定制度への協力	県事業しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）認定制度を普及するとともに、企業にとっても優れた人材の確保に繋がるよう子育て中の男女が共に働きやすい職場が増えるよう、関係課と連携し、各種事業やイベントなどでの広報・啓発・情報提供に努めます。
4	しまね子育て応援パスポート事業への協力	県事業しまね子育て応援パスポート事業（こっころカード）推進へ協力することにより、子育て家庭への応援及び当該事業に協賛する店舗のイメージアップに努めます。 また、転入、出生などの手続きの際には、全国共通ロゴマーク入りカードへの切り替えやこっころアプリの制度説明を行い利用の促進に努めます。
5	保育の受入体制の充実（再掲）	保育（2・3号認定）の受入体制充実に向け、関係機関と協議し、必要な支援を行っていきます。 ・認定こども園への移行支援 ・認可保育所の定員の適正化 ・保育所等の一時保育実施体制の維持
6	幼稚園等における保育サービスの実施（再掲）	保護者の就労形態の多様化に対応した幼稚園等における「預かり保育」の充実に向け関係機関と協議し、必要な支援を行っていきます。
7	保育所等で実施する小学生の放課後の預かり事業の支援（再掲）	保育所や認定こども園の空きスペースを活用して、小学生の放課後の預かりの場を確保し、保護者の仕事と家庭の両立を支援します。 ・放課後児童の預かり事業 ・小規模多機能・放課後児童支援事業
8	放課後児童クラブの充実（再掲）	保護者が仕事などで昼間家にいない小学生が安全に安心して生活できる放課後の居場所を充実します。 ・施設整備などを図り、利用を希望する児童の受入体制を維持します。 ・放課後子ども教室との連携 ・放課後児童クラブ間の情報交換ネットワーク構築支援
9	地域子育て支援拠点の環境整備	子育て支援センターの授乳室の畳更新、園庭の遊具更新及び駐輪場、駐車場を整備します。
10	ファミリー・サポート・センターの事業	育児などの援助を「受けたい人」、「援助する人」がお互い会員となって、一時的にこどもを預かる（有料）会員組織について、広く事業内容を周知し、提供会員を増やすとともに、事業周知と利用しやすい環境を整備します。

No.	施策項目	施策内容
11	地域ぐるみの子育て支援の推進と学びや活動の場の創出（再掲）	放課後児童クラブ、ボランティアハウス、地区つろうて子育て協議会等において、家庭、地域、学校が一体となり、こどもが育つ環境と体制の整備を進めます。 また、つろうて子育て協議会を中心として、こどもたちの豊かな学びの場の創出や、夏休みなどの長期休暇期間中における活動の創出を図るとともに、各地区のつろうて子育て協議会等の交流や研修の機会を通じて、活動の充実を図ります。
12	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進（再掲）	地域学校協働活動推進員などを配置し、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図ることで、児童の学習・体験活動の機会創出・活動充実を図ります。
13	ライフキャリア教育の推進（再掲）	多様な人との対話によるロールモデルとの出会いや、生き様・価値観に触れることで、自分の人生を能動的に生きていくことができる力を養うライフキャリア教育を地域・学校と協働して推進し、こどもたちの生きる力の育成を図ります。 ・対話プラス ・益田版・職場体験 など
14	ふるさと教育の推進（再掲）	小中学校が地域と連携して、本市の豊かな自然などを活かし、遊び・食・地域の文化などを通じてふるさとを愛する意識の醸成などの取組を支援します。また、食材の収穫などの体験活動を通じて、自然の恵みである食べ物の大切さを知るとともに、地産地消を推進します。
15	地域交流活動事業の支援（再掲）	保育所、認定子ども園等と保護者や地域の人（高齢者、小中高生など）との交流活動や、地域資源（自然、農耕地など）の遊びや農業体験をする活動を支援します。
16	障がい児通所支援事業の実施（再掲）	主に未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行う「児童発達支援」を実施します。また、学校に就学している障がい児に対し、学校の授業終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う「放課後等デイサービス」を実施します。 さらに、保育所等を訪問し、障がい児に対して障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」を実施します。
17	医療的ケア児支援（再掲）	医療的ケア児の情報共有を図るため、関係機関同士の協議の場を設けます。また、児童発達支援や放課後等デイサービスを実施します。

基本目標3 こどもの成長の保障と遊びの充実

3-①質の高い教育・保育の提供の充実

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、保育所、幼稚園、認定こども園等の施設形態を問わず、安全で安心な環境の中で、教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障がいのある子どもや医療的ケア児、外国籍の子どもをはじめ、様々な文化的背景を持つ子どもなど、配慮を必要とする子どもを含め、一人一人の子どもの健やかな成長を支えていきます。

また、幼児期におけるライフキャリア教育を推進するため、遊びや体験活動の充実、学びへのつながりや、その機会を保障することの重要性を改めて認識した上で、市、地域、学校、家庭、若者、民間団体等が連携・協働できる体制や環境づくりを促進します。

No.	施策項目	施策内容
1	保育の受入体制の充実（再掲）	保育（2・3号認定）の受入体制充実に向け、関係機関と協議し、必要な支援を行っていきます。 ・認定こども園への移行支援 ・認可保育所の定員の適正化 ・保育所等の一時保育実施体制の維持
2	幼児教育の受入体制の充実	幼児教育（1号認定）の受入体制の充実を図るため、認定こども園への移行を支援します。
3	特別保育サービスの実施（再掲）	保護者の就業形態の多様化に対応した保育サービスの充実を図ります。 ・延長保育事業（保育所の開所時間を超えた保育の提供） ・一時保育事業（保護者の疾病などによる一時的な保育の提供） ・障がい児・発達促進保育事業（障がいのある子どもを受け入れて集団保育を実施） ・病児保育事業（病気又は病気の回復期にある子どもを対象に、保育園で集団保育できない、又は保護者の事情により家庭で保育できないときに一時的に保育をする事業）
4	幼稚園等における保育サービスの実施（再掲）	保護者の就業形態の多様化に対応した幼稚園等における「預かり保育」の充実に向け関係機関と協議し、必要な支援を行っていきます。
5	保育所や認定こども園の施設などの整備	保育所や認定こども園の施設整備や空調・防犯対策設備の設置に努めます。
6	こどもの遊び場の整備	こどもが安心して遊べる場を確保するため、公立保育所や市内の小中学校、公園の遊具等の点検を行い、必要に応じて遊具等の更新を実施します。また、こどもや子育て世帯の視点に立った公園づくりを推進します。

No.	施策項目	施策内容
7	幼稚園等に対する運営支援	入園児童が年々減少傾向にある中で、幼児教育の維持が図られるよう、引き続き支援を行います。
8	小規模保育所に対する運営支援	中山間地域に開設している保育施設については、入所児童が減少しており、受入体制が維持されるよう、引き続き支援を行います。
9	教育・保育の質向上のための研修の充実	教育・保育の専門性を高め質の向上を図るため、必要とされる専門スキルを持った人材を安定的に確保し、こどもを安心して育てることができる環境づくりを進めます。
10	こどもの主体性を育む教育・保育の支援	幼児教育アドバイザーによるこどもの主体性を育む教育・保育を推進します。 ・巡回支援指導事業
11	地域ぐるみの子育て支援の推進と学びや活動の場の創出（再掲）	放課後児童クラブ、ボランティアハウス、地区つろうて子育て協議会等において、家庭、地域、学校が一体となり、こどもが育つ環境と体制の整備を進めます。 また、つろうて子育て協議会を中心として、こどもたちの豊かな学びの場の創出や、夏休みなどの長期休暇期間中における活動の創出を図るとともに、各地区のつろうて子育て協議会等の交流や研修の機会を通じて、活動の充実を図ります。
12	地域交流活動事業の支援（再掲）	保育所、認定こども園等と保護者や地域の人（高齢者、小中高生など）との交流活動や、地域資源（自然、農耕地など）の遊びや農業体験をする活動を支援します。
13	中高生の保育体験プログラムの推進（再掲）	乳幼児に対する知識と関心を深めるとともに、キャリア教育の一環として、中高生を対象として市内保育所等で乳幼児と触れ合う保育体験プログラムを実施します。 ・乳幼児との関わり体験活動事業（保育）
14	生活習慣の形成・定着と食育の推進（再掲）	子どもの頃からの生活習慣（生活リズム、排泄、睡眠、歯磨き、咀嚼、メディアなど）の形成や定着について普及啓発を行うとともに、性や妊娠に関する正しい知識を身に着け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促し、家庭・地域・行政が連携して食育を推進します。

3-②教育・保育施設と学校の連携の推進

地域や家庭の環境にかかわらず、すべての子どもが、格差なく質の高い学びを受けられるよう、学びの連続性を踏まえ、教育・保育施設と小学校の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通じて質の高い教育・保育を保障しつつ、教育・保育施設と小学校の円滑な接続の改善を図ります。

また、食育活動の一環として小中学校の献立を教育・保育施設の給食に取り入れ、早期から学校給食に触れる機会を提供します。さらに、中高生が乳幼児との触れ合いを通じて保育の体験を行うライフキャリア教育を引き続き実施します。

No.	施策項目	施策内容
1	保幼小連携による情報共有・相互理解の推進	教育・保育施設の職員、小学校の教員を対象とした研修会を開催し、情報の共有により共通認識を持つことで相互理解に努め、課題などの解決に向けて取り組んでいきます。また、保幼小の連携を強化しながら相互の質の向上を図り、教育・保育で経験した学びが小学校への学びに繋がる支援をします。
2	中高生の保育体験プログラムの推進（再掲）	乳幼児に対する知識と関心を深めるとともに、キャリア教育の一環として、中高生を対象として市内保育所等で乳幼児と触れ合う保育体験プログラムを実施します。 ・乳幼児との関わり体験活動事業（保育）
3	食育活動を通じた保幼小中連携の推進	保幼小中連携献立を行い、益田市でとれた食材や季節食を含んだメニューを地産地消や季節食など食育の推進につなげます。保幼小中連携の活動を広げていくため、学校給食や食育に触れる機会を積極的に推進していきます。



基本目標4 こどもが安心して過ごせる環境の充実

4-①地域と連携した学校教育の推進

すべてのこどもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実します。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進め、こどもを地域全体で育む地域とともにある学校づくりと、地域やこどもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進します。

No.	施策項目	施策内容
1	ふるさと教育の推進（再掲）	小中学校が地域と連携して、本市の豊かな自然などを活かし、遊び・食・地域の文化などを通じてふるさとを愛する意識の醸成などの取組を支援します。また、食材の収穫などの体験活動を通じて、自然の恵みである食べ物の大切さを知るとともに、地産地消を推進します。
2	中高生の保育体験プログラムの推進（再掲）	乳幼児に対する知識と関心を深めるとともに、キャリア教育の一環として、中高生を対象として市内保育所等で乳幼児と触れ合う保育体験プログラムを実施します。 ・乳幼児との関わり体験活動事業（保育）
3	地域ぐるみの教育システムの構築	学校等の校種間連携や学校、家庭、地域、関係諸機関等との連携、協働での教育の振興を図り、教育施策の推進を図ります。
4	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進（再掲）	地域学校協働活動推進員などを配置し、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図ることで、児童の学習・体験活動の機会創出・活動充実を図ります。
5	ライフキャリア教育の推進（再掲）	多様な人との対話によるロールモデルとの出会いや、生き様・価値観に触れることで、自分の人生を能動的に生きていくことができる力を養うライフキャリア教育を地域・学校と協働して推進し、こどもたちの生きる力の育成を図ります。 ・対話プラス ・益田版・職場体験 など
6	教職員の資質向上	教育者としての使命感をもち、変化の時代を生きる社会人に求められる資質能力、教員の職務から求められる資質能力の向上を図ります。

4-②こどもの居場所づくりの推進

こどもの「居場所」とは、こどもや若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性など、すべてが「居場所」になり得ます。しかし、その場を居場所と感ずるかどうかは、最終的に本人が決めるものであるという前提に立って居場所づくりを推進します。

誰一人取り残さず、こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの意見を聴きながら居場所づくりを推進します。

すべての子どもが放課後を安全で安心して過ごし、多様な体験活動に参加できるよう、放課後の子どもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保します。また、学校施設の利用促進の観点も含め、市長部局と教育委員会等との連携を強化し、放課後児童対策に取り組みます。

No.	施策項目	施策内容
1	放課後児童クラブの充実（再掲）	保護者が仕事などで昼間家にいない小学生が安全に安心して生活できる放課後の居場所を充実します。 ・施設整備などを図り、利用を希望する児童の受入体制を維持します。 ・放課後子ども教室との連携 ・放課後児童クラブ間の情報交換ネットワークの構築支援
2	放課後児童クラブへの支援が必要な子どもの受け入れ（再掲）	医療的ケアを必要とする場合を除き、特に支援を要する子どもの放課後などにおける居場所を確保し、健全な育成を図ります。 ・支援が必要な子どもの放課後児童クラブへの受け入れ
3	放課後児童クラブにおける支援内容の充実	放課後児童支援員の資質向上を図ります。 ・子どもへの接し方や指導方法を学ぶ研修の実施 ・資質向上研修会の実施
4	放課後児童クラブ施設の整備	利用児童数の増加に対応するため、活用可能教室、公的施設及び民間施設等を活用した施設整備を推進します。
5	ボランティアハウス（放課後子ども教室）の実施	異年齢の子どもたちの交流、地域の大人との交流などの活動を通じ、心豊かなたくましい子どもたちを育むとともに、地域の教育力の活性化を図ります。 ・放課後児童クラブとの連携
6	保育所等で実施する小学生の放課後の預かり事業の支援（再掲）	保育所や認定こども園の空きスペースを活用して、小学生の放課後の預かりの場を確保し、保護者の仕事と家庭の両立を支援します。 ・放課後児童の預かり事業 ・小規模多機能・放課後児童支援事業

No.	施策項目	施策内容
7	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進（再掲）	地域学校協働活動推進員などを配置し、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図ることで、児童の学習・体験活動の機会創出・活動充実を図ります。
8	障がい児通所支援事業の実施（再掲）	主に未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行う「児童発達支援」を実施します。また、学校に就学している障がい児に対し、学校の授業終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う「放課後等デイサービス」を実施します。 さらに、保育所等を訪問し、障がい児に対して障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」を実施します。
9	医療的ケア児支援（再掲）	医療的ケア児の情報共有を図るため、関係機関同士の協議の場を設けます。また、児童発達支援や放課後等デイサービスを実施します。

4-③いじめ防止対策の推進

すべての学校において、「いじめ防止対策推進法」に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級・ホームルーム活動などにおける子ども主体でのいじめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化します。加えて、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策の推進を図ります。また、すべての子どもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進します。

いじめの被害児が加害児でもあったり、加害の背景に被虐待体験があったり、その保護者にも被虐待体験や経済的困難の問題があるなど、その実態や背景の把握、解決に向けた対応は容易ではないことも多く、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた状況把握と状況に応じた多面的な支援を講じます。

No.	施策項目	施策内容
1	いじめ防止の取組（再掲）	いじめ見逃し0（ゼロ）を合言葉に積極的ないじめ認知を行います。 益田市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見及びいじめの対処について、継続的に取り組みます。

第4章 基本目標に沿った施策の展開
基本目標4 こどもが安心して過ごせる環境の充実

No.	施策項目	施策内容
2	学校での相談体制の充実（再掲）	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもの悩みや抱える課題に寄り添い、関係機関と一緒に課題解決に向けた取組をします。

4-④不登校のこどもへの支援

不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方とする「教育機会確保法」の趣旨を踏まえ、すべてのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、学校内外の教育支援センターの機能強化を図ります。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICTなどを活用した学習支援、NPOやフリースクールなどとの連携など、不登校のこどもへの支援体制を整備、強化します。

No.	施策項目	施策内容
1	学校での相談体制の充実（再掲）	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもの悩みや抱える課題に寄り添い、関係機関と一緒に課題解決に向けた取組をします。
2	困難を抱える子どもや家族などに対する支援（再掲）	子ども・若者支援センターの運営など、関係機関・民間施設（NPO・フリースクール）と連携し、困難を抱える子どもの居場所づくりに取り組みます。
3	不登校支援（再掲）	益田市教育支援センター（ふれあい学級）において、不登校や不登校傾向のある子ども達の相談を受け、スポーツや会話などをして過ごす居場所、また一人一人に合わせた個別学習ができる居場所を提供します。また、「こころの架け橋」でこどもの状況に応じて、スポーツ、調理活動などの楽しめる活動や物づくりをしながら、子ども達が安心して過ごせる居場所を提供します。

基本目標5 こどもの未来に向けた支援

5-①こどもの生活基盤の支援

こどもや若者が家庭の経済状況にかかわらず、高校や大学に進学するチャンス確保できるよう、修学支援を実施します。

ひきこもりやニートの状態にある、または進路や人間関係などに悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制を充実させます。

進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりするなど、こころのSOSサインに気付いた際の対処法をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報などをこどもや若者に周知します。

結婚を希望する若者がその希望を実現できない大きな理由として、経済的事情や仕事の問題に加え、理想の相手に巡り会う機会が挙げられます。このため、独身男女の出会いの機会や場を創出するためのイベントを開催する団体を支援します。また、一般社団法人しまね縁結びサポートセンターが運営する「縁結びボランティア益田・吉賀・津和野はぴこ会」(島根はっぴーこーでいねーたー)が実施する「はぴこ交流サロン」の活動や、しまねコンピューターマッチング「しまコ」(会員制のマッチングシステム)の利用を促進します。

No.	施策項目	施策内容
1	奨学金貸付制度の充実 (再掲)	こどもの就学による保護者の経済負担を軽減するため、学費などにあてる奨学金の貸付を行い、負担軽減を図ります。
2	若者の就労支援	高校生など新規学卒者の地元企業への就職を支援します。
3	ひきこもり支援体制の充実	相談支援、居場所づくり、ネットワークづくりを行い、当事者及び家族への支援の充実を図ります。
4	困難を抱える子どもや家族などに対する支援 (再掲)	困難を抱える子どもの居場所として、子ども・若者支援センターの運営と、困難を抱える家庭の子どもに対する支援として、益田市子どもの居場所総合支援事業に取り組みます。
5	困難を抱える若者の就労支援	子ども・若者支援センターにおいて、ひきこもりがちな若者など困難を抱えている方、一人では就職活動が難しい方を対象に連携している事業所や農家での就労体験の場を提供し、そこで働くことの意義や喜びを感じ、自信をつけてもらい、将来の就労に繋がるよう支援を行います。 また、履歴書の書き方指導やハローワークへ同行するなど、就労に至るまでの過程を支援します。
6	生活困窮者就労準備支援事業	日常生活習慣の改善から就労のための基礎能力の形成まで計画的かつ一貫して支援を実施します。

No.	施策項目	施策内容
7	婚活応援事業（補助事業）の推進	独身男女の出会いの場の創出を図るため、イベントを開催する団体を支援します。 「縁結びボランティア益田・吉賀・津和野はぴこ会(島根はっぴーこーでいねーたー)」が実施する「はぴこ交流サロン」の活動や、一般社団法人しまね縁結びサポートセンターが運営するコンピューターマッチング「しまコ」の利用促進を支援します。
8	若者の定着支援 (Masuda no Douki)	就職後のフォローアップ、職場以外でのつながりづくりを目的とした新入社員向け合同研修を実施します。

5-②理想の人生や価値観に関する支援

こどもが社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度などに応じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進します。

様々な仕事に触れる機会や社会人との交流の場などを創出し、こどもが自らの理想の人生や価値観を描けるよう、意識啓発や情報提供に取り組みます。

こどもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組を推進します。

No.	施策項目	施策内容
1	ライフキャリア教育の推進（再掲）	多様な人との対話によるロールモデルとの出会いや、生き様・価値観に触れることで、自分の人生を能動的に生きていくことができる力を養うライフキャリア教育を地域・学校と協働して推進し、こどもたちの生きる力の育成を図ります。 ・対話プラス ・益田版・職場体験 など
2	高校生などの地域での活動の促進	高校生などの地域での活動を伴走支援し、社会参画を推進します。
3	二十歳の集いの企画・運営	二十歳の集い実行委員会を組織し、会の企画・運営を任せることで、社会参画の機会を創出します。

第5章 施設・事業ごとの量の見込みと提供体制の確保

「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づき、教育・保育の提供体制の確保に関する計画について、その提供区域を以下のように設定し、国の「基本指針」に定められた教育・保育及び地域子育て支援事業の確保に関する内容と実施時期について定めます。

1 教育・保育の提供区域の設定

第2期益田市子ども・子育て支援事業計画と同様、益田市全域を提供区域として定める。

2 定期的な教育・保育事業

(1) 定期的な教育・保育事業の確保策の考え方

教育・保育施設及び地域型保育事業	算出対象 児童年齢
1号認定（認定こども園及び幼稚園）＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2号認定①（幼稚園）＜共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭＞	3～5歳
2号認定②（認定こども園及び保育所）＜共働き家庭＞	3～5歳
3号認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育事業）＜共働き家庭＞	0～2歳

(2) 教育・保育事業の提供体制

2025年度（令和7年度）	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①量の見込み（人）	58	750	387	165
②確保数（人）	58	750	417	186
特定教育・保育施設※1	58	750	412	181
特定地域型保育※2	0	0	5	5
② - ① =	0	0	51	

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

2026年度（令和8年度）	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①量の見込み（人）	51	713	347	160
②確保数（人）	51	713	363	186
特定教育・保育施設 ^{※1}	51	713	358	181
特定地域型保育 ^{※2}	0	0	5	5
② - ① =	0	0	42	

2027年度（令和9年度）	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①量の見込み（人）	42	643	338	156
②確保数（人）	42	643	342	186
特定教育・保育施設 ^{※1}	42	643	337	181
特定地域型保育 ^{※2}	0	0	5	5
② - ① =	0	0	34	

2028年度（令和10年度）	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①量の見込み（人）	34	578	327	152
②確保数（人）	34	578	322	186
特定教育・保育施設 ^{※1}	34	578	317	181
特定地域型保育 ^{※2}	0	0	5	5
② - ① =	0	0	29	

2029年度（令和11年度）	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①量の見込み（人）	29	532	317	148
②確保数（人）	29	532	305	186
特定教育・保育施設 ^{※1}	29	532	300	181
特定地域型保育 ^{※2}	0	0	5	5
② - ① =	0	0	26	

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

(3) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の提供体制

事業概要

生後6か月から3歳未満の未就園の子どもを対象に、保育所（園）や認定こども園等の施設で一定時間までの預かりを行います。

対象年齢

0歳～2歳

単位

時間

量の見込みと確保数

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み(人)	0	7	7	7	7
①量の見込み(時間)	0	1,200	1,175	1,140	1,109
②提供体制(時間)	0	1,200	1,200	1,200	1,200
②(時間)－①(時間)＝	0	0	25	60	91

提供体制の確保の内容及び実施時期について

令和8年度から「子ども・子育て支援法」に基づき、新たな給付事業として実施されることに伴い、本市においても、利用ニーズの動向を踏まえ、既存の教育・保育施設を活用するなどして、乳児等通園支援事業の利用を促進します。

乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるとともに、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有できる体制を整備します。

幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用へ円滑に移行できるよう支援します。

3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(1) 地域子育て支援事業の考え方

国の指針に定められている地域子育て支援事業は、以下の18事業です。それぞれの事業について、「量の見込み」に対する確保内容と実施時期を定めます。なお、今後は毎年推進状況を確認し、実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行うなど柔軟な対応を図ります。

①利用者支援事業	⑪一時預かり事業
②地域子育て支援拠点事業	⑫病児保育事業
③多様な主体の参入促進事業	⑬放課後児童健全育成事業
④妊婦健康診査	⑭子育て世帯訪問支援事業
⑤乳児家庭全戸訪問事業	⑮児童育成支援拠点事業
⑥養育支援訪問事業	⑯妊婦等包括相談支援事業
⑦子育て短期支援事業	⑰産後ケア事業
⑧実費徴収に係る補足給付を行う事業	⑱親子関係形成支援事業
⑨ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	
⑩延長保育事業	

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

①利用者支援事業

事業概要

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉などの関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言など必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりなどを行います。

量の見込みと提供体制

【こども家庭センター型】					
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み(箇所)	1	1	1	1	1
②提供体制(箇所)	1	1	1	1	1
②-①=	0	0	0	0	0

②地域子育て支援拠点事業

事業概要

乳幼児（0歳～2歳）及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

量の見込みと確保数

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み(人)	285	282	295	307	320
②提供体制(人)	750	750	750	750	750
②提供体制(箇所)	1	1	1	1	1
②(人)－①(人)=	465	468	455	443	430

③多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。

提供体制

今後、国の指針などに基づき取組について検討を行います。

④妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

量の見込みと提供体制

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み(人)	191	186	181	177	175
①量の見込み(回数)	2,265	2,204	2,144	2,095	2,071
②提供体制	・実施場所:各医療機関 ・検査項目:血液検査、超音波検査などの国が定める基本的な妊婦健康診査項目 ・実施時期:妊娠 12～39 週まで				

⑤乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行います。

量の見込みと提供体制

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み(人)	192	187	182	177	173
②提供体制	・実施体制:12人(保健師、看護師、助産師等) ・実施機関:直営				

⑥養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援します。

量の見込みと提供体制

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み(人)	50	50	50	50	50
②提供体制	・実施体制:13人(保健師、栄養士、社会福祉士など専門職) ・実施機関:直営				

⑦子育て短期支援事業(ショートステイ)

事業概要

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童(0歳～小学校6年生まで)について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

量の見込みと確保数

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み(人)	16	15	14	14	13
②提供体制(人)	16	15	14	14	13
②-①=	0	0	0	0	0

⑧実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などを助成します。

提供体制

本市では、特定教育・保育施設を利用する多子世帯の支給認定保護者について、副食材料費に要する経費を補助します。

⑨ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

事業概要

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

量の見込みと確保数

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み(人)	140	135	130	125	120
②提供体制(人)	180	180	180	180	180
②-①=	40	45	50	55	60

⑩延長保育事業

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外に、認定こども園、保育所等で保育を実施します。

量の見込みと確保数

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み(人)	227	252	228	206	189
②提供体制(人)	227	252	228	206	189
②-①=	0	0	0	0	0

⑪一時預かり事業

事業概要

保育所等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合に、保育所、幼稚園、認定こども園等で一時的にこどもを預かります。

提供体制

本市では、保育所等の利用の有無に関わらず、一時的に家庭での保育が困難となった場合に保育所、認定こども園で一時的保育事業を実施しています。

⑫病児保育事業

事業概要

病児について、病院等に付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育などを実施します。

量の見込みと確保数

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み(人)	325	305	284	264	249
②提供体制(人)	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
②提供体制(箇所)	1	1	1	1	1
②(人)－①(人)＝	1,475	1,495	1,516	1,536	1,551

⑬放課後児童健全育成事業

事業概要

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に小学校の活用可能教室などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

量の見込みと確保数

低学年	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み(人)	378	357	336	321	304
②提供体制(人)	392	392	392	392	392
②－①＝	14	35	56	71	88
高学年	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み(人)	61	61	60	59	54
②提供体制(人)	131	132	133	134	135
②－①＝	70	71	73	75	81
提供体制(施設数)	18	18	18	18	18

⑭ 子育て世帯訪問支援事業

事業概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐことを目的としています。

対象年齢

0歳～17歳

量の見込みと確保数

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み(人)	23	23	23	23	23
②確保数(人)	23	23	23	23	23
②提供体制(箇所)	5	5	5	5	5
②(人)－①(人)=	0	0	0	0	0

⑮ 児童育成支援拠点事業

事業概要

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童（6歳～17歳）などに対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路などの相談支援、食事の提供などを行います。

量の見込みと確保数

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み(人)	40	40	39	37	36
②確保数(人)	40	40	40	40	40
②提供体制(箇所)	2	2	2	2	2
②(人)－①(人)=	0	0	1	3	4

⑯妊婦等包括相談支援事業

事業概要

妊娠期の負担軽減のため、妊婦のための支援給付を行うとともに本事業を効果的に組み合わせることで総合的な支援を行います。

量の見込みと確保数

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み(回)	392	383	372	362	353
②提供体制(回)	392	383	372	362	353
②提供体制(箇所)	1	1	1	1	1
②(回)－①(回)=	0	0	0	0	0

⑰産後ケア事業

事業概要

出産後間もない母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援を行います。実施方法は、施設において日中、来所した利用者に実施する「日帰り（デイケア）型」、担当者が利用者の自宅に赴く「居宅訪問（アウトリーチ）型」があります。

量の見込みと確保数

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み(人)	228	224	216	212	204
②提供体制(人)	228	224	216	212	204
②提供体制(箇所)	2	2	2	2	2
②(人)－①(人)=	0	0	0	0	0

⑱親子関係形成支援事業

事業概要

こどもとの関わり方などに不安を抱えている保護者及びその児童に対し、地域の実情に応じ、講義やグループワークなどを通じて、児童の心身の発達の状況などに応じた情報の提供、相談及び助言を実施し、悩みや不安を抱える保護者が必要な情報の交換ができる場を設けるなど親子間における適切な関係性の構築を図るための支援を行います。

提供体制

本市では、支援対象者のニーズに寄り添いながらきめ細かに、適切な時期に対応するため、専門職により直営で実施をしています。

放課後児童対策パッケージの推進

<市町村行動計画などに盛り込むべき内容>

ア 一体型の放課後児童クラブ及びボランティアハウスの 2029 年度(令和 11 年度)に達成されるべき目標事業量

2029 年度(令和 11 年度)までにボランティアハウスが開設されているすべての放課後児童クラブ(全 9 箇所)で連携型が実施できるよう取り組んでいきます。

イ ボランティアハウスの 2029 年度(令和 11 年度)までの実施計画

現在ある 11 箇所のボランティアハウスの活動の充実を推進するとともに、放課後児童クラブと連携した取組を推進します。また、豊かな体験活動が各地区において継続的に実施される体制づくりのため、活動者への支援、各地区の機運の醸成に取り組めます。

ウ 放課後児童クラブ及びボランティアハウスの連携による実施に関する具体的な方策

国が示す一体型又は連携型を促進するため、福祉部局と教育委員会が一体となって放課後児童クラブとボランティアハウス及び地域を中心とした子育て支援事業の関係者と連携して学校施設等を活用した事業や行事の企画について取り組めます。

エ 小学校の活用可能教室などの放課後児童クラブ及びボランティアハウスへの活用に関する具体的な方策

教育委員会、学校と連携して、小学校の教室の活用状況を確認し、活用可能教室がある場合、可能な範囲で活用を推進します。

オ 放課後児童クラブ及びボランティアハウスの実施に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブ及びボランティアハウス事業推進するため、組織間の連携を強化し、相互の関係者が、密に情報共有を図り、総合的な放課後対策に取り組んでいきます。

カ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

児童の安全で安心な放課後の居場所づくりを第一に、配慮を必要とする児童に関する放課後児童支援員などに対する研修や放課後児童クラブ又はボランティアハウスでの受け入れに係るアドバイザーなどの派遣などの体制づくりを行います。

キ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

放課後児童クラブに預ける保護者や地域の実情などに応じて、きめ細かく利用しやすい制度を構築します。

ク 各放課後児童クラブがその役割をさらに向上させていくための方策

「生活の場」、「遊びの場」として、集団生活の中での社会性の確立を目指し適切な環境づくりを進めるため、放課後児童支援員などの研修の充実を図るなど質の向上に努めます。

ケ 放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

市公式ウェブサイトなどによる情報提供を継続するとともに、放課後児童クラブの運営受託者などを通じて、保護者、学校及び地域と連携を深めます。

コ 校内交流型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

放課後児童クラブの運営主体の理解を得ながら、関係部署と連携を図り、整備していきます。

サ 校内交流型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進に関する具体的な方策

放課後児童クラブの放課後児童支援員などと放課後子ども教室のコーディネーターが連携して、プログラムの内容、実施日などを検討できるよう、定期的な打合せの場を設けます。また、校内交流型プログラムを実施する場合には、安全に児童が移動できるよう、放課後児童支援員、ボランティアなどを配置します。

4 推計人口表

■推計人口表■

	実績値							推計値				
	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)	2027年 (令和9年)	2028年 (令和10年)	2029年 (令和11年)
0歳	320	269	281	264	238	197	192	187	182	177	173	171
1歳	352	325	272	283	271	240	200	195	189	183	178	174
2歳	332	318	316	279	287	269	242	202	197	191	185	180
3歳	339	344	324	320	289	282	272	245	204	199	193	187
4歳	355	327	349	327	319	285	281	271	244	203	198	192
0～4歳	1,698	1,583	1,542	1,473	1,404	1,273	1,187	1,100	1,016	953	927	904
5歳	403	337	325	344	331	317	284	280	270	243	203	198
6歳	405	364	340	328	341	334	319	286	282	272	245	205
7歳	367	392	362	343	332	339	336	321	288	284	274	247
8歳	423	401	388	356	349	327	337	334	319	286	282	272
9歳	415	374	398	387	360	344	327	337	334	319	286	282
5～9歳	2,013	1,868	1,813	1,758	1,713	1,661	1,603	1,558	1,493	1,404	1,290	1,204
10歳	397	372	389	390	360	360	342	325	335	332	317	284
11歳	422	419	369	395	390	390	361	343	326	336	333	318
12歳	392	404	413	370	392	392	388	359	341	324	334	331
13歳	417	400	404	418	369	369	393	389	360	342	324	334
14歳	425	427	402	404	415	415	368	392	388	359	341	323
10～14歳	2,053	2,022	1,977	1,977	1,926	1,926	1,852	1,808	1,750	1,693	1,649	1,590
合計	5,764	5,473	5,332	5,208	5,043	4,860	4,642	4,466	4,259	4,050	3,866	3,698

- 将来人口の推計に当たっては、「コーホート要因法」によって行った。「コーホート要因法」とは、ある基準年次の男女別、年齢別人口を出発点とし、これに仮定された女子の年齢別出生率、出生性比、男女年齢別生存率、男女年齢別人口移動率を適応して将来人口を推計する方法である。すでに生まれている人口については、基準人口（男女年齢別）から出発して将来年次の生存数、移動数を求め、将来人口を計算し、また、新たに生まれる人口については将来の出生者数を計算して、その生存率、移動率を求め、将来の人口を計算するという方法で、総人口は男女、年齢別人口を合計することによって求められます。
- 推計に当たっては、2018年（平成30年）～2024年（令和6年）3月31日現在の住民基本台帳に基づく男女各歳別人口を用いました。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

- 本計画の基本理念である「安心できるつながりの中で、こどもたちが未来に向かって羽ばたけるまち～すべてのこどもの最善の利益を第一に～」を具現化するためには、行政だけでなく、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業等、社会全体が連携することが重要です。本計画の推進に当たっては、学校や各種関係機関等との連携を深め、情報を共有化しながら、事業を推進、調整していきます。
- 本計画を円滑に実施するため、庁内の関係部署との連携や横断的な取組を推進していきます。また、こども、子育て当事者などの意見を取り入れながらこども施策の充実に努めます。
- こどもが権利の主体であること、また、ともに社会をつくる一員であることを市民全体へ周知などを行います。

2 計画の点検・評価

(1) 評価方法

- 本計画の着実な推進を図るため、「益田市子ども・子育て会議」において毎年度 PDCA サイクルに基づき、計画の実施状況について点検・評価し、必要に応じて問題点や課題の検討を行い、改善や見直しなどの必要な措置を講じていくこととします。

(2) 評価指標

定量的な評価を行うこととするため、中間年度（2027年度（令和9年度））と最終年度（2029年度（令和11年度））に市民アンケートを実施します。

資料編

1 益田市子ども・子育て会議設置規則

平成26年1月9日

益田市規則第1号

改正 平成30年4月1日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、益田市附属機関設置条例(平成25年益田市条例第13号)第3条の規定に基づき、益田市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第2条 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(再任)

第3条 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事にあたり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会は、子育て会議の委員のうちから会長が指名する者をもって組織し、部会の名称は会長が定める。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理し、部会において調査審議した結果を子育て会議に報告するものとする。

5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子育て会議の議決とすることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、福祉環境部子ども福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮り、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は、市長が招集する。

附 則(平成30年4月1日規則第16号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 委員名簿

益田市子ども・子育て会議 委員名簿

	氏名	所属／役職	備考
1	福井 一尊	島根県立大学保育教育学科 教授	
2	河野 利文	益田市保育研究会 会長	【会長】
3	山根 史子	益田市保育研究会保護者会連合会 会長	
4	永見 宏樹	益田市私立幼稚園連合会 代表	
5	松本 好則	益田市私立幼稚園 PTA 連合会 会長	
6	田原 恭子	島根県助産師会 代表	
7	中島 恵治	益田市小中学校校長会 代表	
8	田中 健人	益田市小中学校 PTA 連合会 会長	
9	積田 正江	益田市民生委員児童委員協議会 代表	
10	高島 尊子	島根県放課後児童支援スーパーバイザー 西部地区担当	
11	岩田 綾介	特定非営利活動法人よつばキッズスクール 理事長	

【任期】：2024年（令和6年）6月1日から2026年（令和8年）5月31日まで

3 子どもの権利条約



日本語訳：(公財)日本ユニセフ協会

出典：(公財)日本ユニセフ協会「子どもの権利条約採択30周年各条文のアイコン」

4 用語解説

用語	説明
ア行	
ICT	情報処理・情報通信分野の関連技術の総称
1号認定	満3歳以上で教育の認定を受けている就学前のこども
医療的ケア児	NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童
インクルーシブ保育・教育	こどもの年齢や国籍、障がいの有無にかかわらず、必要な支援を受けながら同じ場所で保育や教育を行う
NPO	非営利団体。「Non-Profit Organization」の略称
カ行	
教育・保育施設	保育所、幼稚園、認定こども園、事業所内保育事業所の総称
子育てサロン	子育ての不安や悩みを持つ親同士が気軽に無理なく集い、子育ての相談・情報交換などを通じて子育てを楽しみ、仲間づくりを行う場所
合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの（一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子ども数に相当する）
高等職業訓練促進給付金	ひとり親の方が就職の際に有利となる資格の取得を目指して養成機関で修業する期間の生活費を支援する制度
こども家庭センター	児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設
こども家庭ソーシャルワーカー	こども家庭福祉における一体的支援や予防的支援の推進、多機関連携による要保護児童対応等の主導的役割を担う
コミュニティ・スクール	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための制度（学校運営協議会制度のこと）
コンサルテーション	援助を必要としている人に対し、直接的に介入している他の領域の専門家を心理臨床家が支援する活動のこと
サ行	
里親	親の病気、家出、離婚、そのほかいろいろな事情により家庭で暮らせない子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて養育する人のこと
3号認定	満3歳未満で保育の認定を受けているこども
事業所内保育事業所	企業などが従業員のこどもなどを預かる保育施設
児童手当	児童（0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）を養育している方へ支給する手当
児童発達支援	障がい児通所支援事業の1事業であり、未就学児の障がいのある児童が対象。日常生活における基本的な動作の指導、技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供
児童扶養手当	父母の離婚などで、ひとり親家庭の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障がい児の場合は20歳未満））を監護する母又は父等へ支給する手当
主権者教育	国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくこと
就学援助制度	経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し学用品費、学校給食費、修学旅行費などを援助する制度
主任児童委員	児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員
巡回支援事業	幼児教育アドバイザーが教育・保育施設を訪問し、相談対応や助言等を行う事業
障がい児通所支援事業	障がいのある児童や発達に心配がある児童に療育を提供する事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所訪問支援など）

用語	説明
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取組を支援するため、教育訓練講座を受講するひとり親家庭の親に対し給付金を支給し、自立の促進を図る制度
スクールカウンセラー	児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどを行う
スクールソーシャルワーカー	不登校、いじめ、虐待など、さまざまな問題に直面している児童・生徒たちの課題解決を図る専門職
生活困窮者自立支援制度	生活困窮者の相談を受け、ひとりひとりの状況に合わせて、仕事の支援、家賃相当額の支給などの住まいの支援、家計の立て直しの支援などさまざまな支援を行う制度
生活保護制度	生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度
青少年育成市民会議	青少年の指導、育成に関する基本的かつ総合的な施策について調査し、青少年の健全育成を図る
夕行	
対話プラス	市内の小・中・高校生と地域の大人が、1対1の対話を通してこれまでの人生を振り返り、自分自身の生き方について考える授業
ダブルケア	育児期間と介護期間が重なること
地域学校協働活動	地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動
地域共生社会	制度・分野ごとの関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会
地域子ども子育て支援事業	子ども・子育て支援法第59条に基づき実施する事業
つろうて子育て協議会	地域の中の子どもに関する団体やひとの拠点となるネットワーク。地域総がかりで未来を担う子どもの育成に取り組む
DV	ドメスティック・バイオレンス。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと
特別児童扶養手当	20歳未満で精神又は身体に障がい有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される手当
ナ行	
2号認定	満3歳以上で保育の認定を受けている就学前のこども
ハ行	
PDCAサイクル	「Plan（計画）」「Do（実行）」「Check（調査）」「Action（改善）」、このプロセスを繰り返す行うことで、業務の改善や効率化を図る考え方
ファミリーホーム	家庭環境を失ったこども（複数名）を里親や児童養護施設職員など経験豊かな養育者がその家庭に迎え入れて養育する場
プッシュ型の情報提供	行政などが能動的に情報やサービスを市民に提供する方法
プラットフォーム	システムやサービスの土台や基盤となる環境のこと。サービスの提供者と利用者を繋ぐための場を提供する役割などがある
フリースクール	不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などを行う場
ふるさと教育	地域の教育資源（ひと・もの・こと）をいかした教育活動。学校・家庭・地域が一体となってふるさとに誇りを持ち心豊かでたくましい子どもを育てることを目指す
保育所訪問支援	障がい児通所支援事業の1事業であり、未就学児から18歳未満の障がいのある児童が対象。保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う
放課後児童クラブ	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生の放課後の居場所

用語	説明
放課後等デイサービス	障がい児通所支援事業の1事業であり、学校に就学する障がいのある児童が対象。授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行う
保幼小	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校のこと
母子・父子自立支援プログラム	ひとり親家庭の親の自立及び就職を支援するため、個々の状況やニーズに応じて策定するプログラム
ボランティアハウス (放課後子ども教室)	小学生が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民などの参画を得て、放課後などにすべての児童を対象として、学習や体験・交流活動などを行う
マ行	
益田市ひとづくり協働構想	「ひとが育つまち益田」の実現を目指し、「未来の益田市を支える担い手」、「しごとへの担い手」、「地域づくりの担い手、リーダー」を育成する取組を個人個人のライフステージに従って体系的に網羅した計画
益田版・職場体験	単なる仕事の体験ではなく、そこで働くひとや生き方との出会いを大切にしたい職場体験。働くひととの出会いを通して、生き方を学ぶ。
益田版接続カリキュラム	益田市の幼児教育、小学校教育の実態を踏まえ、5歳児から小学校1年生前期におけるカリキュラム（教育内容など）。
益田人100	ライフキャリアを体現しているひと。
マタニティ・ハラスメント	職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（他者へ不利益や不快感を与える言動など）
マネジメント	設定した目標に沿って組織を運営する
民生委員・児童委員	地域住民（こどもから高齢者まで）の困りごとや心配ごとを聴き、関係者や関係機関へつなぐ活動を行う
メディアコントロール	メディアに接する時間や、メディアに接する内容等を親がしっかり把握し、制限・制御（コントロール）すること
メディアリテラシー教育	必要なときに、必要な情報を効果的に探し出すとともに、見つけた情報を適切に評価・活用できる力を養う取組み
メンタルヘルス	こころの健康状態のこと
ヤ行	
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者
幼児教育アドバイザー	幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う者
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し適切な連携・協力を確保するための機関
ラ行	
ライフキャリア教育	自分の人生を能動的に生きていくことができる力を養う教育
ライフステージ	人生の節目を、乳児期、幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などの段階に分けたもの
ロールモデル	自分の行動や考え方の模範となる人物のこと
ワ行	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和

益田市こども計画

発行日：2025年（令和7年）3月

発行：島根県益田市（福祉環境部子ども福祉課）

〒698-0024 島根県益田市駅前町17番1号

益田駅前ビルEAGA 益田市立保健センター内

TEL:0856-31-1380 FAX:0856-22-8833